

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 全項目評価書(令和8年1月以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
②事務の内容 ※	地方税の業務は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び都市計画税(以下「市税」という。)の公平かつ適正な賦課並びに徴収にあたって、次の事務に分けられる。 なお、森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条第1項において、個人住民税の均等割と併せて行うものとされており、本評価書において森林環境税に係る事務は個人住民税に含まれるものとする。 1 個人住民税関係事務 賦課期日(1月1日)現在で、本市に居住する者及び本市内に事業所や家屋敷を有する者に対して個人住民税申告書等の課税資料から賦課決定を行い、通知するもの 2 固定資産税関係(都市計画税を含む)事務 賦課期日(1月1日)現在で、本市に土地、家屋及び償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)を所有している者に対して、その固定資産の価格に応じて賦課決定を行い、通知するもの 3 軽自動車税関係事務 賦課期日(4月1日)現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の主たる置場を、本市内に有する所有者に対して賦課決定を行い、通知するもの 4 諸税(事業所税、市たばこ税及び入湯税)関係事務 ・事業所税:市内の事業所等で事業を行う者の申告により徴収するもの ・市たばこ税:製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」という。)の申告により徴収する(手持品課税実施には、小売販売業者も申告納付義務者となる。)もの ・入湯税:鉱泉浴場の経営者の申告により、鉱泉浴場に入湯する入湯客からの入湯税を徴収するもの 5 収納管理事務 納税の管理、納税者への還付金の支払い、納期限内に納付がない者への滞納整理等を行うもの 6 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1 住民基本台帳に登録している者、住民基本台帳に登録していない者その他市税の賦課徴収に係る関連者の情報を管理する。 2 納税者の申請により口座振替納付の対象となる口座情報を管理する。 3 各種証明書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1 宛名管理システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者を特定する。 2 本市に居住する者、本市内に事業所や家屋敷を有する者などから提出される個人住民税申告書や給与支払報告書等の課税資料を登録する。 3 課税資料の名寄せを行い、課税標準額や徴収方法を決定し、賦課決定を行う。 4 自主決定等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム3	
①システムの名称	国税連携支援システム
②システムの機能	1 国税連携システムから取得した確定申告書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、個人住民税システム用にデータ変換を行う。 2 資料番号を採番する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	1 法務局(登記所)の登記異動通知等や宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者(共有者を含む。)を特定する。 2 調査した項目を評価情報に登録する。 3 評価情報をもとに、土地、家屋、償却資産の評価計算を行い、各資産・課税客体の課税標準額や軽減税額を決定し、賦課決定を行う。 4 減免等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 家屋評価システム ）

システム5	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	1 建築確認申請情報及び固定資産税システムから連携した登記異動通知情報等を基に調査対象家屋を特定する。 2 調査対象家屋所有者に送付する実地調査依頼書の作成を行う。 3 実地調査、建築図面等を基に家屋の図面描画、評価計算を行う。 4 算出した再建築費標点数等評価情報の固定資産税システムへの連携データを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	1 宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者を特定する。 2 本市に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者などから提出される軽自動車税申告書により、新規登録、修正、廃車の登録を行う。 3 課税資料の名寄せを行い、税額を決定し、賦課決定を行う。 4 減免等により税額の変更を行う。 5 納税通知書や納付書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	事業所税システム
②システムの機能	1 本市内の事業所等で事業を行う者及び市内の事業所用家屋を貸し付けている者などから提出される事業所税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	1 市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、市たばこ税システム及び入湯税システムの賦課情報を受け取り、収納管理情報(納税情報)に登録する。 2 金融機関等により受け取った納税情報の登録・更新を行う。 3 過誤納等の処理のため還付及び充当や不納欠損処理を行う。 4 納付書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム9

①システムの名称	eLTAX審査システム
②システムの機能	1 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(当時)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 2 このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税、市たばこ税及び入湯税の申告、給与支払報告書等の提出、事業所税、市たばこ税及び入湯税の更正請求、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ・審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ・税務システムから審査システム(eLTAX)への連携：特別徴収税額通知データ等 5 審査システム(eLTAX)には、 ・個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ・固定資産税(償却資産)：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ・事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・市たばこ税：市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、市たばこ税の申告書、更正請求書等を受領する。 ・入湯税：入湯税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、入湯税の申告書、更正請求書等を受領する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム10

①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	
②システムの機能	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(当時)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 3 国税連携システム(eLTAX)には、 ・国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ・他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム11	
①システムの名称	システム連携基盤
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバ、各業務システム ）
システム12	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （

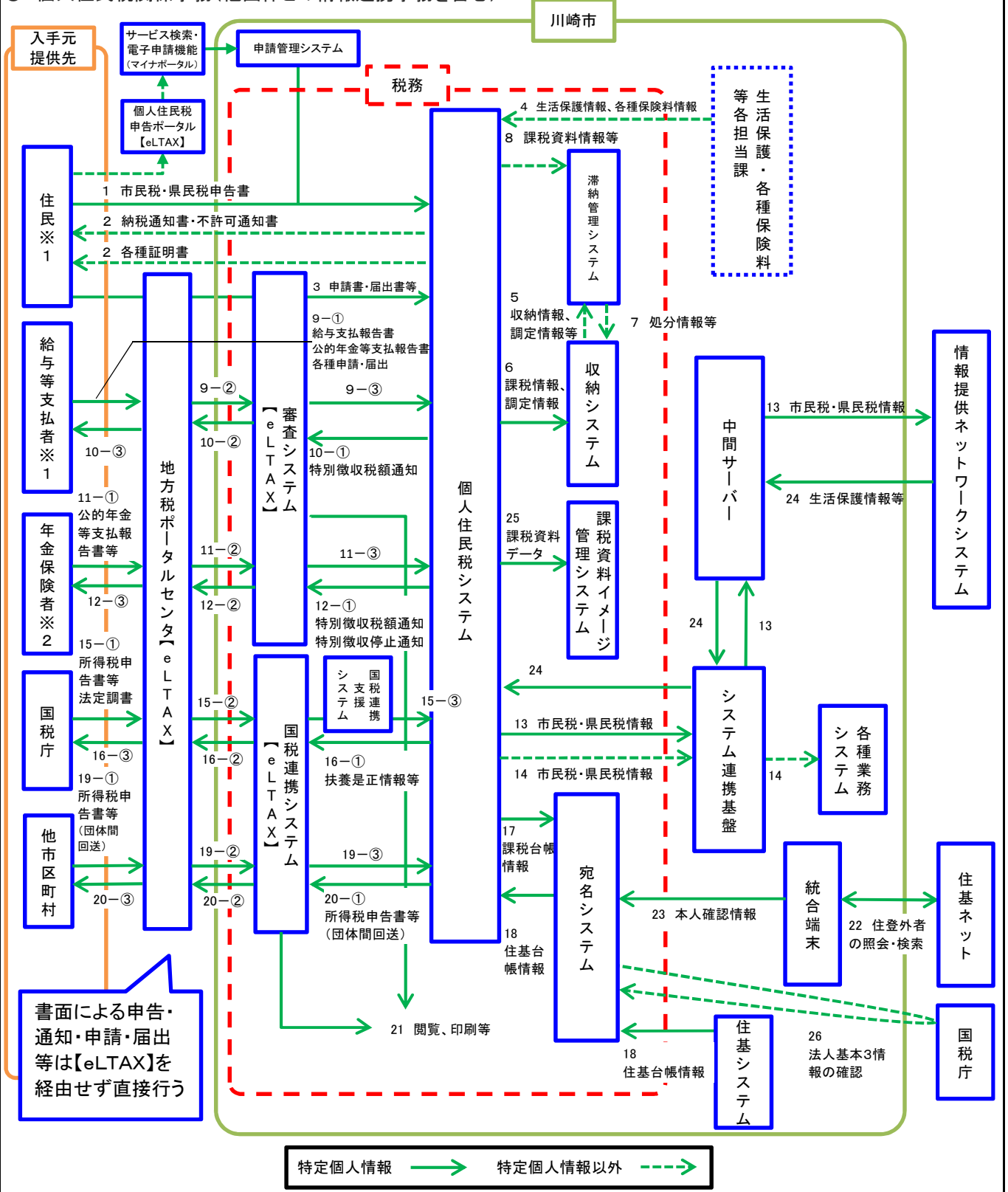
システム13	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人確認情報の照会・検索 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーとして、本市統合端末により本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への本人確認情報照会 全国のサーバに対して、住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム14	
①システムの名称	市たばこ税システム
②システムの機能	1 製造たばこの卸売販売業者等から提出されるたばこ税申告書及び小売販売業者等から提出されるたばこ税の手持品課税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム15	
①システムの名称	入湯税システム
②システムの機能	1 本市内の鉱泉浴場の特別徴収義務者から提出される入湯税納入申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容(納付額等)を登録する。 2 更正等により税額の変更を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム16	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (サービス検索・電子申請機能)

システム17	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （申請管理システム）
システム18	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （システム連携基盤）

3. 特定個人情報ファイル名		
(1) 市民税データファイル、(2) 固定資産税データファイル、(3) 軽自動車税データファイル、(4) 事業所税データファイル、(5) その他諸税データファイル、(6) 収納管理データファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	1 市民税データファイル 課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 2 固定資産税データファイル 課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 3 軽自動車税データファイル 課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 4 事業所税データファイル 課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 5 その他諸税データファイル 課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 6 収納管理データファイル 効率的かつ正確な収納管理ができる。	
②実現が期待されるメリット	1 確定申告書や個人住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税資料情報や、市町村の有する住民情報等について、個人番号をキーとして名寄せでき、納税者の地方税関係情報をよりの確かつ効率的に把握することができる。 2 現在は添付書類などの紙媒体での照会により確認している地方税関係情報等について、番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となるため、事務負担の削減やより適正かつ公平な賦課徴収事務や調査ができる。 3 番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税当局から社会保障担当部局等へ地方税関係情報が提供されることになり、社会保障分野の手続きで求めている所得証明書等の添付書類の提出を省略することができる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政局税務部税制課	
②所属長の役職名	税制課長	
8. 他の評価実施機関		
—		

(別添1) 事務の内容

◎ 個人住民税関係事務(他団体との情報連携事務を含む)



(備考)

※1 納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、※2を除く。)を含む。

※2 公的年金等支払者のうち、厚生労働大臣(日本年金機構)、厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。

1 本人確認措置を行い、市民税・県民税申告書を受付、申告内容を個人住民税システムに入力する。

電子申告の場合、個人住民税申告ポータルで申告手続が行われ、マイナポータル及び申請管理システムを経由し、(システム連携基盤を介して)住民税申告データをダウンロードする。なお、基幹税務システムへの連携は行わない。

2 課税者には納税通知書を送付する。申請により証明書を交付する。

3 本人確認措置を行い、申請書や届出書等の受付を行う。

4 賦課徴収事務に係る福祉情報等(生活保護情報や各種保険料)を電子媒体により取得する。

5 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。

6 各納期の収納情報を管理する。

7 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。

8 課税資料情報を、特定個人情報を含まない形で滞納システムへ提供する。

【審査システム(eLTAX)】

9 納税者等からの申告書等データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの受領

9-① 納税者等が作成した申告書等データ等が地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

9-② 審査システム(eLTAX)は、申告書等データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。

9-③ 審査システム(eLTAX)から、申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。

10 納税者等への特別徴収税額通知データ、プレ申告データの送信【実施団体のみ】

10-① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

10-② 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

10-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を納税者等のメッセージボックスに格納する。また、格納した旨のメールを納税者等に送信する。(納税者等は、メッセージボックスで当該データを確認し、ダウンロードや印刷を行う。)

※納税者等には、納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、以下※2の年金保険者を除く。)を含む。

11 年金保険者からの公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの受領

11-① 年金保険者が公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納する。

11-② 審査システム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。

11-③ 審査システム(eLTAX)から、公的年金等支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。

12 年金保険者への特別徴収税額通知データ、特別徴収停止通知データの送信

12-① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

12-② 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

12-③ 年金保険者は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。

※2における年金保険者は、公的年金等支払者のうち、

・厚生労働大臣(日本年金機構)

・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会である。

【外部連携システム】

13、24 情報提供ネットワークシステムによる市民税・県民税情報や生活保護情報等の流れ

14 庁内の市民税・県民税情報の流れ

【国税連携システム(eLTAX)】

15 国税庁からの所得税申告書等データ、法定調書データの受領

15-① 国税庁から、所得税申告書等データ等が地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

15-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データ等を国税連携システム(eLTAX)に送信する。

15-③ 国税連携システム(eLTAX)から所得税申告書等データ等を取得し、国税連携支援システムにより資料番号を付番した上で税務システムに格納する。

16 国税庁への扶養是正情報等データの送信

16-① 扶養是正情報等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。

16-② 国税連携システム(eLTAX)は、扶養是正情報等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

16-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、扶養是正情報等データを国税庁に送信する。

【宛名システム】

17 住民登録のない課税対象者等の宛名情報を管理する。

18 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。

【国税連携システム(eLTAX)】

19 他市区町村からの所得税申告書等データの受領(団体間回送)

19-① 他市区町村から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

19-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。

19-③ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データを取得し、税務システムに格納する。

20 他市区町村への所得税申告書等データの送信(団体間回送)

20-① 他市区町村に係る所得税申告書等データを、国税連携システム(eLTAX)に格納する。

20-② 国税連携システム(eLTAX)は、所得税申告書等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

20-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを他市区町村に送信する。

【その他】

21 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

22 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。

23 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

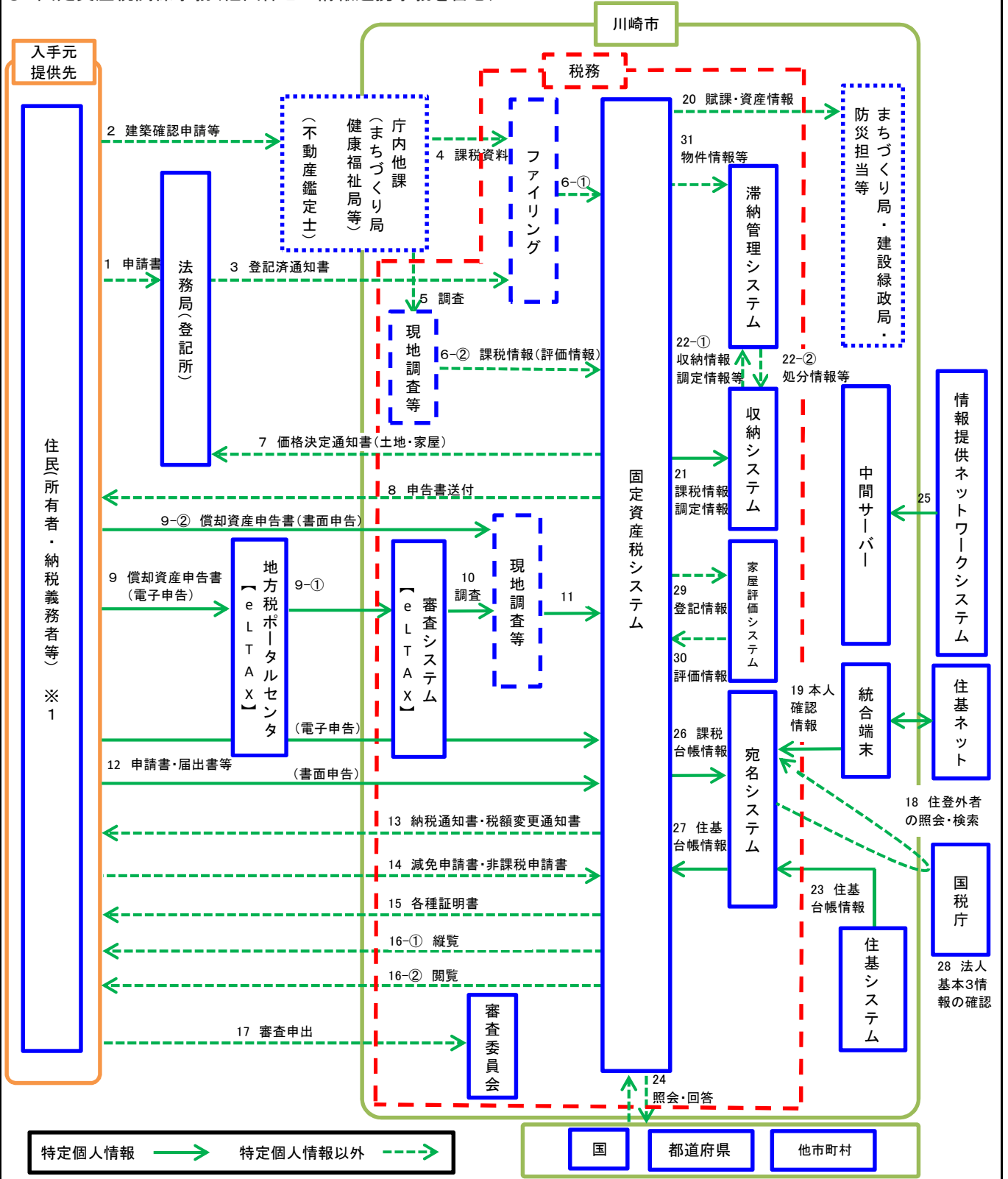
26 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。

【イメージ管理システム】

25 電子データで提出された課税資料の疑似イメージ、紙媒体で提出された課税資料のスキャンデータの閲覧等をする。

(別添1) 事務の内容

◎ 固定資産税関係事務(他団体との情報連携事務を含む)



(備考)

※ 代表相続人、納税管理人、代理人(税理士等)を含む。

【土地・家屋】

- 1 土地・家屋の所有者等は法務局へ登記申請を行う。
- 2 土地・家屋の所有者等は建築確認申請等を行う。
- 3 法務局は登記済通知書(紙・データ)を送付する。
- 4 庁内他課等が保有する課税資料(建築確認・生活保護・路線価等)を収集をする。(償却資産も有)
- 5 登記済通知書や課税資料を基に現地調査を実施する。
- 6 固定資産税システム入力
 - 6-① 登記情報等を入力する。
 - 6-② 評価情報を入力する。
- 7 価格決定通知書を法務局へ送付する。(データ)

【償却資産(eLTAX)】

- 8 償却資産申告書等を送付する。
- 9 償却資産申告書を提出する。
 - 9-① 電子申告者は地方税ポータルセンタ(eLTAX)に申告書データ等を送信する。
 - 9-② 書面申告者は郵送又は持参により申告書等を提出する。
- 10 提出された申告書を現地調査等で精査する。
- 11 審査済の申告書を手入力又は電子データで固定資産税システムに入力する。

【共通】

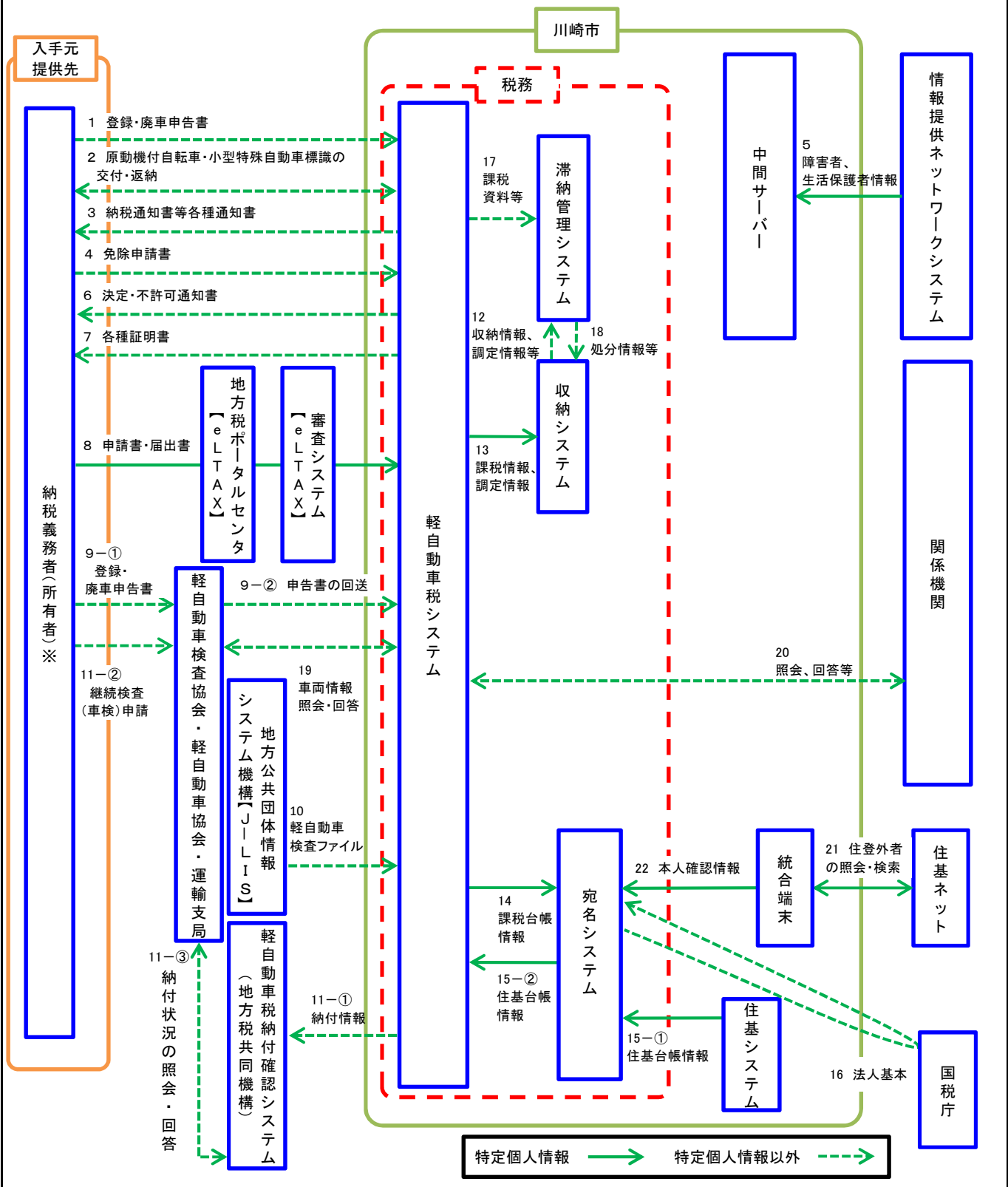
- 12 本人確認措置を行い、申請書や届出書等の受付を行う。
- 13 納税者に納税通知書等を送付する。
- 14 減免申請書・非課税申請書等を提出する。
- 15 各種証明書等を交付する。
- 16-① 縦覧帳簿を公開する。
- 16-② 閲覧台帳を交付する。
- 17 固定資産税価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行う。
- 18 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 19 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

【市税システム】

- 20 賦課・資産情報の照会があった場合は、庁内他課へ提供する。
- 21 各納期の収納情報を管理する。
- 22-① 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 22-② 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 23 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 24 国・都道府県・他市町村からの照会や各種統計資料の提出を行う。
- 25 情報提供ネットワークシステムによる生活保護情報等の流れ。
- 26 住民登録のない課税対象者等の宛名情報を管理する。
- 27 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 28 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 29 登記異動通知情報等を家屋評価システムに取り込み、実地調査依頼書の作成を行う。
- 30 家屋の図面描画、評価計算を行い、算出した再建築費標点数等評価情報を連携する。
- 31 物件情報等を、特定個人情報を含まない形で滞納システムへ提供する。

(別添1) 事務の内容

◎ 軽自動車税関係事務(他団体との情報連携事務を含む)



(備考)

※ 納税義務者の代理人、代行業者を含む。

- 1 本人確認措置を行い、原動機付自転車・小型特殊自動車申告書を受付し、申告内容を軽自動車税システムに入力する。
 - 2 納税義務者(所有者)に、取得時には標識交付証明書及び標識を交付し、廃車時には廃車申告受付書を交付し標識を回収する。
 - 3 納税義務者(所有者)に、納税通知書を送付する。
 - 4 本人確認措置を行い、免除申請書の受付を行う。
 - 5 生活保護情報等を情報提供ネットワークシステムに照会する。
 - 6 免除申請を行った納税義務者(所有者)に、免除決定通知書又は免除不許可通知書を送付する。
 - 7 本人確認措置を行い、証明書を発行する。
 - 8 本人確認措置を行い、申請書や届出書等の受付を行う。なお、書面による申請・届出の場合はeLTAXを経由しない。
 - 9 軽自動車税申告書の受領(※)
 - 9-① 本人確認措置を行い、軽自動車検査協会、軽自動車協会、運輸支局で軽自動車税申告書を受付する。
 - 9-② 軽自動車検査協会等から回送された申告書の内容を軽自動車税システムに入力する。
 - 10 軽自動車検査ファイルを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じてダウンロードし、軽自動車税システムの車両情報と突合する。
 - 11 軽自動車検査協会からの納付状況照会に対し、納付情報を基に回答する。
- ※1及び9については、総務省の技術的助言等により、当分の間、個人番号を記載しないこととする。

【市税システム】

- 12 収納情報等により滞納者を特定し、管理し、納期限経過後、未納がある者に対して督促状を送付する。
- 13 各納期の収納情報を管理する。
- 14 住民登録のない課税対象者等の宛名情報を管理する。
- 15 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 16 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 17 課税資料等を特定個人情報を含まない形で課税システムから滞納システムへ取り込む。
- 18 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。

【照会・回答】

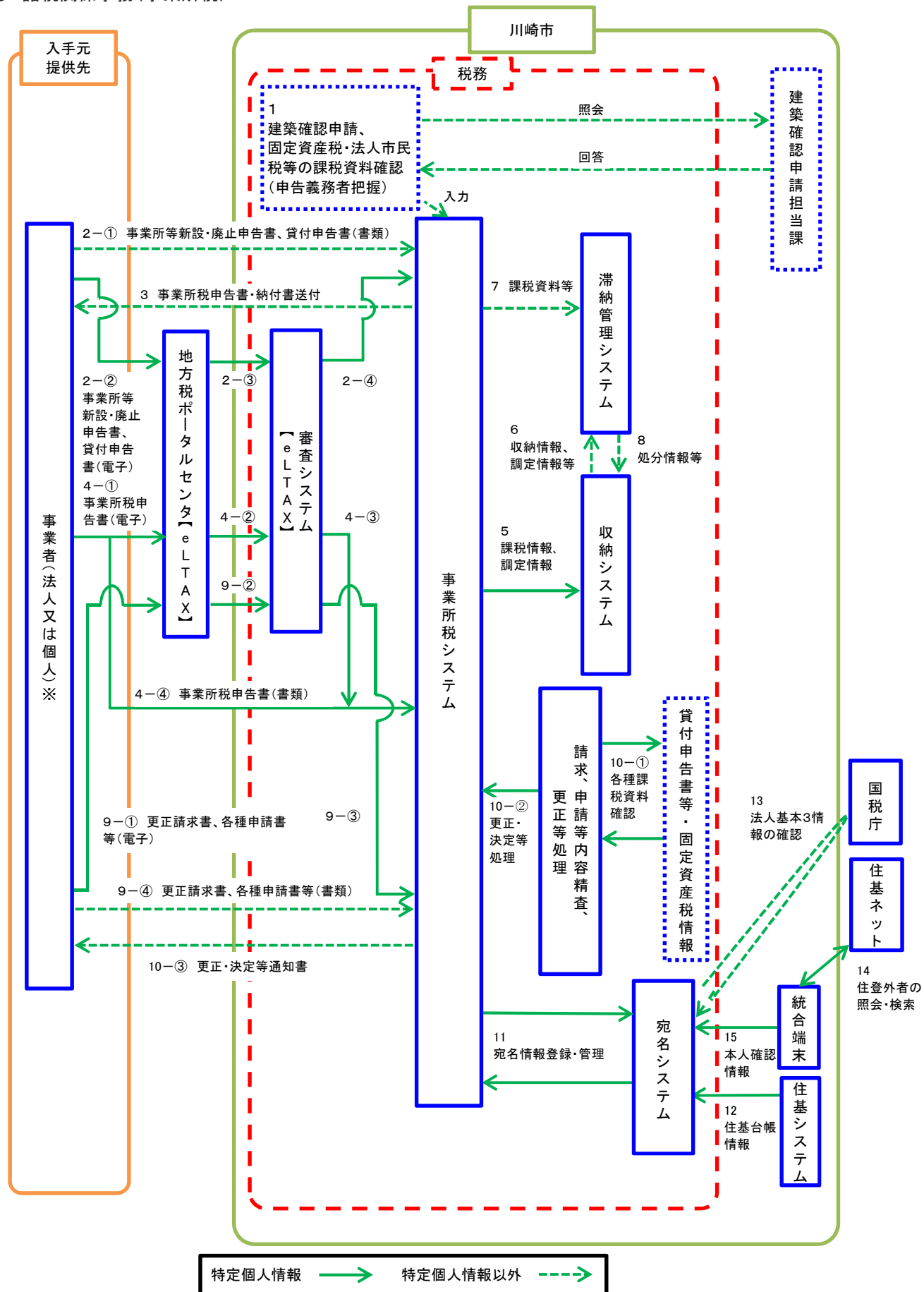
- 19 軽自動車検査協会、軽自動車協会、運輸支局が管轄する車両情報について、照会する。
- 20 関係機関と相互に照会、回答等を行う。

【共通】

- 21 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 22 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

(別添1) 事務の内容

◎ 諸税関係事務(事業所税)



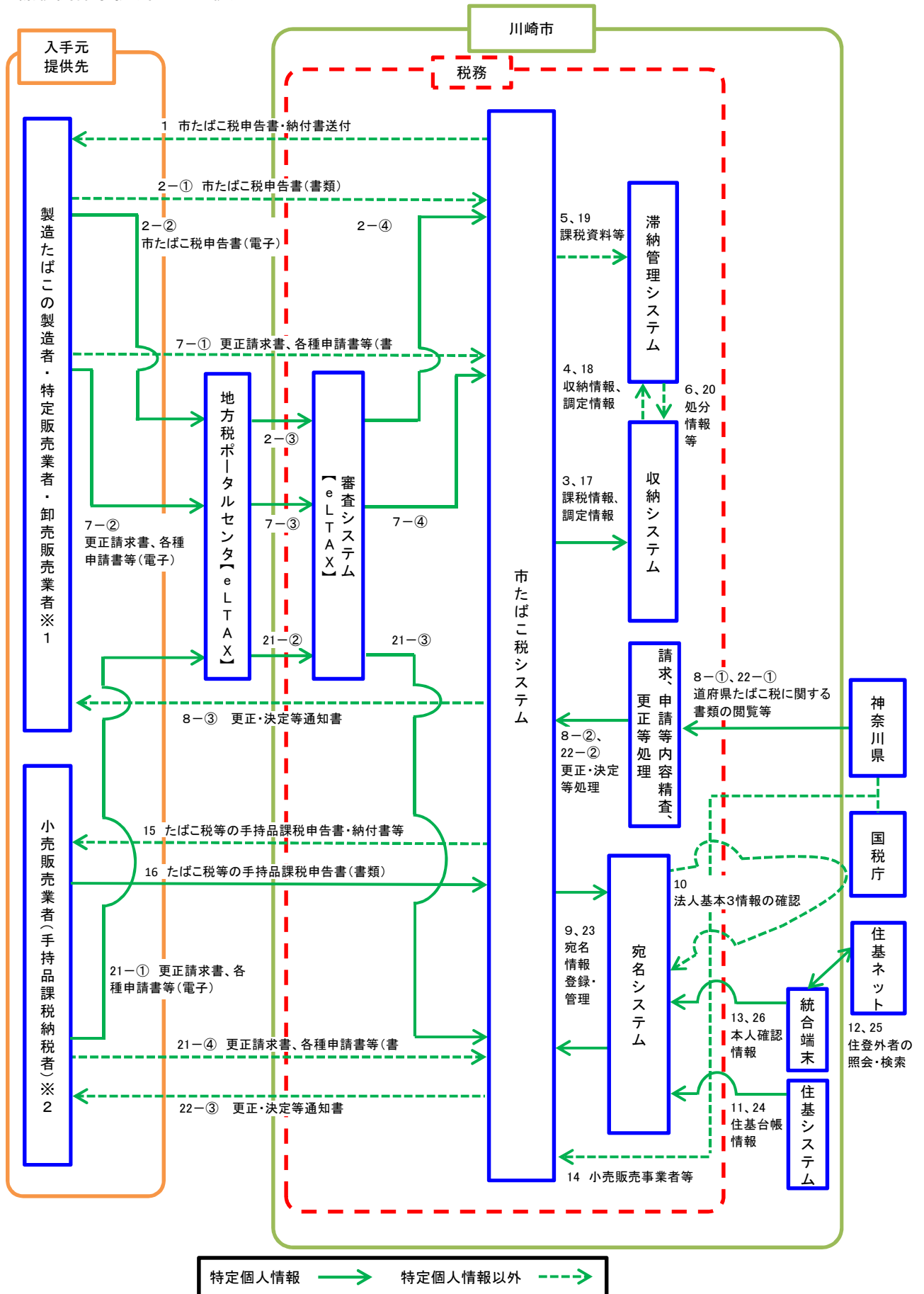
(備考)

※ 納税者の代理人(税理士等)を含む。但し、更正・決定通知書の送付については納税者のみ。

- 1 事業所税に係る事業所(家屋)情報等を紙や電子媒体より取得し、納税者を把握し、事業所税システムに入力する。
- 2-① 事業所等新設・廃止申告書、貸付申告書(書類)を受付。事業所税の情報を事業所税システムに入力する。
- 2-② 納税者等が作成した事業所等新設・廃止申告書、貸付申告書データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 2-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 2-④ 審査システム(eLTAX)から取得した事業所等新設・廃止申告書、貸付申告書データを紙出力し、受付。事業所税の情報を事業所税システムに入力する。
- 3 事業所税システムから対象となる納税者等を抽出後、事業所税申告書・納付書を電算作成のうえ、納税者宛て送付する。
- 4-① 納税者等が作成した事業所税申告書データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 4-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 4-③ 審査システム(eLTAX)から取得した事業所税申告書データを紙出力し、受付。申告内容を事業所税システムに入力する。
- 4-④ 事業所税申告書(書類)を受付。申告内容を事業所税システムに入力する。
- 5 各調定の収納情報を管理する。
- 6 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 7 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。
- 8 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 9-① 納税者等が作成した更正請求書、各種申請書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 9-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 9-③ 審査システム(eLTAX)から取得した更正請求書、各種申請書等データを紙出力し、受付。請求、申請等内容を事業所税システムに入力する。
- 9-④ 更正請求書、各種申請書等(書類)を受付。請求、申請等内容を事業所税システムに入力する。
- 10-① 請求内容精査に伴い、必要に応じて各種課税資料を確認する。
- 10-② 事業所税システムに更正・決定等処理入力を行う。
- 10-③ 納税者に更正・決定等通知書を送付する。
- 11 納税者の宛名情報を登録・管理する。
- 12 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 13 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 14 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 15 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

(別添1) 事務の内容

◎ 諸税関係事務(市たばこ税)



(備考)

※1 納税者の代理人(税理士等)を含む。但し、更正・決定通知書の送付については納税者のみ。

※2 手持品課税に係る納税者の代理人(税理士等)を含む。但し、更正・決定通知書の送付については納税者のみ。

【通常課税】

- 1 市たばこ税システムから対象となる納税者等を抽出後、市たばこ税申告書・納付書を納税者宛て送付する。
- 2-① 市たばこ税申告書(書類)を受付。申告内容を市たばこ税システムに入力する。
- 2-② 納税者等が作成した市たばこ税申告書データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 2-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 2-④ 審査システム(eLTAX)から取得した市たばこ税申告書等データを紙出力し、受付。申告内容を市たばこ税システムに入力する。
- 3 各調定の収納情報を管理する。
- 4 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 5 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。
- 6 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 7-① 更正請求書、各種申請書等(書類)を受付。請求、申請等内容を市たばこ税システムに入力する。
- 7-② 納税者等が作成した更正請求書、各種申請書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 7-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 7-④ 審査システム(eLTAX)から取得した更正請求書、各種申請書等データを紙出力し、受付。請求、申請等内容を市たばこ税システムに入力する。
- 8-① 請求内容精査に伴い、必要に応じて道府県たばこ税に関する書類の閲覧をする。
- 8-② 市たばこ税システムに更正・決定等処理入力を行う。
- 8-③ 納税者に更正・決定等通知書を送付する。
- 9 納税者の宛名情報を管理する。
- 10 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 11 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 12 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 13 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

【税制改正に伴う手持品課税】

- 14 神奈川県及び国税庁からの小売販売事業者の情報提供により、小売販売事業者等の情報を市たばこ税システムに入力する。
- 15 市たばこ税システムから手持品課税対象者を抽出後、たばこ税等の手持品課税申告書・納付書等を送付する。(三税共同送付)
- 16 たばこ税等の手持品課税申告書(書類)を受付。申告内容を市たばこ税システムに入力する。
(たばこ税等の手持品課税申告書[書類]は基本的には税務署へ提出され、本市分が回送される。)
- 17 各調定の収納情報を管理する。
- 18 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 19 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。
- 20 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 21-① 納税者等が作成した手持品課税に係る更正請求書、各種申請書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 21-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 21-③ 審査システム(eLTAX)から取得した手持品課税に係る更正請求書、各種申請書等データを紙出力し、受付。請求、申請等内容を市たばこ税システムに入力する。
- 21-④ 手持品課税に係る更正請求書(書類)を受付。請求、申請等内容を市たばこ税システムに入力する。
- 22-① 請求内容精査に伴い、必要に応じて道府県たばこ税に関する書類の閲覧をする。
- 22-② 市たばこ税システムに更正・決定等処理入力を行う。
- 22-③ 納税者に更正・決定等通知書を送付する。
- 23 納税者の宛名情報を管理する。
- 24 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 25 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 26 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

◎ 諸税関係事務(入湯税)



(備考)

※ 納税者の代理人(税理士等)を含む。但し、更正・決定通知書の送付については納税者のみ。

- 1 温泉利用許可情報を確認し、納税者を把握する。
- 2-① 鉱泉浴場経営申告書(書類)を受付。入湯税の情報を入湯税システムに入力する。
- 2-② 納税者等が作成した鉱泉浴場経営申告書データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 2-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 2-④ 審査システム(eLTAX)から取得した鉱泉浴場経営申告書データを紙出力し、受付。入湯税の情報を入湯税システムに入力する。
- 3 入湯税システムから対象となる納税者等を抽出後、入湯税申告書・納付書を電算作成のうえ、納税者宛て送付する。
- 4-① 納税者等が作成した入湯税申告書データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 4-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 4-③ 審査システム(eLTAX)から取得した入湯税申告書データを紙出力し、受付。申告内容を入湯税システムに入力する。
- 4-④ 入湯税申告書(書類)を受付。申告内容を入湯税システムに入力する。
- 5 各調定の収納情報を管理する。
- 6 収納情報等により滞納者を特定し、管理する。
- 7 課税資料等の情報を特定個人情報を含まない形で滞納システムへ取り込む。
- 8 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。
- 9-① 納税者等が作成した更正請求書、各種申請書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- 9-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該データを取得する。
- 9-③ 審査システム(eLTAX)から取得した更正請求書、各種申請書等データを紙出力し、受付。請求、申請等内容を入湯税システムに入力する。
- 9-④ 更正請求書、各種申請書等(書類)を受付。請求、申請等内容を入湯税システムに入力する。
- 10-① 入湯税システムに更正・決定等処理入力を行う。
- 10-② 納税者に更正・決定等通知書を送付する。
- 11 納税者の宛名情報を登録・管理する。
- 12 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 13 法人基本3情報を確認し、宛名システムへの法人番号の登録、必要に応じて修正入力を行う。
- 14 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 15 番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。

◎ 收納管理事務



(備考)

【収納システム・宛名システム】

- 1 課税システムから課税情報及び調定情報を、宛名システムから宛名情報、振替口座・還付口座の登録情報を受領する。
- 2 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- 3 収納システムから滞納システムへ調定情報・収納情報等を送信する。
- 4 金融機関でQRコード非対応納付書を使用して納付した納税者の収納情報を収納データ作成業務委託業者から受領しシステムへ取込、消込処理を行う。
- 5 コンビニエンスストアで納付手続が行われた債権の収納データを受信し、消込処理を行う。
- 6 共通納税システムを利用して納付手続があった場合の収納データを受信し、消込処理を行う。
- 7 過誤納金が発生した場合に還付・充当処理を行い、納税者に対して、還付・充当通知書を送付する。
還付処理を行う場合、指定金融機関に対して口座振込情報を送信する。
- 8 納税者が還付口座登録システムを利用して登録した還付口座情報を宛名システムに取り込む。
- 9 納税者から受領した口座振込依頼書に記入された還付口座情報を宛名システムに登録する。
- 9-2 納税者が登録した公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムで照会し、口座情報を収納システムに入力する。
- 10 各種証明書を発行・交付する。
- 11 収納情報等により滞納者を特定・管理し、納期限経過後、未納がある者に対して督促状を送付する。
- 12 納税者が金融機関で申し込んだ口座振替納付依頼書の回付を受け、宛名システムに振替口座を登録する。
- 13 納税者がWeb口座振替申込サービスを利用して申し込んだ口座情報を受信し、宛名システムに振替口座を登録する。
- 14 金融機関へ口座振替の請求データを送信し、金融機関から口座振替の結果データを受信する。結果データを収納システムへ取込、消込処理を行う。
- 15 本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
- 16 金融機関でQRコード対応納付書を利用して納付した納税者の収納情報を共通納税システムから収納データを受信し、消込処理を行う。

【滞納管理システム】

- 17 課税資料等を特定個人情報を含まない形で課税システムから滞納システムへ取り込む。
- 18 督促状を発付しても自主納付がない者に対して納税催告書を送付する。
- 19 本人確認措置を行ったうえで、納税者からの納税相談を受け、納税課窓口で市税を領収する。
また、相談内容に応じて特定個人情報を含まない納税誓約書及び徴収猶予申請書等を受領する。
- 20 税務署及び他自治体等との間で滞納者の実態調査を行う。
- 21 滞納者の財産に対して各種調査を行い、回答を得る。
- 22 督促状発付から10日を経過してもなお滞納があるものに、各種滞納処分を行う。
- 23 滞納システムから収納システムへ処分情報等を連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 市民税データファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
その必要性	個人住民税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (電子証明書利用者証明用のシリアル番号)
その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の配偶者・扶養親族を特定するために必要 ○業務関係情報 ・国税関係情報:賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報:賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・障害者福祉関係情報:賦課処分を適切に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要 ・年金関係情報:賦課処分を適正に行うため必要 ・電子証明書利用者証明用のシリアル番号:申請者の本人確認のために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民文化局、健康福祉局 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者 ） ☐ その他 （ 給与支払報告書提出義務者、公的年金等支払報告書提出義務者 ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN）、サービス検索・電子申請機能 ）	
③入手の時期・頻度		○当初賦課事務における入手 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税申告書などの課税資料は随時 ○当初賦課事務以外における入手 ・国税情報は毎月1回 ・地方税情報、生活保護情報及び障害者情報は、賦課事務の各種調査時 ※審査システム（eLTAX）では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなる。	
④入手に係る妥当性		1月1日現在に市内に住所のある者は、前年中の所得を市町村に申告しなければならない。（地方税法第317条の2、地方税法第317条の6）	
⑤本人への明示		地方税法第317条の2、地方税法第317条の6、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号	
⑥使用目的 ※		扶養控除の所得調査、障害者控除の障害等級の確認、減免事務その他個人住民税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため	
	変更の妥当性	-	
⑦使用の主体		使用部署 ※	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課
		使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。	
		住民票情報と申告情報を突合し、賦課決定対象者や未申告者を正確に把握する。 生活保護情報と申告情報を突合し、課税内容や減免対象者を把握する。 障害者関係情報と申告情報を突合し、課税内容や減免対象者を把握する。 年金給付情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 国税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。	
		情報の統計分析 ※	
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (8) 件	
委託事項1	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘業務	
①委託内容	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、郵送する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税を普通徴収の方法によって徴収する者
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能	
⑥委託先名	株式会社 アイネス 首都圏営業第二部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
委託事項2	市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書印字・製本・封入及び封緘業務	
①委託内容	市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品を行い、郵送する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する者
	その妥当性	短期間で大量の税額決定通知書の印字やチラシ等の封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能	
⑥委託先名		株式会社 TLP 横浜営業所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
委託事項3		市民税・県民税申告書封入封緘業務	
①委託内容		市民税・県民税申告書(電算印字用の連続用紙・本市で宛名等を印字済み)、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	前年度に個人住民税申告書を提出した者及び当該申告書発送を依頼した者	
	その妥当性	短期間で大量の申告書やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		事務担当課への問い合わせによる	
⑥委託先名		NPP 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
委託事項4		市民税・県民税(給報・年報)データ入力業務	
①委託内容		給与支払報告書・年金支払報告書、その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。	

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	提出された課税資料の該当者	
	その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能	
⑥委託先名		シティコンピュータ 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
委託事項5		市民税・県民税(国税連携)データ入力業務	
①委託内容		確定申告書(国税連携データ送信されない箇所)その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	提出された確定申告書の該当者	
	その妥当性	確定申告書(国税連携データ)に係る資料を効率的かつ正確にシステム登録するため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能	
⑥委託先名		株式会社 ワイシーシーデータサービス	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
委託事項6		市税システム再構築・運用保守業務	
①委託内容		市税システムの再構築及び運用保守に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者	
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名		富士通Japan 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託	
委託事項7		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務	
①委託内容		審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者及び公的年金等受給者並びに国税連携システム(eLTAX)を通じて送受信した課税資料の該当者	
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
委託事項8		申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市民税申告書を電子申告する者
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ、開発元でもあるため。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退館管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバからの直接操作) にて取扱いを行う。
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (76) 件 [☐] 移転を行っている (42) 件 [] 行っていない
提供先1	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与所得に係る特別徴収税額を給与の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (LGWAN、インターネット回線)
⑦時期・頻度	当初賦課決定(年1回:5月)、更正・修正時(月1回)
提供先2	・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収税額を年金給付の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年11回 ・年金特徴変更通知 年9回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税額の修正・更正
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で自主決定した者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（LGWAN、専用回線） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合、随時
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	市民税・県民税の賦課決定
③提供する情報	本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定に基づく通知
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で賦課しない、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払いを受けた者及び所得税申告者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（LGWAN） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	他市区町村が賦課する者であったことが判明した場合、随時

提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第3条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第4条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先7	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第5条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項
②提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第6条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第7条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第9条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第13条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第15条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第17条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第22条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第30条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第39条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第41条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第44条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第50条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第51条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第60条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第61条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第65条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第67条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先31	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第78条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第83条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第85条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第86条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第88条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒]情報提供ネットワークシステム [☐]専用線 [☐]電子メール [☐]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐]フラッシュメモリ [☐]紙 [☐]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先36	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第89条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒]情報提供ネットワークシステム [☐]専用線 [☐]電子メール [☐]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐]フラッシュメモリ [☐]紙 [☐]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第92条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第93条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第110条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第117条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第134条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第139条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第140条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先54	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第142条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先55	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第143条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第144条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先59	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第153条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第154条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先61	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第157条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋数を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先62	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第158条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋数を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先65	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第163条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先66	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第165条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先67	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第166条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先68	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第167条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先73	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第172条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先74	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第173条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先75	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第174条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先76	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第175条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先5	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第30条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先6	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第39条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先7	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第41条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先8	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第44条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)

移転先9	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第55条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）
移転先10	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項
②移転先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第60条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先11	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号条例別表第2の3の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの又は国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令第71条又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先12	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第75条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)

移転先13	まちづくり局住宅政策都市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者 に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって第78条で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先14	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって第83条で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)

移転先15	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②移転先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第85条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先16	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項
②移転先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第86条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先17	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第88条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先18	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第89条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先19	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第90条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先20	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第91条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先21	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第92条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先22	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第93条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先23	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60 年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって第94条で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先24	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって第98条で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先25	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第108条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)
移転先26	まちづくり局住宅政策都市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第126条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先27	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって第127条で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先28	健康福祉局長寿社会部介護保険課、健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第 134条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基 礎となる事項に関する情報であって第134条で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本 市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)

移転先29	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第139条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先30	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第144条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先31	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第146条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 〇 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 おおむね毎月（1年間に12回程度） その他 必要に応じて都度
移転先32	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第157条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 〇 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先33	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて第158条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であつて第158条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 〇 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先34	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて第160条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であつて第160条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 〇 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先35	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例第3条第2項別表第2の3の項
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先36	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の26の項
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先37	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の31の項
②移転先における用途	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先38	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の32の項
②移転先における用途	川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先39	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の33の項
②移転先における用途	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先40	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の34の項
②移転先における用途	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先41	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の35の項
②移転先における用途	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	1 市税システム(税務システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 審査システム(eLTAX)のサーバ及び国税連携システム(eLTAX)のサーバにおける措置 ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 3 システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 5 サービス検索・電子申請機能における措置 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
	②保管期間	期間 [10年以上20年未満]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間	

③消去方法	1 市税システム(税務システム)における措置 ・市税システムのデータは各サブシステム(税目等)毎に定められた所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX) ・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに手作業でデータを消去する。情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 3 システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。 4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 5 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 6 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 7 ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 固定資産税データファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
その必要性	固定資産税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ○業務関係情報 ・国税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (健康福祉局) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
③入手の時期・頻度	○当初賦課事務における入手 ・償却資産申告書受付 (毎年1月) ○当初賦課事務以外における入手 ・国税情報、地方税情報及び生活保護情報は、賦課事務の各種調査時	
④入手に係る妥当性	固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、地方税法上価格の決定に必要な事項を市町村に申告しなければならない。(地方税法第383条)	
⑤本人への明示	地方税法第382条、地方税法第383条、地方税法第387条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号	
⑥使用目的 ※	減免事務その他固定資産税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため	
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部税制課、資産税管理課 財政局かわさき市税事務所法人課税課、市民税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、資産税担当、納税担当
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、固定資産税の賦課及び徴収を行う。	
	情報の突合 ※	生活保護情報と課税情報を突合し、減免対象者を把握する。 国税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件	
委託事項1		固定資産税納税通知書印字・製本・封入封緘業務	
①委託内容		固定資産税納税通知書の印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※		固定資産税の課税対象者	
その妥当性		短期間で大量の納税通知書やチラシ等を印字・封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名		株式会社 アイネス 首都圏営業第一部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する	
	⑧再委託の許諾方法	委託事業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
委託事項2		固定資産税(償却資産)データ入力業務	
①委託内容		償却資産申告書、その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 1万人以上10万人未満	
対象となる本人の範囲 ※		提出された課税資料の該当者	
その妥当性		短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	

委託事項4		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務
①委託内容		審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
移転先1		健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠		川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②移転先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③移転する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第44条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先2	健康福祉局医療保険部医療保険課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第75条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。	
②保管期間	期間	☐ 10年以上20年未満 ☐ <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法	所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 軽自動車税データファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に定置場がある軽自動車等を所有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者
その必要性	軽自動車税(種別割)の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要 ・障害者福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:賦課処分を適正に行うため必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (健康福祉局) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (神奈川県軽自動車協会、運輸支局、地方公共団体情報システム機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
③入手の時期・頻度	車両の新規登録、廃車及び名義変更等の異動が発生した際に、その都度、申告書等を受付。 申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号の記載を求めない。	
④入手に係る妥当性	種別割の納税義務者は、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。(地方税法第463条の19)	
⑤本人への明示	地方税法463条の19、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号	
⑥使用目的 ※	減免事務その他軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課
	使用者数	<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、軽自動車税(種別割)の賦課及び徴収を行う。	
	情報の突合 ※	生活保護情報、障害者情報と課税情報を突合し、減免対象者を把握する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうような情報の統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件	
委託事項1	軽自動車税(種別割)納税通知書印字・製本・封入封緘業務	
①委託内容	軽自動車税(種別割)納税通知書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品を行い、市税事務所に納品する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)の課税対象者	
その妥当性	短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	NPP 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
委託事項2	市税システム再構築・運用保守業務	
①委託内容	市税システムの再構築及び運用保守に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者	
その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから	
③委託先における取扱者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (運用・保守専用のシステム環境)
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		富士通Japan 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項3		軽自動車税(種別割)申告書の受付事務
①委託内容		軽自動車税(種別割)申告書の受理及び内容の点検、保管、引渡し並びに届出事項の照会回答に関する事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税(種別割)の申告書を届出する者
	その妥当性	納税義務者の便宜を考慮して、道路運送車両法に基づく申請又は届出と合わせて、当該申告書を提出できるよう窓口を一元化するため(地方税法第463条の19) ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は申告書に個人番号は記載されない。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ ☐ 50人以上100人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本人又は代理人から直接申告書を受け付けるため、本市から特定個人情報ファイルの提供は行わない)
⑤委託先名の確認方法		神奈川県都市税務協議会及び神奈川県町村税務協議会の事務委託契約書にて確認可能
⑥委託先名		一般社団法人 全国軽自動車協会連合会神奈川事務所
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (2) 件 ☐ 行っていない	
移転先1	健康福祉局生活保護・自立支援室	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第44条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に定置場がある軽自動車等を所有する者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先2	健康福祉局医療保険部医療保険課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第75条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に定置場がある軽自動車等を所有する者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。	
②保管期間	期間	☐ 10年以上20年未満 ☐ <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法	所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。	
7. 備考		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(4) 事業所税データファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市内の事業所等で事業を行う者、市内の事業所用家屋を貸し付けている者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者	
	その必要性	事業所税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報	[○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報	[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報
	・業務関係情報	[] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コードや債権番号が本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、送付先住所や氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
③入手の時期・頻度	事業者が税額を算出し、提出する事業所税申告書の受付。 申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。	
④入手に係る妥当性	事業所税の納税義務者は、事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を申告し、納付しなければならない。(地方税法第701条の46、地方税法第701条の47)	
⑤本人への明示	地方税法第701条の46、地方税法第701条の47、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号	
⑥使用目的 ※	事業所税の適正かつ公平な賦課、徴収業務を効率的に行うため	
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、事業所税の賦課及び徴収を行う。	
	情報の突合 ※	地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しようとする情報の統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税の賦課決定及び滞納整理
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	市税システム再構築・運用保守業務
①委託内容	市税システムの再構築及び運用保守に係る業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 ☐ 1万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者
その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから
③委託先における取扱者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (運用・保守専用のシステム環境)
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名	富士通Japan 株式会社
再委託 ⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する
⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託

委託事項2		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務	
①委託内容		審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 1万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者	
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから	
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名		株式会社 TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。	
②保管期間	期間	☐ 10年以上20年未満	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間	
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。	
7. 備考			

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(5) その他諸税データファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の小売販売業者に売り渡す卸売販売業者等、鉱泉浴場の経営者、その他相続人等本市の賦課徴収に関連する者	
	その必要性	市たばこ税及び入湯税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先:本人確認措置を適正に行うため、送付先住所や氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報:納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:賦課処分や調査を適正に行うため必要	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
③入手の時期・頻度		・卸売販売業者等が本市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数をもとに、税額を算出し、本市で申告書等を受付。税率改正に伴う手持品課税の実施により、小売販売業者又は卸売販売業者等が所持する製造たばこの本数をもとに、税額を算出し、本市で申告書を受付。申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 ・鉱泉浴場の経営者は、鉱泉浴場に入湯する入湯客から入湯税を徴収するに当たり、経営開始の日の前日までに、その氏名又は名称及び住所等の事項を記載した申告書を本市へ提出。申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。	
④入手に係る妥当性		市たばこ税の納税義務者は、市たばこ税の課税標準数量及び税額その他必要な事項を申告し、納付しなければならない。(地方税法第473条) 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書に記載した事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 鉱泉浴場を営もうとする者の住所及び氏名又は名称 (2) 鉱泉浴場の所在地 (3) その他市長が必要と認める事項 (川崎市市税条例第93条の7の9)	
⑤本人への明示		地方税法第473条、川崎市市税条例第93条の7の9、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号	
⑥使用目的 ※		市たばこ税及び入湯税の賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、納税課 財政局こすぎ市税分室管理担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課	
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報を基に、市たばこ税及び入湯税の賦課及び徴収を行う。	
情報の突合 ※		地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を精査する。	
情報の統計分析 ※		特定の個人を判別しうような情報の統計は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		地方税の賦課決定及び滞納整理	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1	市税システム再構築・運用保守業務	
①委託内容	市税システムの再構築及び運用保守に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者	
その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから	
③委託先における取扱者数	☐ 100人以上500人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項2	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務	
①委託内容	審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者	
その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから	
③委託先における取扱者数	☐ 50人以上100人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 TKC
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ ☐ 10年以上20年未満 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。
7. 備考		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(6) 収納管理データファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者	
	その必要性	市税の適正かつ公平な収納管理事務のため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性 ○識別情報 ・個人番号: 収入管理を適正に行うために必要 ・その他識別情報: 収入管理を適正に行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先: 収入管理を適正に行うため、送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報: 納税者の相続人や納税管理人を特定するために必要	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	財政局税務部税制課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [○] その他 (市民税・県民税データファイル、固定資産税データファイル、軽自動車税データファイル、事業所税データファイル、その他諸税データファイル)	

	対象となる本人の範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者
	その妥当性	市税システムの円滑な再構築作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるから
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項2		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)運用支援業務
①委託内容		審査システム(eLTAX)及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて提出された課税資料の該当者
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	株式会社 TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。

委託事項3		口座振替データ入力業務	
①委託内容		川崎市市税口座振替事務センターにおける市民対応及びデータ入力業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	市税の口座振替を利用する納税義務者	
	その妥当性	市税の口座振替の申込・変更に関するデータを短期間で大量に処理するため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (税務システム端末(オンライン)の利用)	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名		未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。	
②保管期間	期間	☐ 10年以上20年未満 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間	
③消去方法		所定の保管期間を超過したデータを、年次のバッチ処理により自動的に削除している。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【市・県民税】データ項目数: 1549

1 16歳未満扶養者数、2 16歳未満扶養者数RON属性、3 16歳未満扶養親族、4 16歳未満扶養親族RON属性、5 16歳未満扶養人数、6 1月1日住所、7 1月1日住所地方自治体コード、8 CSVファイル名、9 DVフラグ、10 FAX番号、11 XMLファイル名、12 エラーメッセージID1、13 エラーメッセージID10、14 エラーメッセージID2、15 エラーメッセージID3、16 エラーメッセージID4、17 エラーメッセージID5、18 エラーメッセージID6、19 エラーメッセージID7、20 エラーメッセージID8、21 エラーメッセージID9、22 オンバッチ区分、23 カナ支店名、24 カナ氏名、25 カナ住所、26 カナ世帯主名、27 カナ通称名、28 カナ名、29 クレジット区分、30 その他の所得計、31 その他の障害者該当、32 その他の障害者人数、33 その他の扶養人数、34 その他障害、35 その他扶養、36 タイムスタンプ時刻、37 タイムスタンプ日付、38 データセットレコードのキー、39 データセット識別項目コード、40 バッチ締めフラグ、41 ひとり親、42 フラグ予備1、43 フラグ予備10、44 フラグ予備11、45 フラグ予備12、46 フラグ予備13、47 フラグ予備14、48 フラグ予備15、49 フラグ予備16、50 フラグ予備17、51 フラグ予備18、52 フラグ予備19、53 フラグ予備2、54 フラグ予備20、55 フラグ予備3、56 フラグ予備4、57 フラグ予備5、58 フラグ予備9、59 レイアウトバージョン、60 宛先識別番号、61 宛名グループ番号、62 宛名異動日、63 宛名異動理由コード、64 宛名採番区分、65 宛名消除事由コード、66 宛名消除事由コード判定用、67 宛名消除日、68 宛名番号、69 宛名付設コード、70 宛名履歴番号、71 依頼一案件特定キー、72 依頼-依頼区分、73 依頼-拡張予備領域O1、74 依頼-拡張予備領域O2、75 依頼-拡張領域O1、76 依頼-拡張領域O2、77 依頼-確認番号、78 依頼-共通納税機関コード、79 依頼-受付番号、80 依頼-所属コード、81 依頼書発行済フラグ、82 依頼-税務事務所コード、83 依頼-税目料金番号、84 依頼-登録依頼受信日時、85 依頼-登録状況、86 依頼-登録不可事由、87 依頼-登録不可事由区分、88 依頼-納税者ID、89 依頼-納付者メールアドレス、90 依頼-納付者住所、91 依頼-納付者名、92 依頼-納付者名フリガナ、93 依頼-納付書情報登録依頼連番、94 依頼-利用者ID、95 異動メモ内容、96 異動レコード区分、97 異動区分、98 異動事由、99 異動事由コード、100 異動事由コード判定用、101 異動時刻、102 異動受付フラグ、103 異動情報、104 異動届課税年度、105 異動日、106 異動年月日、107 異動戻り先履歴番号、108 異動理由コード、109 移行前履歴番号、110 移行不整合フラグ、111 医療費控除額、112 医療費控除額RON属性、113 医療費特例控除区分、114 一時所得額総合、115 一時所得額総合RON属性、116 一般、117 一般RON属性、118 営業等所得、119 営業等所得額、120 営業等所得額RON属性、121 乙欄区分、122 寡フ区分、123 寡婦、124 課税株式等譲渡所得、125 課税区分、126 課税山林所得、127 課税所得額課税標準額、128 課税所得額課税標準額RON属性、129 課税上場株式配当所得、130 課税先物取引所得、131 課税総所得、132 課税年度、133 課税年度RON属性、134 課税標準額予備1、135 課税標準額予備2、136 課税標準額予備3、137 課税標準額予備4、138 課税標準額予備5、139 課税分離短期譲渡所得、140 課税分離長期譲渡所得、141 介護納付額-合計、142 介護納付額-特徴、143 介護納付額-普徴、144 解除日、145 回数割額O1、146 回数割額O2、147 回数割額O3、148 回数割額O4、149 回数割額O5、150 回数割額O6、151 回数割額O7、152 回数割額O8、153 回数割額O9、154 回数割額1、155 回数割額10、156 回数割額11、157 回数割額12、158 回数割額2、159 回数割額3、160 回数割額4、161 回数割額5、162 回数割額6、163 回数割実績フラグO1、164 回数割実績フラグO2、165 回数割実績フラグO3、166 回数割実績フラグO4、167 回数割実績フラグO5、168 回数割実績フラグO6、169 回数割実績フラグO7、170 回数割実績フラグO8、171 回数割実績フラグO9、172 回数割実績フラグ10、173 回数割実績フラグ11、174 回数割実績フラグ12、175 開始期、176 開始月期、177 開始日、178 外国人区分、179 外国税額控除適用フラグ、180 外字フラグ、181 確中青白区分、182 確定フラグ、183 確定時点、184 確認区分、185 株式等譲渡所得額分離、186 株式等譲渡所得額分離RON属性、187 漢字支店名、188 漢字氏名、189 漢字住所、190 漢字世帯主名、191 漢字通称名、192 漢字名、193 還付口座有無フラグ、194 関連フラグ1、195 関連フラグ10、196 関連フラグ11、197 関連フラグ12、198 関連フラグ13、199 関連フラグ14、200 関連フラグ15、201 関連フラグ2、202 関連フラグ3、203 関連フラグ4、204 関連フラグ5、205 関連フラグ6、206 関連フラグ7、207 関連フラグ8、208 関連フラグ9、209 関連宛名有無フラグ、210 関連指定番号、211 関連事由コード、212 関連相手先宛番号、213 基幹系登録区分、214 基礎控除額、215 基礎年金番号、216 基礎年金番号付設レベル、217 既充当既委託納付額、218 既納付額、219 期割額O1、220 期割額O2、221 期割額O3、222 期割額O4、223 期割額O5、224 期割額O6、225 期割額O7、226 期割額O8、227 期割額O9、228 期割額10、229 期割額11、230 期割額12、231 期割実績フラグO1、232 期割実績フラグO2、233 期割実績フラグO3、234 期割実績フラグO4、235 期割実績フラグO5、236 期割実績フラグO6、237 期割実績フラグO7、238 期割実績フラグO8、239 期割実績フラグO9、240 期割実績フラグ10、241 期割実績フラグ11、242 期割実績フラグ12、243 期割充当額O1、244 期割充当額O2、245 期割充当額O3、246 期割充当額O4、247 期割充当額O5、248 期割充当額O6、249 期割充当額O7、250 期割充当額O8、251 期割充当額O9、252 期割充当額10、253 期割充当額11、254 期割充当額12、255 給報種別コード、256 給与支払額、257 給与支払者番号、258 給与収入、259 給与収入額、260 給与収入額RON属性、261 給与所得、262 給与所得額、263 給与所得額RON属性、264 給与専従者収入額、265 給与専従者収入額RON属性、266 旧宛番号、267 居財譲渡損失繰控額、268 居財譲渡損失繰控額RON属性、269 居住開始年月日、270 居住開始年月日1、271 居住開始年月日2、272 居住用損失額、273 居住用損失額RON属性、274 共有構成員有無フラグ、275 共有者宛番号、276 共有者数、277 共有有無フラグ、278 業務コード、279 業務手続-業務区分、280 業務手続-作成区分、281 業務手続-受付行政機関名称、282 業務手続-所属コード、283 業務手続-税務事務所コード、284 業務手続-税目区分、285 業務手続-税目情報格納日時、286 業務手続-利用者ID、287 勤続年数、288 勤労学生、289 勤労学生区分、290 均等割額一県、291 均等割額一市、292 均等割区分、293 金融機関コード、294 繰越控除額、295 繰越控除額RON属性、296 繰越損失該当、297 警告メッセージID1、298 警告メッセージID10、299 警告メッセージID2、300 警告メッセージID3、301 警告メッセージID4、302 警告メッセージID5、303 警告メッセージID6、304 警告メッセージID7、305 警告メッセージID8、306 警告メッセージID9、307 決定日、308 決定変更区分、309 月割額O1、310 月割額O2、311 月割額O3、312 月割額O4、313 月割額O5、314 月割額O6、315 月割額O7、316 月割額O8、317 月割額O9、318 月割額10、319 月割額10月、320 月割額11、321 月割額11月、322 月割額12、323 月割額12月、324 月割額1月、325 月割額2月、326 月割額3月、327 月割額4月、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

328 月割額5月、329 月割額6月、330 月割額7月、331 月割額8月、332 月割額9月、333 月別人数10月、334 月別人数11月、335 月別人数12月、336 月別人数1月、337 月別人数2月、338 月別人数3月、339 月別人数4月、340 月別人数5月、341 月別人数6月、342 月別人数7月、343 月別人数8月、344 月別人数9月、345 検索カナ氏名、346 検索漢字氏名、347 県定額減税額、348 県定額減税額RON属性、349 県定額減税前所得割額、350 県定額減税前所得割額RON属性、351 元老非該当フラグ、352 減免割合、353 減免区分、354 減免税額、355 減免税額RON属性、356 減免理由コード、357 個人基本寡フ区分、358 個人基本勤学区分、359 個人基本種別コード、360 個人基本廃止理由コード、361 個人基本履歴番号、362 個人送達履歴コード、363 個人番号、364 個人法人区分、365 個人法人詳細区分、366 後期高齢納付額一合計、367 後期高齢納付額一特徴、368 後期高齢納付額一普徴、369 公開開始日、370 公開終了日、371 公的年金等収入額、372 公的年金等収入額RON属性、373 公的年金等所得額、374 公的年金等所得額RON属性、375 公年以外総合課税、376 公年以外総合課税RON属性、377 口座種別、378 口座振替済通知有無フラグ、379 口座申込日、380 口座通知済フラグ、381 口座番号、382 口座種別、383 控除対象寡フ、384 控除対象寡フRON属性、385 控除対象勤労学生、386 控除対象勤労学生RON属性、387 控除対象障害者、388 控除対象障害者RON属性、389 控除対象配偶者、390 控除対象配偶者RON属性、391 控除対象配偶者宛名番号、392 控除対象配偶者個人番号、393 控除対象配偶者個人番号確認区分、394 控除対象配偶者国外区分、395 控除対象配偶者障害区分、396 控除対象配偶者続柄、397 控除対象配偶者入力カナ氏名、398 控除対象配偶者入力氏名、399 控除対象配偶者入力西暦生年月日、400 控除対象配偶者年調区分、401 控除対象配偶者別居区分、402 控除対象配偶者予備領域、403 控除不足額、404 控配区分、405 更新アクセスコード、406 更新プログラムID、407 更新時刻、408 更新所属コード、409 更新所属自治体コード、410 更新職員番号、411 更新端末ID、412 更新年月日、413 更正事由コード、414 更正事由強制メッセージ、415 更正補足コード1、416 更正補足コード2、417 構成一構成管理情報版番号、418 構成一手続ID、419 構成一手続名称、420 構成一受付行政機関ID、421 行政区コード、422 合計所得金額、423 合計所得金額RON属性、424 国籍コード、425 国保納付額一合計、426 国保納付額一特徴、427 国保納付額一普徴、428 差引納付額、429 催告通知書通知日、430 最終宛名番号、431 最終個人番号、432 最終催告通知書通知日、433 最終通知書番号、434 最新宛名番号、435 済月期、436 災害者区分、437 在籍個人番号01、438 在籍個人番号02、439 在籍個人番号03、440 在籍個人番号04、441 在籍個人番号05、442 在籍個人番号06、443 在籍個人番号07、444 在籍個人番号08、445 在籍個人番号09、446 在籍個人番号10、447 在籍個人番号11、448 在籍個人番号12、449 在籍指定番号01、450 在籍指定番号02、451 在籍指定番号03、452 在籍指定番号04、453 在籍指定番号05、454 在籍指定番号06、455 在籍指定番号07、456 在籍指定番号08、457 在籍指定番号09、458 在籍指定番号10、459 在籍指定番号11、460 在籍指定番号12、461 在留の資格コード、462 在留期間開始日、463 在留期間終了日、464 作成所属コード、465 作成所属自治体コード、466 削除フラグ、467 雑所得、468 雑所得額総合、469 雑所得額総合RON属性、470 雑損控除額、471 雑損控除額RON属性、472 雑損失繰越控除額、473 雑損失繰越控除額RON属性、474 山林所得額、475 山林所得額RON属性、476 産業分類コード、477 使用禁止フラグ、478 使用禁止異動日、479 使用目的区分、480 市外住所コード、481 市寄附金控除額移譲前、482 市寄附金控除額移譲前RON属性、483 市区町村長名、484 市区町村名1、485 市区町村名2、486 市住借金特控額移譲前、487 市住借金特控額移譲前RON属性、488 市所得割額移譲減税前、489 市所得割額移譲減税前RON属性、490 市所得割額移譲前、491 市所得割額移譲前RON属性、492 市税額控除前所得割額、493 市税額控除前所得割額RON属性、494 市町村外国税控除額、495 市町村外国税控除額RON属性、496 市町村寄付金控除、497 市町村寄付金控除RON属性、498 市町村均等割額、499 市町村均等割額RON属性、500 市町村均等割額減免前、501 市町村均等割額減免前RON属性、502 市町村住借金等特控額、503 市町村住借金等特控額RON属性、504 市町村所得割額、505 市町村所得割額RON属性、506 市町村所得割額減免前、507 市町村所得割額減免前RON属性、508 市町村配当控除額、509 市町村配当控除額RON属性、510 市調整額、511 市調整額RON属性、512 市調整控除額、513 市調整控除額RON属性、514 市定額減税額、515 市定額減税額RON属性、516 市定額減税前所得割額、517 市定額減税前所得割額RON属性、518 市内外区分、519 市配当割譲渡割控除額、520 市配当割譲渡割控除額RON属性、521 指定番号、522 指定番号変更年月、523 支所コード、524 支店コード、525 死亡退職区分、526 氏名、527 氏名カナ、528 氏名異動フラグ、529 氏名外字フラグ、530 資料種別、531 資料種別コード、532 資料収入種別コード、533 資料廃止理由コード、534 資料番号、535 資料併合済フラグ、536 資料履歴番号、537 資料連絡箋出力対象フラグ、538 資料連絡箋出力理由コード1、539 資料連絡箋出力理由コード2、540 資料連絡箋出力理由コード3、541 資料連絡箋出力理由コード4、542 資料連絡箋出力理由コード5、543 資料連絡箋出力理由コード6、544 事業所グループ番号異動フラグ、545 事業所宛名番号、546 事業所家屋敷課税区分、547 事業所家屋敷区分、548 事業所課税履歴番号、549 事業所基本履歴番号、550 事業所区分、551 事業所送達履歴コード、552 事業所得額、553 事業所得額RON属性、554 事業所廃止理由、555 事業所履歴番号、556 事業税開廃業区分、557 事業税開廃業年月日、558 自治体コード、559 自治体識別コード、560 自動生成フラグ、561 社会保険料額、562 社会保険料控除額、563 社会保険料控除額RON属性、564 車両コード、565 車両履歴番号、566 取消依頼済フラグ、567 受給者番号、568 受取方法、569 受付一国内所在地、570 受付一商号名称、571 受付番号、572 受付一法人番号、573 収納指定番号、574 収納指定番号変更年月、575 就職退職区分、576 就職退職年月日、577 修正日時、578 終了期、579 終了日、580 住所、581 住所1、582 住所2、583 住所異動フラグ、584 住所枝番3コード、585 住所枝番コード、586 住所自治体コード、587 住所小枝番コード、588 住所町名コード、589 住所番地コード、590 住所番地編集区分、591 住所方書、592 住宅借入金等取得住宅区分、593 住宅借入金等特定取得区分、594 住宅借入金等特別控除区分、595 住定届出日、596 住定日、597 住登外者課税地自治体、598 住登外者課税地自治体RON属性、599 住登地市外住所コード、600 住登地住所、601 住登地登録フラグ、602 住登地方書、603 住民税申告書通知日、604 住民税申告書提出有無、605 住民税申告書提出有無RON属性、606 住民税非課税コード、607 住民登録外課税有無、608 住民登録外課税有無RON属性、609 住民届出日、610 住民日、611 住民番号、612 住民票コード、613 充当該当フラグ、614 従たる給与所得、615 従業員宛名番号、616 従業員状態区分、617 従業員税通宛番、618 出力回数、619 出力履歴、620 純損失繰越控除額、621 純損失繰越控除額RON属性、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

622 処理停止メッセージ、623 処理停止期限、624 処理停止状態区分、625 処理停止職員番号、626 処理停止端末名、627 処理停止日、628 処理停止理由区分、629 所属コード、630 所得額予備1、631 所得額予備2、632 所得額予備3、633 所得額予備4、634 所得額予備5、635 所得割額一県、636 所得割額一市、637 所得割調整フラグ、638 所得割非課税措置フラグ、639 所得金額調整宛名番号、640 所得金額調整確認区分、641 所得金額調整個人番号、642 所得金額調整個人番号確認区分、643 所得金額調整控除額、644 所得金額調整控除額RON属性、645 所得金額調整控除適用フラグ、646 所得金額調整障害区分、647 所得金額調整続柄、648 所得金額調整入力カナ氏名、649 所得金額調整入力氏名、650 所得金額調整入力西暦生年月日、651 所得金額調整別居区分、652 所得金額調整予備領域、653 所得区分予備1、654 所得区分予備2、655 所得区分予備3、656 所得区分予備4、657 所得区分予備5、658 所得控除コード1、659 所得控除コード10、660 所得控除コード11、661 所得控除コード12、662 所得控除コード13、663 所得控除コード14、664 所得控除コード15、665 所得控除コード16、666 所得控除コード17、667 所得控除コード18、668 所得控除コード19、669 所得控除コード2、670 所得控除コード20、671 所得控除コード21、672 所得控除コード22、673 所得控除コード23、674 所得控除コード24、675 所得控除コード25、676 所得控除コード26、677 所得控除コード27、678 所得控除コード28、679 所得控除コード29、680 所得控除コード3、681 所得控除コード30、682 所得控除コード31、683 所得控除コード32、684 所得控除コード33、685 所得控除コード34、686 所得控除コード35、687 所得控除コード36、688 所得控除コード37、689 所得控除コード38、690 所得控除コード39、691 所得控除コード4、692 所得控除コード40、693 所得控除コード41、694 所得控除コード42、695 所得控除コード43、696 所得控除コード44、697 所得控除コード45、698 所得控除コード46、699 所得控除コード47、700 所得控除コード48、701 所得控除コード49、702 所得控除コード5、703 所得控除コード50、704 所得控除コード6、705 所得控除コード7、706 所得控除コード8、707 所得控除コード9、708 所得控除額1、709 所得控除額10、710 所得控除額11、711 所得控除額12、712 所得控除額13、713 所得控除額14、714 所得控除額15、715 所得控除額16、716 所得控除額17、717 所得控除額18、718 所得控除額19、719 所得控除額2、720 所得控除額20、721 所得控除額21、722 所得控除額22、723 所得控除額23、724 所得控除額24、725 所得控除額25、726 所得控除額26、727 所得控除額27、728 所得控除額28、729 所得控除額29、730 所得控除額3、731 所得控除額30、732 所得控除額31、733 所得控除額32、734 所得控除額33、735 所得控除額34、736 所得控除額35、737 所得控除額36、738 所得控除額37、739 所得控除額38、740 所得控除額39、741 所得控除額4、742 所得控除額40、743 所得控除額41、744 所得控除額42、745 所得控除額43、746 所得控除額44、747 所得控除額45、748 所得控除額46、749 所得控除額47、750 所得控除額48、751 所得控除額49、752 所得控除額5、753 所得控除額50、754 所得控除額6、755 所得控除額7、756 所得控除額8、757 所得控除額9、758 所得控除額予備1、759 所得控除額予備2、760 所得控除額予備3、761 所得控除額予備4、762 所得控除額予備5、763 所得控除件数、764 所得控除合計、765 所得控除合計額、766 所得控除合計額RON属性、767 所得税確申提出有無、768 所得税確申提出有無RON属性、769 小学校区コード、770 小規模企業共済掛金控除額、771 小規模共済等掛金控除、772 小規模共済等掛金控除RON属性、773 消除事由コード、774 消除事由コード判定用、775 消除届出日、776 消除日、777 証明書区分、778 証明書番号、779 証明年度、780 障害者寡婦ひ親勤労学生控除額、781 障害者控除、782 障害者控除RON属性、783 上株等譲渡損失繰控額、784 上株等譲渡損失繰控額RON属性、785 上場株式等譲渡所得、786 上場株式等譲渡所得RON属性、787 上場株式等配当等分離、788 上場株式等配当等分離RON属性、789 情報提供者ユーザID、790 情報提供者部署コード、791 条約適用配当等の額、792 条約適用配当等の額RON属性、793 条約適用利子等の額、794 条約適用利子等の額RON属性、795 状態区分、796 譲渡一時所得、797 譲渡所得額総合、798 譲渡所得額総合RON属性、799 譲渡所得額分離、800 譲渡所得額分離RON属性、801 職員番号、802 信頼性フラグ、803 審査更新一最終更新日、804 振替口座有無フラグ、805 新年度受取方法、806 新年度通知先アドレス、807 新年度通知先アドレス更新日、808 新年度納税義務者用受取方法、809 新年度媒体区分、810 新年度用宛名番号、811 森林環境税額、812 森林環境税免除理由コード、813 申告書属性一申告書様式ID、814 申告書属性一申告書様式名称、815 申告書提出フラグ、816 申告特例状態区分、817 申告不要区分、818 申込日、819 親データセットレコードのキー、820 人的非課税区分一軽自、821 人的非課税区分一固定、822 人的非課税区分事由コード一軽自、823 人的非課税区分事由コード一固定、824 世帯区分、825 世帯識別番号、826 世帯番号、827 世帯有無フラグ、828 性別、829 性別コード、830 生活扶助開始日、831 生活扶助区分、832 生活扶助廃止日、833 生年月日、834 生命保険料控除額、835 生命保険料控除額RON属性、836 税額控除額一県、837 税額控除額一市、838 税額控除前所得割額一県、839 税額控除前所得割額一市、840 税額通知区分、841 税額変更等依頼区分1、842 税額変更等依頼区分2、843 税額変更等依頼区分3、844 税額変更等依頼区分4、845 税額変更等依頼区分5、846 税額変更等依頼結果受入処理日1、847 税額変更等依頼結果受入処理日2、848 税額変更等依頼結果受入処理日3、849 税額変更等依頼結果受入処理日4、850 税額変更等依頼結果受入処理日5、851 税額変更等依頼処理結果区分1、852 税額変更等依頼処理結果区分2、853 税額変更等依頼処理結果区分3、854 税額変更等依頼処理結果区分4、855 税額変更等依頼処理結果区分5、856 税額変更等依頼処理日1、857 税額変更等依頼処理日2、858 税額変更等依頼処理日3、859 税額変更等依頼処理日4、860 税額変更等依頼処理日5、861 税務署番号、862 税務署名、863 税目コード、864 設置届出日、865 設置日、866 設定日、867 先物決済損失繰越控除額、868 先物決済損失繰越控額RON属性、869 先物取引雑所得分離、870 先物取引雑所得分離RON属性、871 専従その他、872 専従者1予備領域、873 専従者2予備領域、874 専従者3予備領域、875 専従者4予備領域、876 専従者5予備領域、877 専従者宛名番号1、878 専従者宛名番号2、879 専従者宛名番号3、880 専従者宛名番号4、881 専従者宛名番号5、882 専従者給与額、883 専従者給与額1、884 専従者給与額2、885 専従者給与額3、886 専従者給与額4、887 専従者給与額5、888 専従者個人番号1、889 専従者個人番号2、890 専従者個人番号3、891 専従者個人番号4、892 専従者個人番号5、893 専従者個人番号確認区分1、894 専従者個人番号確認区分2、895 専従者個人番号確認区分3、896 専従者個人番号確認区分4、897 専従者個人番号確認区分5、898 専従者控除額、899 専従者控除額1、900 専従者控除額2、901 専従者控除額3、902 専従者控除額4、903 専従者控除額5、904 専従者控除額RON属性、905 専従者氏名1、906 専従者氏名2、907 専従者氏名3、908 専従者氏名4、909 専従者氏名5、910 専従者生年月日1、911 専従者生年月日2、912 専従者生年月日3、913 専従者生年月日4、914 専従者生年月日5、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

915 専従者入力カナ氏名1、916 専従者入力カナ氏名2、917 専従者入力カナ氏名3、918 専従者入力カナ氏名4、919 専従者入力カナ氏名5、920 専従者入力氏名1、921 専従者入力氏名2、922 専従者入力氏名3、923 専従者入力氏名4、924 専従者入力氏名5、925 専従者入力西暦生年月日1、926 専従者入力西暦生年月日2、927 専従者入力西暦生年月日3、928 専従者入力西暦生年月日4、929 専従者入力西暦生年月日5、930 専従配偶有無フラグ、931 選挙区コード、932 前回更新アクセスコード、933 前回更新プログラムID、934 前回更新時刻、935 前回更新職員番号、936 前回更新端末ID、937 前回更新年月日、938 前市外住所コード、939 前市内市外区分、940 前住所、941 前住所枝番3コード、942 前住所枝番コード、943 前住所自治体コード、944 前住所小枝番コード、945 前住所町名コード、946 前住所番地コード、947 前住所番地編集区分、948 前住所方書、949 前年12月31日年齢、950 前年死亡フラグ、951 租税条約区分、952 総括表区分、953 総括表資料番号1、954 総括表資料番号2、955 総括表資料番号3、956 総合短期譲渡特控額、957 総合短期譲渡特控額RON属性、958 総合短期譲渡特控前、959 総合短期譲渡特控前RON属性、960 総合長期譲渡特控額、961 総合長期譲渡特控額RON属性、962 総合長期譲渡特控前、963 総合長期譲渡特控前RON属性、964 総所得金額、965 総所得金額RON属性、966 総所得金額等、967 総所得金額等RON属性、968 送付先開始理由コード、969 送付先区分、970 送付先終了理由コード、971 送付先有無フラグ、972 送付通知書区分、973 増減額、974 続柄1、975 続柄2、976 続柄3、977 続柄4、978 続柄コード、979 対象者通知区分、980 対象者通知受入処理日、981 退職金額、982 退職手当有宛名番号、983 退職手当有寡父区分、984 退職手当有確認区分、985 退職手当有個人番号、986 退職手当有個人番号確認区分、987 退職手当有合計所得金額、988 退職手当有障害区分、989 退職手当有続柄、990 退職手当有調整区分、991 退職手当有入力カナ氏名、992 退職手当有入力氏名、993 退職手当有入力西暦生年月日、994 退職手当有扶養親族等区分、995 退職手当有予備領域、996 退職所得額総合、997 退職所得額総合RON属性、998 代表者宛名番号、999 代表者宛名番号異動フラグ、1000 代表者個人法人区分、1001 端末ID、1002 団体内統合宛番号、1003 地震保険料控除額、1004 地震保険料控除額RON属性、1005 中学校区コード、1006 徴収希望コード、1007 徴収区分、1008 調定年度、1009 通称名外字フラグ、1010 通称名区分、1011 通称名優先区分、1012 通知作成済フラグ、1013 通知書採番区分、1014 通知書番号、1015 通知書番号等、1016 通知書番号付加番号、1017 通知先アドレス、1018 通知先アドレス更新日、1019 通知日、1020 停止依頼区分、1021 停止依頼結果受入処理日、1022 停止依頼月、1023 停止依頼処理結果区分、1024 停止依頼処理日、1025 停止年月、1026 摘要欄1、1027 摘要欄2、1028 摘要欄3、1029 摘要欄4、1030 摘要欄5、1031 点字フラグ、1032 電子申告利用届出異動事由、1033 電話番号、1034 電話番号区分、1035 電話番号内線、1036 登録区コード、1037 登録元コード、1038 登録自治体コード、1039 登録生年月日、1040 登録税目コード、1041 登録日、1042 登録年度、1043 都道府県均等割額、1044 都道府県均等割額RON属性、1045 都道府県所得割額、1046 都道府県所得割額RON属性、1047 統合宛名番号、1048 同居特障控配フラグ、1049 同居特別障害、1050 同居特別障害者人数、1051 同居老親人数、1052 同特、1053 同特RON属性、1054 同老、1055 同老RON属性、1056 特宛人宛名番号、1057 特株等譲渡損失線控額、1058 特株等譲渡損失線控額RON属性、1059 特記コード1、1060 特記コード2、1061 特記コード3、1062 特記コード4、1063 特記コード5、1064 特記コード6、1065 特記コード7、1066 特記コード8、1067 特記コード9、1068 特記重要度区分、1069 特記情報、1070 特記情報有無フラグ、1071 特記連番、1072 特居財譲渡損失線控額、1073 特居財譲渡損失線控額RON属性、1074 特障、1075 特障RON属性、1076 特徴依頼処理結果区分、1077 特徴依頼処理結果受入処理日、1078 特徴依頼処理日、1079 特徴処理結果区分1、1080 特徴処理結果区分2、1081 特徴処理結果区分3、1082 特徴処理結果区分4、1083 特徴処理結果区分5、1084 特徴処理結果区分6、1085 特徴税額通知書出力区分、1086 特徴締めフラグ、1087 特徴優先資料番号、1088 特定、1089 特定RON属性、1090 特定居住損区分、1091 特定個人情報コード、1092 特定支出の額、1093 特定支出の額RON属性、1094 特定扶養、1095 特定扶養人数、1096 特普区分、1097 特別障害、1098 特別障害者該当、1099 特別障害者人数、1100 特別徴収税額、1101 特例適用条文コード、1102 特例適用配当等の額、1103 特例適用配当等の額RON属性、1104 特例適用利子等の額、1105 特例適用利子等の額RON属性、1106 特例肉用牛所得額、1107 特例肉用牛所得額RON属性、1108 届出日、1109 同居老親、1110 入力カナ氏名、1111 入力性別コード、1112 入力生年月日、1113 入力西暦生年月日、1114 年金コード、1115 年金額、1116 年金特徴管理異動事由、1117 年金特徴管理更新フラグ、1118 年金特徴済月、1119 年金特徴対象フラグ、1120 年金特徴中止区分、1121 年金保険者番号、1122 年金保険者用整理番号2、1123 年調未済区分、1124 年度、1125 年度間減額措置フラグ、1126 納期限、1127 納期特例開始年月、1128 納期特例区分、1129 納期特例終了年月、1130 納税義務者用受取方法、1131 納税者ID、1132 納税者宛名番号、1133 納税者個人番号、1134 納税者個人番号確認区分、1135 納税者住基CS問い合わせ区分、1136 納税者入力カナ氏名、1137 納税者入力氏名、1138 納税者入力西暦生年月日、1139 納税者番号、1140 納税者予備領域、1141 納税組合番号、1142 納税地所在地、1143 納税地地方自治体コード、1144 納組開始日、1145 納組終了日、1146 納組有無フラグ、1147 納入書区分、1148 納付額ー10月分、1149 納付額ー11月分、1150 納付額ー12月分、1151 納付額ー1月分、1152 納付額ー2月分、1153 納付額ー3月分、1154 納付額ー4月分、1155 納付額ー5月分、1156 納付額ー6月分、1157 納付額ー7月分、1158 納付額ー8月分、1159 納付額ー9月分、1160 納付額総合計、1161 納付種別、1162 納付書情報登録済年月日、1163 納付書情報登録不可事由区分、1164 農業所得、1165 農業所得額、1166 農業所得額RON属性、1167 廃止届出日、1168 廃止日、1169 廃止年月日、1170 排他フラグ、1171 配偶者控除該当、1172 配偶者控除額、1173 配偶者控除等、1174 配偶者控除等RON属性、1175 配偶者氏名、1176 配偶者生年月日、1177 配偶者特別控除額、1178 配偶者特別控除額RON属性、1179 配当所得、1180 配当所得額総合、1181 配当所得額総合RON属性、1182 媒体区分、1183 発行禁止解除理由コード、1184 発行禁止設定理由コード、1185 発行禁止有無フラグ、1186 発行自治体コード、1187 発行制限条件コード、1188 発行年月、1189 版番号、1190 番号体系、1191 否認理由コード、1192 被特宛人有無フラグ、1193 非課税コード、1194 筆頭者名、1195 表示フラグ、1196 不動産所得、1197 不動産所得額、1198 不動産所得額RON属性、1199 夫あり区分、1200 扶養関連者宛名番号、1201 扶養関連者異動事由コード、1202 扶養関連者解除フラグ、1203 扶養関連者区分、1204 扶養関連者資料種別コード、1205 扶養関連者資料番号、1206 扶養関連者資料履歴番号、1207 扶養関連者自治体コード、1208 扶養関連者種別コード、1209 扶養関連者状態区分、1210 扶養関連者賦課履歴番号、1211 扶養控除、1212 扶養控除RON属性、1213 扶養控除額、1214 扶養控除対象、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1215 扶養控除対象RON属性、1216 扶養障害一他、1217 扶養障害一同居特障、1218 扶養障害一特別、1219 扶養親族1、1220 扶養親族10、1221 扶養親族10予備領域、1222 扶養親族16区分1、1223 扶養親族16区分10、1224 扶養親族16区分2、1225 扶養親族16区分3、1226 扶養親族16区分4、1227 扶養親族16区分5、1228 扶養親族16区分6、1229 扶養親族16区分7、1230 扶養親族16区分8、1231 扶養親族16区分9、1232 扶養親族1予備領域、1233 扶養親族2、1234 扶養親族2予備領域、1235 扶養親族3、1236 扶養親族3予備領域、1237 扶養親族4、1238 扶養親族4予備領域、1239 扶養親族5、1240 扶養親族5予備領域、1241 扶養親族6、1242 扶養親族6予備領域、1243 扶養親族7、1244 扶養親族7予備領域、1245 扶養親族8、1246 扶養親族8予備領域、1247 扶養親族9、1248 扶養親族9予備領域、1249 扶養親族宛名番号1、1250 扶養親族宛名番号10、1251 扶養親族宛名番号2、1252 扶養親族宛名番号3、1253 扶養親族宛名番号4、1254 扶養親族宛名番号5、1255 扶養親族宛名番号6、1256 扶養親族宛名番号7、1257 扶養親族宛名番号8、1258 扶養親族宛名番号9、1259 扶養親族個人番号1、1260 扶養親族個人番号10、1261 扶養親族個人番号2、1262 扶養親族個人番号3、1263 扶養親族個人番号4、1264 扶養親族個人番号5、1265 扶養親族個人番号6、1266 扶養親族個人番号7、1267 扶養親族個人番号8、1268 扶養親族個人番号9、1269 扶養親族個人番号確認区分1、1270 扶養親族個人番号確認区分10、1271 扶養親族個人番号確認区分2、1272 扶養親族個人番号確認区分3、1273 扶養親族個人番号確認区分4、1274 扶養親族個人番号確認区分5、1275 扶養親族個人番号確認区分6、1276 扶養親族個人番号確認区分7、1277 扶養親族個人番号確認区分8、1278 扶養親族個人番号確認区分9、1279 扶養親族控除額1、1280 扶養親族控除額10、1281 扶養親族控除額2、1282 扶養親族控除額3、1283 扶養親族控除額4、1284 扶養親族控除額5、1285 扶養親族控除額6、1286 扶養親族控除額7、1287 扶養親族控除額8、1288 扶養親族控除額9、1289 扶養親族国外区分1、1290 扶養親族国外区分10、1291 扶養親族国外区分2、1292 扶養親族国外区分3、1293 扶養親族国外区分4、1294 扶養親族国外区分5、1295 扶養親族国外区分6、1296 扶養親族国外区分7、1297 扶養親族国外区分8、1298 扶養親族国外区分9、1299 扶養親族障害区分1、1300 扶養親族障害区分10、1301 扶養親族障害区分2、1302 扶養親族障害区分3、1303 扶養親族障害区分4、1304 扶養親族障害区分5、1305 扶養親族障害区分6、1306 扶養親族障害区分7、1307 扶養親族障害区分8、1308 扶養親族障害区分9、1309 扶養親族生年月日1、1310 扶養親族生年月日10、1311 扶養親族生年月日2、1312 扶養親族生年月日3、1313 扶養親族生年月日4、1314 扶養親族生年月日5、1315 扶養親族生年月日6、1316 扶養親族生年月日7、1317 扶養親族生年月日8、1318 扶養親族生年月日9、1319 扶養親族続柄1、1320 扶養親族続柄10、1321 扶養親族続柄2、1322 扶養親族続柄3、1323 扶養親族続柄4、1324 扶養親族続柄5、1325 扶養親族続柄6、1326 扶養親族続柄7、1327 扶養親族続柄8、1328 扶養親族続柄9、1329 扶養親族一他、1330 扶養親族一同居老親、1331 扶養親族一特定、1332 扶養親族入力カナ氏名1、1333 扶養親族入力カナ氏名10、1334 扶養親族入力カナ氏名2、1335 扶養親族入力カナ氏名3、1336 扶養親族入力カナ氏名4、1337 扶養親族入力カナ氏名5、1338 扶養親族入力カナ氏名6、1339 扶養親族入力カナ氏名7、1340 扶養親族入力カナ氏名8、1341 扶養親族入力カナ氏名9、1342 扶養親族入力氏名1、1343 扶養親族入力氏名10、1344 扶養親族入力氏名2、1345 扶養親族入力氏名3、1346 扶養親族入力氏名4、1347 扶養親族入力氏名5、1348 扶養親族入力氏名6、1349 扶養親族入力氏名7、1350 扶養親族入力氏名8、1351 扶養親族入力氏名9、1352 扶養親族入力西暦生年月日1、1353 扶養親族入力西暦生年月日10、1354 扶養親族入力西暦生年月日2、1355 扶養親族入力西暦生年月日3、1356 扶養親族入力西暦生年月日4、1357 扶養親族入力西暦生年月日5、1358 扶養親族入力西暦生年月日6、1359 扶養親族入力西暦生年月日7、1360 扶養親族入力西暦生年月日8、1361 扶養親族入力西暦生年月日9、1362 扶養親族年調区分1、1363 扶養親族年調区分10、1364 扶養親族年調区分2、1365 扶養親族年調区分3、1366 扶養親族年調区分4、1367 扶養親族年調区分5、1368 扶養親族年調区分6、1369 扶養親族年調区分7、1370 扶養親族年調区分8、1371 扶養親族年調区分9、1372 扶養親族別居区分1、1373 扶養親族別居区分10、1374 扶養親族別居区分2、1375 扶養親族別居区分3、1376 扶養親族別居区分4、1377 扶養親族別居区分5、1378 扶養親族別居区分6、1379 扶養親族別居区分7、1380 扶養親族別居区分8、1381 扶養親族別居区分9、1382 扶養親族一老人、1383 普障、1384 普障RON属性、1385 普障事業所区分、1386 普障締めフラグ、1387 賦課履歴番号、1388 副本データ送信状態区分、1389 複数帳票フラグ、1390 分離短期一般特控額、1391 分離短期一般特控額RON属性、1392 分離短期一般特控前、1393 分離短期一般特控前RON属性、1394 分離短期軽減特控額、1395 分離短期軽減特控額RON属性、1396 分離短期軽減特控前、1397 分離短期軽減特控前RON属性、1398 分離短期譲渡特控額、1399 分離短期譲渡特控額RON属性、1400 分離短期譲渡特控前、1401 分離短期譲渡特控前RON属性、1402 分離長期一般特控額、1403 分離長期一般特控額RON属性、1404 分離長期一般特控前、1405 分離長期一般特控前RON属性、1406 分離長期軽減特控額、1407 分離長期軽減特控額RON属性、1408 分離長期軽減特控前、1409 分離長期軽減特控前RON属性、1410 分離長期譲渡特控額、1411 分離長期譲渡特控額RON属性、1412 分離長期譲渡特控前、1413 分離長期譲渡特控前RON属性、1414 分離長期特定所得額、1415 分離長期特定所得額RON属性、1416 併合結果徴収区分、1417 平均課税適用フラグ、1418 別居の控配扶養親族フラグ、1419 変更区分、1420 変更月、1421 変更前税額、1422 方書、1423 方書外字フラグ、1424 法人種別コード、1425 法人種別位置区分、1426 法人番号、1427 本支店区分、1428 本人該当区分予備1、1429 本人該当区分予備2、1430 本人該当区分予備3、1431 本人該当区分予備4、1432 本人該当区分予備5、1433 本人区分、1434 本人障害区分、1435 本人専従区分、1436 本籍地、1437 本年1月1日年齢、1438 未公開株式等譲渡所得、1439 未公開株式等譲渡所得RON属性、1440 未成年者、1441 未成年者区分、1442 無申告調査コード、1443 無申告調査結果コード、1444 無申告調査結果内容、1445 名義入力カナ氏名、1446 名義人漢字氏名、1447 優先資料種別コード、1448 優先資料番号、1449 郵便番号、1450 予備領域、1451 予備領域1、1452 予備領域2、1453 余白、1454 様式ービルマンション名など、1455 様式ー氏名法人名称カナ、1456 様式ー氏名法人名称漢字、1457 様式ー事業所電話番号、1458 様式ー事業所名、1459 様式ー事業所名カナ、1460 様式ー自宅電話番号、1461 様式ー住所コード、1462 様式ー住所所在地、1463 様式ー照会番号、1464 様式ー申告先税目ー県市区分、1465 様式ー申告先税目ー事業所住所、1466 様式ー申告先税目ー事業所所在地、1467 様式ー申告先税目ー事業所名、1468 様式ー申告先税目ー受付日時、1469 様式ー申告先税目ー受付番号、1470 様式ー申告先税目ー税事務所、1471 様式ー申告先税目ー税目区分、1472 様式ー申告先税目ー税目有効区分、1473 様式ー申告先税目ー地方公共団体、1474 様式ー申告先税目ー入力区分、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1475 様式－前後区分、1476 様式－送付先－ビル名など、1477 様式－送付先－氏名、1478 様式－送付先－住所、1479 様式－送付先－住所コード、1480 様式－送付先－所属役職など、1481 様式－送付先－郵便番号、1482 様式－他有、1483 様式－代表者－ビル名など、1484 様式－代表者－氏名、1485 様式－代表者－氏名カナ、1486 様式－代表者－住所、1487 様式－代表者－住所コード、1488 様式－代表者－電話番号、1489 様式－代表者－郵便番号、1490 様式－代理人属性、1491 様式－電子証明－認証局区分、1492 様式－法人格、1493 様式－法人格名、1494 様式－法人個人区分、1495 様式－本支店区分、1496 様式－郵便番号、1497 様式－利用届出受付日時、1498 様式－利用届出受付番号、1499 翌年申告書発送区分、1500 翌年廃止理由コード、1501 利子所得、1502 利子所得額総合、1503 利子所得額総合RON属性、1504 利用者ID、1505 利用者－氏名名称、1506 利用者－氏名名称カナ、1507 利用者－事業所名、1508 利用者－事業所名カナ、1509 利用者識別番号、1510 利用者代表者－代表者住所、1511 利用者代表者－代表者電話番号、1512 利用者代表者－代表者名、1513 利用者代表者－代表者名カナ、1514 利用者代表者－代表者郵便番号、1515 利用者－代理人属性、1516 利用者－届出受付番号、1517 利用者－本支店区分、1518 利用者本店－所在地、1519 利用者本店－電話番号1、1520 利用者本店－電話番号2、1521 利用者本店－郵便番号、1522 利用者－利用者ID、1523 履歴修正区分、1524 履歴修正項目、1525 履歴番号、1526 連携対象区分、1527 連動エラーフラグ、1528 連動ファイルID、1529 連動済フラグ、1530 連動処理時刻、1531 連動処理端末名、1532 連動処理日、1533 連動連番、1534 連番、1535 連絡先、1536 連絡先開始理由コード、1537 連絡先区分、1538 連絡先最優先区分、1539 連絡先終了理由コード、1540 連絡先名称、1541 連絡先有無フラグ、1542 連絡先連番、1543 老人、1544 老人RON属性、1545 老人配偶者控除該当、1546 老人扶養、1547 老人扶養人数、1548 老年者区分、1549 和暦生年月日

＜申請管理システム関係＞

署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税】データ項目数:1905

1 DVフラグ、2 FAX番号、3 S38農地単価、4 S63農地単価、5 カナ支店名、6 カナ氏名、7 カナ世帯主名、8 カナ通称名、9 カナ名、10 クレジット区分、11 その他の補正率、12 その他補正コード、13 プレハブ区分、14 プレ申告作成年月日、15 プレ申告送信有無フラグ、16 宛名グループ番号、17 宛名採番区分、18 宛名消除事由コード、19 宛名消除事由コード判定用、20 宛名消除日、21 宛名番号、22 宛名履歴番号、23 按分元家屋物件番号、24 按分元号番、25 按分元室番、26 按分固定家屋課税標準額差額、27 按分固定家屋課税標準増減件数、28 按分固定家屋軽減税額差額、29 按分固定家屋軽減税額増減件数、30 按分固定家屋減免税額差額、31 按分固定家屋減免税額増減件数、32 按分固定家屋税額差額、33 按分固定家屋税額増減件数、34 按分固定軽減税額差額、35 按分固定軽減税額増減件数、36 按分固定減免税額差額、37 按分固定減免税額増減件数、38 按分固定合計課税標準額差額、39 按分固定合計課税標準増減件数、40 按分固定資産税額差額、41 按分固定資産税額増減件数、42 按分固定土地課税標準額差額、43 按分固定土地課税標準増減件数、44 按分固定土地軽減税額差額、45 按分固定土地軽減税額増減件数、46 按分固定土地減免税額差額、47 按分固定土地減免税額増減件数、48 按分固定土地税額差額、49 按分固定土地税額増減件数、50 按分都計家屋課税標準額差額、51 按分都計家屋課税標準増減件数、52 按分都計家屋軽減税額差額、53 按分都計家屋軽減税額増減件数、54 按分都計家屋減免税額差額、55 按分都計家屋減免税額増減件数、56 按分都計家屋税額差額、57 按分都計家屋税額増減件数、58 按分都計軽減税額差額、59 按分都計軽減税額増減件数、60 按分都計減免税額差額、61 按分都計減免税額増減件数、62 按分都計合計課税標準額差額、63 按分都計合計課税標準増減件数、64 按分都計土地課税標準額差額、65 按分都計土地課税標準増減件数、66 按分都計土地軽減税額差額、67 按分都計土地軽減税額増減件数、68 按分都計土地減免税額差額、69 按分都計土地減免税額増減件数、70 按分都計土地税額差額、71 按分都計土地税額増減件数、72 按分都市計画税額差額、73 按分都市計画税額増減件数、74 依頼一案件特定キー、75 依頼一依頼区分、76 依頼一拡張予備領域O1、77 依頼一拡張予備領域O2、78 依頼一拡張領域O1、79 依頼一拡張領域O2、80 依頼一確認番号、81 依頼一共通納税機関コード、82 依頼一受付番号、83 依頼一所属コード、84 依頼書発行済フラグ、85 依頼一税務事務所コード、86 依頼一税目料金番号、87 依頼一登録依頼受信日時、88 依頼一登録状況、89 依頼一登録不可事由、90 依頼一登録不可事由区分、91 依頼一納税者ID、92 依頼一納付者メールアドレス、93 依頼一納付者住所、94 依頼一納付者名、95 依頼一納付者名フリガナ、96 依頼一納付書情報登録依頼連番、97 依頼一利用者ID、98 異動レコード区分、99 異動区分、100 異動事由コード、101 異動事由コード判定用、102 異動時刻、103 異動受付フラグ、104 異動情報、105 異動日、106 異動年月日、107 異動理由コード、108 一点単価、109 一点単価簡易非木造、110 一点単価簡易木造、111 一点単価非木造、112 一点単価木造、113 一般分専有床面積合計、114 一筆造成費コード、115 一筆造成費深さ、116 一筆平米当り評点数、117 一筆補正コード1、118 一筆補正コード10、119 一筆補正コード2、120 一筆補正コード3、121 一筆補正コード4、122 一筆補正コード5、123 一筆補正コード6、124 一筆補正コード7、125 一筆補正コード8、126 一筆補正コード9、127 一筆補正コード枝番1、128 一筆補正コード枝番10、129 一筆補正コード枝番2、130 一筆補正コード枝番3、131 一筆補正コード枝番4、132 一筆補正コード枝番5、133 一筆補正コード枝番6、134 一筆補正コード枝番7、135 一筆補正コード枝番8、136 一筆補正コード枝番9、137 一筆補正開始年1、138 一筆補正開始年10、139 一筆補正開始年2、140 一筆補正開始年3、141 一筆補正開始年4、142 一筆補正開始年5、143 一筆補正開始年6、144 一筆補正開始年7、145 一筆補正開始年8、146 一筆補正開始年9、147 一筆補正終了年1、148 一筆補正終了年10、149 一筆補正終了年2、150 一筆補正終了年3、151 一筆補正終了年4、152 一筆補正終了年5、153 一筆補正終了年6、154 一筆補正終了年7、155 一筆補正終了年8、156 一筆補正終了年9、157 一筆補正率1、158 一筆補正率10、159 一筆補正率2、160 一筆補正率3、161 一筆補正率4、162 一筆補正率5、163 一筆補正率6、164 一筆補正率7、165 一筆補正率8、166 一筆補正率9、167 沿線地フラグ、168 屋号、169 仮換地番号、170 価格単位区分、171 加算帳簿価額、172 加算評価額、173 家屋一棟更正事由コード、174 家屋一棟更正中フラグ、175 家屋一棟更正年月日、176 家屋一棟未登記区分、177 家屋一棟予備フラグ1、178 家屋一棟予備フラグ2、179 家屋一棟予備フラグ3、180 家屋一棟予備フラグ4、181 家屋一棟予備フラグ5、182 家屋一棟予備数字1、183 家屋一棟予備数字2、184 家屋一棟予備数字3、185 家屋一棟予備文字1、186 家屋一棟予備文字2、187 家屋一棟予備文字3、188 家屋一棟予備領域、189 家屋軽減コード、190 家屋軽減コード2、191 家屋軽減開始年度、192 家屋軽減開始年度2、193 家屋軽減終了年度、194 家屋軽減終了年度2、195 家屋軽減住宅戸数、196 家屋軽減住宅戸数2、197 家屋軽減床面積、198 家屋軽減床面積2、199 家屋軽減切れフラグ、200 家屋軽減切れフラグ2、201 家屋軽減適用区分、202 家屋軽減適用区分2、203 家屋軽減率分子、204 家屋軽減率分子2、205 家屋軽減率分母、206 家屋軽減率分母2、207 家屋権利の目的コード、208 家屋権利原因コード、209 家屋権利原因年月日、210 家屋権利受付年月日、211 家屋権利受付番号、212 家屋権利変更区分、213 家屋減免コード1、214 家屋減免コード2、215 家屋減免開始期1、216 家屋減免開始期2、217 家屋減免開始年度1、218 家屋減免開始年度2、219 家屋減免終了期1、220 家屋減免終了期2、221 家屋減免終了年度1、222 家屋減免終了年度2、223 家屋減免床面積1、224 家屋減免床面積2、225 家屋減免適用区分1、226 家屋減免適用区分2、227 家屋減免率分子1、228 家屋減免率分子2、229 家屋減免率分母1、230 家屋減免率分母2、231 家屋更正事由コード、232 家屋更正中フラグ、233 家屋更正年月日、234 家屋合計床面積、235 家屋所在地外筆、236 家屋所在地漢字、237 家屋所在地枝番1、238 家屋所在地枝番2、239 家屋所在地枝番3、240 家屋所在地枝番4、241 家屋所在地字コード、242 家屋所在地町丁コード、243 家屋所在地編集コード、244 家屋所在地本番、245 家屋除外分区分、246 家屋徴収猶予税額、247 家屋特例コード、248 家屋特例開始年度、249 家屋特例終了年度、250 家屋特例床面積、251 家屋特例適用区分、252 家屋特例率分子、253 家屋特例率分母、254 家屋番号漢字、255 家屋番号枝番1、256 家屋番号枝番2、257 家屋番号枝番3、258 家屋番号枝番4、259 家屋番号字コード、260 家屋番号町丁コード、261 家屋番号編集コード、262 家屋番号本番、263 家屋非課税コード、264 家屋非課税開始年度、265 家屋非課税終了年度、266 家屋非課税床面積、267 家屋非課税適用区分、268 家屋表示の目的コード、269 家屋表示原因コード、270 家屋表示原因年月日、271 家屋表示受付年月日、272 家屋表示受付番号、273 家屋表示変更区分、274 家屋物件数、275 家屋物件番号、276 家屋明細更正事由コード、277 家屋明細更正中フラグ、278 家屋明細更正年月日、279 家屋明細未登記区分、280 家屋明細予備フラグ1、281 家屋明細予備フラグ2、282 家屋明細予備フラグ3、283 家屋明細予備フラグ4、284 家屋明細予備フラグ5

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

285 家屋明細予備数字1、286 家屋明細予備数字2、287 家屋明細予備数字3、288 家屋明細予備文字1、289 家屋明細予備文字2、290 家屋明細予備文字3、291 家屋明細予備領域、292 家屋免税点判定区分、293 課税家屋物件数、294 課税地積、295 課税
地積又は床面積、296 課税地目コード、297 課税土地物件数、298 課税特例資産有無フラグ、299 課税年度、300 課税標準額1、
301 課税標準額2、302 課税標準額3、303 課税標準額4、304 課税標準額5、305 課税標準額6、306 課税標準額7、307 課税標
準額合計、308 課税標準帳簿価額、309 課税標準評価額、310 課税保留区分、311 課非区分、312 課非区分、313 過年度
随時税額1、314 過年度随時税額1差額、315 過年度随時税額1増減件数、316 過年度随時税額2、317 過年度随時税額2差額、
318 過年度随時税額2増減件数、319 過年度納期限1、320 過年度納期限2、321 画地住宅戸数、322 画地住宅用地割合、323 画
地住非区分、324 画地判定区分、325 画地番号、326 画地番号区分、327 解除日、328 開始期、329 開始日、330 開始年度、331
階数、332 外筆管理番号、333 外筆区分、334 該当階、335 確定税額1期、336 確定税額2期、337 確定税額3期、338 確定税額4
期、339 確定税額過随1、340 確定税額過随2、341 確定税額随1、342 確定税額随2、343 漢字支店名、344 漢字氏名、345 漢字
世帯主名、346 漢字通称名、347 漢字名、348 還付口座有無フラグ、349 関連フラグ1、350 関連フラグ10、351 関連フラグ11、
352 関連フラグ12、353 関連フラグ13、354 関連フラグ14、355 関連フラグ15、356 関連フラグ2、357 関連フラグ3、358 関連フ
ラグ4、359 関連フラグ5、360 関連フラグ6、361 関連フラグ7、362 関連フラグ8、363 関連フラグ9、364 関連宛名有無フラグ、
365 関連事由コード、366 関連相手先宛名番号、367 基準年度、368 既課税額、369 期別税額10期、370 期別税額11期、371 期
別税額12期、372 期別税額1期、373 期別税額2期、374 期別税額3期、375 期別税額4期、376 期別税額5期、377 期別税額6
期、378 期別税額7期、379 期別税額8期、380 期別税額9期、381 期別税額随1、382 期別税額随1差額、383 期別税額随1増減
件数、384 期別税額随2、385 期別税額随2差額、386 期別税額随2増減件数、387 規約按分区分、388 規約共用区分、389 規約
共用分専有床面積、390 規約共用分専有床面積合計、391 規約分専有床面積合計、392 義務者宛名番号、393 義務者持分番号、
394 旧宛名番号、395 共有区分、396 共有構成員宛名番号、397 共有構成員氏名、398 共有構成員住所、399 共有構成員有無フ
ラグ、400 共有構成員連番、401 共有持分分子、402 共有持分母、403 共有者宛名番号、404 共有者告知区分、405 共有者持
分番号、406 共有者数、407 共有人数、408 共有代表者区分、409 共有有無フラグ、410 共有理由コード、411 共用区分、412 共
用部住宅床面積、413 共用部非住宅床面積、414 強制修正年月日、415 強制入力フラグ、416 業種種目コード、417 業務コード、
418 業務手続一業務区分、419 業務手続一作成区分、420 業務手続一受付行政機関名称、421 業務手続一所属コード、422 業務
手続一税務事務所コード、423 業務手続一税目区分、424 業務手続一税目情報格納日時、425 業務手続一利用者ID、426 金融機
関コード、427 区画整理区分、428 区分所有宛名番号、429 区分所有権利原因コード、430 区分所有権利原因年月日、431 区分所
有減免コード、432 区分所有減免開始期、433 区分所有減免開始年度、434 区分所有減免終了期、435 区分所有減免終了年度、
436 区分所有減免適用区分、437 区分所有減免率分子、438 区分所有減免率分母、439 区分所有固定共用税額、440 区分所有固
定共用補正率、441 区分所有更正事由コード、442 区分所有更正年月日、443 区分所有持分分子、444 区分所有持分分母、445
区分所有所有者判定区分、446 区分所有都計共用税額、447 区分所有都計共用補正率、448 区分所有非課税コード、449 区分所
有非課税開始年度、450 区分所有非課税終了年度、451 区分所有非課税適用区分、452 区分所有名義人氏名、453 区分所有免税
点区分、454 経過年数、455 経年減点補正率、456 計算不整合フラグ、457 軽減コード、458 軽減切れフラグ、459 決算期、460 格
定価格1、461 決定価格2、462 決定価格3、463 決定価格4、464 決定価格5、465 決定価格6、466 決定価格7、467 決定価格
区分、468 決定価格合計、469 決定税額、470 建築事由コード、471 建築年次、472 建築年次2、473 建物名称、474 検索カナ氏
名、475 検索漢字氏名、476 元先義務者宛名番号、477 減価処置年度、478 減少区分、479 減少事由コード、480 減少取得価額、
481 減少年月、482 減免コード1、483 減免コード2、484 減免資産有無フラグ、485 減免税額1、486 減免税額2、487 減免税額3、
488 減免税額4、489 減免税額5、490 減免税額6、491 減免税額7、492 減免税額合計、493 減免税額帳簿、494 減免税額帳簿
1、495 減免税額帳簿2、496 減免税額帳簿3、497 減免税額帳簿4、498 減免税額帳簿5、499 減免税額帳簿6、500 減免税額帳
簿7、501 減免税額帳簿合計、502 減免税額評価、503 減免税額評価1、504 減免税額評価2、505 減免税額評価3、506 減免税
額評価4、507 減免税額評価5、508 減免税額評価6、509 減免税額評価7、510 減免税額評価合計、511 減免相当帳簿価額、512
減免相当帳簿価額1、513 減免相当帳簿価額2、514 減免相当帳簿価額3、515 減免相当帳簿価額4、516 減免相当帳簿価額5、
517 減免相当帳簿価額6、518 減免相当帳簿価額7、519 減免相当帳簿価額合計、520 減免相当評価額、521 減免相当評価額1、
522 減免相当評価額2、523 減免相当評価額3、524 減免相当評価額4、525 減免相当評価額5、526 減免相当評価額6、527 減免
相当評価額7、528 減免相当評価額合計、529 減免対象課税1、530 減免対象課税2、531 減免対象課税3、532 減免対象課税4、
533 減免対象課税5、534 減免対象課税6、535 減免対象課税7、536 減免対象課税合計、537 現況原因事由コード、538 現況地
積、539 個人番号、540 個人分持分合計分子、541 個人分持分合計分母、542 個人法人区分、543 個人法人詳細区分、544 固定
その他減免税額、545 固定その他減免税額差額、546 固定その他減免税額増減件数、547 固定家屋按分課税標準額、548 固定家
屋按分軽減税額、549 固定家屋按分軽減対象課税額、550 固定家屋按分減免税額、551 固定家屋按分減免対象課税額、552 固定
家屋按分税額、553 固定家屋課税標準額、554 固定家屋課税標準額差額、555 固定家屋課税標準増減件数、556 固定家屋確定税額差
額、557 固定家屋確定税額増減件数、558 固定家屋軽減税額、559 固定家屋軽減税額差額、560 固定家屋軽減税額増減件数、
561 固定家屋軽減対象課税額、562 固定家屋減免税額、563 固定家屋減免税額差額、564 固定家屋減免税額増減件数、565 固定
家屋減免対象課税額、566 固定家屋税額、567 固定家屋税額差額、568 固定家屋税額増減件数、569 固定家屋年税額差額、570
固定家屋年税額増減件数、571 固定課税標準額、572 固定課税標準額合計前年度、573 固定課税標準額合計評価額、574 固定課
税標準額合計本則、575 固定課税標準額合計本年度、576 固定課税標準額合計本年度特例前、577 固定課税標準額前年度、578
固定課税標準額本年度、579 固定確定税額差額、580 固定確定税額増減件数、581 固定区分土地課税標準額、582 固定区分土地
課税標準額差額、583 固定区分土地課税増減件数、584 固定区分土地軽減税額、585 固定区分土地軽減税額差額、586 固定区分
土地軽減税額増減件数、587 固定区分土地軽減対象課税額、588 固定区分土地減免税額、589 固定区分土地減免税額差額、590
固定区分土地減免税額増減件数、591 固定区分土地減免対象課税額、592 固定区分土地税額、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

593 固定区分土地税額差額、594 固定区分土地税額増減件数、595 固定軽減課税標準額、596 固定軽減課税標準額2、597 固定軽減課税標準額、598 固定軽減税額、599 固定軽減税額2、600 固定軽減税額差額、601 固定軽減税額増減件数、602 固定減税額、603 固定減免課税標準額1、604 固定減免課税標準額2、605 固定減免課税標準額1、606 固定減免課税標準額2、607 固定減免課税標準額1、608 固定減免課税標準額2、609 固定減免税額1、610 固定減免税額2、611 固定減免税額差額、612 固定減免税額増減件数、613 固定合計課税標準額差額、614 固定合計課税標準額増減件数、615 固定合計課税標準額増減件数、616 固定差引後税額、617 固定算出税額、618 固定資産税額、619 固定資産税額差額、620 固定資産税額増減件数、621 固定小規外課税標準額前年度、622 固定小規外課税標準額評価額、623 固定小規外課税標準額負担水準、624 固定小規外課税標準額負担調整率、625 固定小規外課税標準額本則、626 固定小規外課税標準額本年度、627 固定小規外課税標準額本年度特例前、628 固定小規外負担調整区分、629 固定小規外本則区分、630 固定小規外類似土地比準割合、631 固定小規模課税標準額前年度、632 固定小規模課税標準額評価額、633 固定小規模課税標準額負担水準、634 固定小規模課税標準額負担調整率、635 固定小規模課税標準額本則、636 固定小規模課税標準額本年度、637 固定小規模課税標準額本年度特例前、638 固定小規模負担調整区分、639 固定小規模本則区分、640 固定小規模類似土地比準割合、641 固定条例減税額、642 固定相当算出税額、643 固定徴収猶予税額、644 固定徴収猶予税額差額、645 固定徴収猶予税額増減件数、646 固定土地按分課税標準額、647 固定土地按分軽減税額、648 固定土地按分軽減対象課税標準額、649 固定土地按分減免税額、650 固定土地按分減免対象課税標準額、651 固定土地按分税額、652 固定土地家屋税額、653 固定土地課税標準額、654 固定土地課税標準額差額、655 固定土地課税標準額増減件数、656 固定土地確定税額差額、657 固定土地確定税額増減件数、658 固定土地軽減税額、659 固定土地軽減税額差額、660 固定土地軽減税額増減件数、661 固定土地軽減対象課税標準額、662 固定土地減免税額、663 固定土地減免税額差額、664 固定土地減免税額増減件数、665 固定土地減免対象課税標準額、666 固定土地税額、667 固定土地税額差額、668 固定土地税額増減件数、669 固定土地年税額差額、670 固定土地年税額増減件数、671 固定土地免除税額、672 固定特例課税標準額、673 固定特例課税標準額、674 固定年税額差額、675 固定年税額増減件数、676 固定非住宅課税標準額前年度、677 固定非住宅課税標準額本年度、678 固定非住宅課税標準額本年度特例、679 固定非住宅課税標準額前年度、680 固定非住宅課税標準額評価額、681 固定非住宅課税標準額負担水準、682 固定非住宅課税標準額負担調整率、683 固定非住宅課税標準額本則、684 固定非住宅課税標準額本年度、685 固定非住宅課税標準額本年度特例前、686 固定非住宅条例類似土地比準割合、687 固定非住宅負担調整区分、688 固定非住宅本則区分、689 固定非住宅類似土地比準割合、690 固定免除税額、691 固定免除税額差額、692 固定免除税額増減件数、693 固定猶予税額、694 口座種別、695 口座振替済通知有無フラグ、696 口座振替有無フラグ、697 口座申込日、698 口座通知済フラグ、699 口座番号、700 口座種別、701 控除帳簿価額、702 控除評価額、703 更新アクセスコード、704 更新プログラムID、705 更新後一棟情報、706 更新後課税一棟集計情報、707 更新後賦課情報、708 更新後明細情報、709 更新時刻、710 更新所属コード、711 更新所属自治体コード、712 更新職員番号、713 更新前一棟情報、714 更新前課税一棟集計情報、715 更新前賦課情報、716 更新前明細情報、717 更新端末ID、718 更新年月日、719 更正期別コード、720 更正決定年月日、721 更正後家屋番号漢字、722 更正後家屋番号枝番1、723 更正後家屋番号枝番2、724 更正後家屋番号枝番3、725 更正後家屋番号枝番4、726 更正後家屋番号字コード、727 更正後家屋番号町丁コード、728 更正後家屋番号編集コード、729 更正後家屋番号本番、730 更正後課税地積又は床面積、731 更正後課税地目コード、732 更正後課税標準額1、733 更正後課税標準額2、734 更正後課税標準額3、735 更正後課税標準額4、736 更正後課税標準額5、737 更正後課税標準額6、738 更正後課税標準額7、739 更正後課税標準額合計、740 更正後区分所有持分分子、741 更正後区分所有持分母、742 更正後軽減コード、743 更正後決定価格1、744 更正後決定価格2、745 更正後決定価格3、746 更正後決定価格4、747 更正後決定価格5、748 更正後決定価格6、749 更正後決定価格7、750 更正後決定価格合計、751 更正後減免コード1、752 更正後減免コード2、753 更正後減免対象課税標準額、754 更正後減免地積1、755 更正後減免地積2、756 更正後固定課税標準額、757 更正後固定軽減税額、758 更正後固定減免課税標準額1、759 更正後固定減免課税標準額2、760 更正後固定減免税額1、761 更正後固定減免税額2、762 更正後固定相当算出税額、763 更正後固定徴収猶予税額、764 更正後固定免除税額、765 更正後番号番、766 更正後市街化区分、767 更正後室番、768 更正後償却資産税額、769 更正後調査番号、770 更正後登記屋根コード1、771 更正後登記屋根コード2、772 更正後登記屋根コード3、773 更正後登記階層地下、774 更正後登記階層地上、775 更正後登記構造コード1、776 更正後登記構造コード2、777 更正後登記構造コード3、778 更正後登記種類コード1、779 更正後登記種類コード2、780 更正後登記種類コード3、781 更正後登記地積又は床面積、782 更正後登記地目コード、783 更正後都計課税標準額、784 更正後都計軽減税額、785 更正後都計減免課税標準額1、786 更正後都計減免課税標準額2、787 更正後都計減免税額1、788 更正後都計減免税額2、789 更正後都計相当算出税額、790 更正後都計徴収猶予税額、791 更正後都計免除税額、792 更正後都市計画区分、793 更正後棟番、794 更正後特例減少課税標準額、795 更正後評価額、796 更正後物件所在地外筆、797 更正後物件所在地漢字、798 更正後物件所在地枝番1、799 更正後物件所在地枝番2、800 更正後物件所在地枝番3、801 更正後物件所在地枝番4、802 更正後物件所在地字コード、803 更正後物件所在地町丁コード、804 更正後物件所在地分離、805 更正後物件所在地編集コード、806 更正後物件所在地本番、807 更正後明細屋根コード1、808 更正後明細屋根コード2、809 更正後明細屋根コード3、810 更正後明細階層地下、811 更正後明細階層地上、812 更正後明細構造コード、813 更正後明細種類コード1、814 更正後明細種類コード2、815 更正後明細種類コード3、816 更正後明細用途コード、817 更正後免税点判定区分、818 更正後猶予免除コード、819 更正事由コード、820 更正事由コード、821 更正前家屋番号漢字、822 更正前家屋番号枝番1、823 更正前家屋番号枝番2、824 更正前家屋番号枝番3、825 更正前家屋番号枝番4、826 更正前家屋番号字コード、827 更正前家屋番号町丁コード、828 更正前家屋番号編集コード、829 更正前家屋番号本番、830 更正前課税地積又は床面積、831 更正前課税地目コード、832 更正前課税標準額1、833 更正前課税標準額2、834 更正前課税標準額3、835 更正前課税標準額4、836 更正前課税標準額5、837 更正前課税標準額6、838 更正前課税標準額7、839 更正前課税標準額合計、840 更正前区分所有持分分子、841 更正前区分所有持分母、842 更正前軽減コード、843 更正前決定価格1、844 更正前決定価格2、845 更正前決定価格3、846 更正前決定価格4、847 更正前決定価格5、848 更正前決定価格6、849 更正前決定価格7、850 更正前決定価格合計、851 更正前減免コード1、852 更正前減免コード2、853 更正前減免対象課税標準額、854 更正前減免地積1、855 更正前減免地積2、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

856 更正前固定課税標準額、857 更正前固定軽減税額、858 更正前固定減免課税標準額1、859 更正前固定減免課税標準額2、860 更正前固定減免税額1、861 更正前固定減免税額2、862 更正前固定相当算出税額、863 更正前固定徴収猶予税額、864 更正前固定免除税額、865 更正前号番、866 更正前市街化区分、867 更正前室番、868 更正前償却資産税額、869 更正前調査番号、870 更正前登記屋根コード1、871 更正前登記屋根コード2、872 更正前登記屋根コード3、873 更正前登記階層地下、874 更正前登記階層地上、875 更正前登記構造コード1、876 更正前登記構造コード2、877 更正前登記構造コード3、878 更正前登記種類コード1、879 更正前登記種類コード2、880 更正前登記種類コード3、881 更正前登記地積又は床面積、882 更正前登記地目コード、883 更正前都計課税標準額、884 更正前都計軽減税額、885 更正前都計減免課税標準額1、886 更正前都計減免課税標準額2、887 更正前都計減免税額1、888 更正前都計減免税額2、889 更正前都計相当算出税額、890 更正前都計徴収猶予税額、891 更正前都計免除税額、892 更正前都市計画区分、893 更正前棟番、894 更正前特例減少課税、895 更正前評価額、896 更正前物件所在地外筆、897 更正前物件所在地漢字、898 更正前物件所在地枝番1、899 更正前物件所在地枝番2、900 更正前物件所在地枝番3、901 更正前物件所在地枝番4、902 更正前物件所在地字コード、903 更正前物件所在地町丁コード、904 更正前物件所在地分離、905 更正前物件所在地編集コード、906 更正前物件所在地本番、907 更正前明細屋根コード1、908 更正前明細屋根コード2、909 更正前明細屋根コード3、910 更正前明細階層地下、911 更正前明細階層地上、912 更正前明細構造コード、913 更正前明細種類コード1、914 更正前明細種類コード2、915 更正前明細種類コード3、916 更正前明細用途コード、917 更正前免税点判定区分、918 更正前猶予免除コード、919 更正年月日、920 更正年度、921 更正予定年月日、922 構成員宛名番号、923 構成員持分番号、924 構成一構成管理情報版番号、925 構成一手続ID、926 構成一手続名称、927 構成一受付行政機関ID、928 行政区コード、929 号番、930 合算区分、931 国籍コード、932 催告状況、933 再建築費評点数、934 最終宛名番号、935 最終通知書番号、936 最新宛名番号、937 災害コード、938 在留の資格コード、939 在留期間開始日、940 在留期間終了日、941 作成所属コード、942 作成所属自治体コード、943 削除フラグ、944 産業分類コード、945 残存率帳簿、946 残存率評価、947 使用禁止フラグ、948 使用禁止異動日、949 市外住所コード、950 市街化区分、951 市街化適用年度、952 市内市外区分、953 支所コード、954 支店コード、955 氏名異動フラグ、956 氏名外字フラグ、957 氏名漢字、958 資産コード、959 資産の所在地1漢字、960 資産の所在地1市外住所コード、961 資産の所在地1市内市外区分、962 資産の所在地1住所枝番3コード、963 資産の所在地1住所枝番コード、964 資産の所在地1住所自治体コード、965 資産の所在地1住所小枝番コード、966 資産の所在地1住所町名コード、967 資産の所在地1住所番地コード、968 資産の所在地1住所番地編集区分、969 資産の所在地2漢字、970 資産の所在地2市外住所コード、971 資産の所在地2市内市外区分、972 資産の所在地2住所枝番3コード、973 資産の所在地2住所枝番コード、974 資産の所在地2住所自治体コード、975 資産の所在地2住所小枝番コード、976 資産の所在地2住所町名コード、977 資産の所在地2住所番地コード、978 資産の所在地2住所番地編集区分、979 資産の所在地3漢字、980 資産の所在地3市外住所コード、981 資産の所在地3市内市外区分、982 資産の所在地3住所枝番3コード、983 資産の所在地3住所枝番コード、984 資産の所在地3住所自治体コード、985 資産の所在地3住所小枝番コード、986 資産の所在地3住所町名コード、987 資産の所在地3住所番地コード、988 資産の所在地3住所番地編集区分、989 資産名称、990 資本金、991 事業開始年月日、992 事業所グループ番号異動フラグ、993 事業所区分、994 事業所用家屋の所有区分1、995 事業所用家屋の所有区分2、996 事業所用家屋の所有区分3、997 自治体コード、998 自治体識別コード、999 室番、1000 実地調査対象区分、1001 車両コード、1002 車両履歴番号、1003 借用資産有無フラグ、1004 主たる明細区分、1005 取消依頼済フラグ、1006 取得価額、1007 取得価額1、1008 取得価額2、1009 取得価額3、1010 取得価額4、1011 取得価額5、1012 取得価額6、1013 取得価額7、1014 取得価額合計、1015 取得特例日区分、1016 取得年月、1017 種類コード1、1018 種類コード2、1019 種類コード3、1020 種類区分、1021 受付一国内所在地、1022 受付一商号名称、1023 受付番号、1024 受付一法人番号、1025 需給補正率、1026 収納異動連番、1027 収納連携禁止フラグ、1028 終了期、1029 終了日、1030 住所、1031 住所異動フラグ、1032 住所枝番3コード、1033 住所枝番コード、1034 住所自治体コード、1035 住所小枝番コード、1036 住所町名コード、1037 住所番地コード、1038 住所番地編集区分、1039 住所方書、1040 住宅割合、1041 住宅戸数、1042 住宅部分床面積、1043 住定届出日、1044 住定日、1045 住非区分、1046 住民届出日、1047 住民日、1048 住民番号、1049 住民票コード、1050 処理停止メッセージ、1051 処理停止期限、1052 処理停止状態区分、1053 処理停止職員番号、1054 処理停止端末名、1055 処理停止日、1056 処理停止理由区分、1057 所属コード、1058 所有者判定区分、1059 償却グループ番号、1060 償却課税異動後、1061 償却課税異動前、1062 償却強制修正区分、1063 償却減免コード、1064 償却減免開始期、1065 償却減免開始年度、1066 償却減免終了期、1067 償却減免終了年度、1068 償却減免率分子、1069 償却減免率分母、1070 償却更正事由コード、1071 償却更正中フラグ、1072 償却更正年月日、1073 償却資産課税標準額、1074 償却資産課税標準額差額、1075 償却資産課税増減件数、1076 償却資産確定税額差額、1077 償却資産確定税額増減件数、1078 償却資産減免税額、1079 償却資産減免税額差額、1080 償却資産減免税額増減件数、1081 償却資産減免対象課税標準額、1082 償却資産税額、1083 償却資産税額差額、1084 償却資産税額増減件数、1085 償却資産年税額差額、1086 償却資産年税額増減件数、1087 償却資産有無フラグ、1088 償却調査年月日、1089 償却特例コード、1090 償却特例開始年度、1091 償却特例終了年度、1092 償却特例率分子、1093 償却特例率分母、1094 償却非課税コード、1095 償却方法、1096 償却明細異動後、1097 償却明細異動前、1098 償却免税点判定区分、1099 小学校区コード、1100 小規外住宅用地割合、1101 小規外地積、1102 小規模住宅用地割合、1103 小規模地積、1104 床面積、1105 消除事由コード、1106 消除事由コード一判定用、1107 消除届出日、1108 消除日、1109 証明発行禁止フラグ、1110 上昇率、1111 上昇率構造区分、1112 上昇率用途区分、1113 職員番号、1114 信頼性フラグ、1115 審査更新一最終更新日、1116 振替口座有無フラグ、1117 新築軽減切れフラグ、1118 申告区分、1119 申告受付日、1120 申告書受付年月日、1121 申告書属性一申告書様式ID、1122 申告書属性一申告書様式名称、1123 申告書発送区分、1124 申告書発送年月日、1125 申告書発送番号、1126 申告状況区分、1127 申告年度、1128 申告連番、1129 申込日、1130 人数、1131 人的非課税区分一軽自、1132 人的非課税区分一固定、1133 人的非課税区分事由コード一軽自、1134 人的非課税区分事由コード一固定、1135 図面番号、1136 数量、1137 世帯区分、1138 世帯識別番号、1139 世帯番号、1140 世帯有無フラグ、1141 性別、1142 生年月日、1143 青色申告有無フラグ、1144 税目コード、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1145 税理士コード、1146 税理士宛名番号、1147 税理士氏名、1148 税理士住所、1149 税理士電話番号、1150 税理士変更年月日、1151 積寒補正率非木造、1152 積寒補正率木造、1153 積雪補正率、1154 設置届出日、1155 設置日、1156 設定日、1157 専有床面積、1158 選挙区コード、1159 前回更新アクセスコード、1160 前回更新プログラムID、1161 前回更新時刻、1162 前回更新職員番号、1163 前回更新端末ID、1164 前回更新年月日、1165 前基準年経年減点補正率、1166 前基準年再建築費評点数、1167 前基準年上昇率、1168 前基準年評価額、1169 前基準年平米当再建築費評点数、1170 前基準年理論評価額、1171 前市外住所コード、1172 前市内外区分、1173 前住所、1174 前住所枝番コード、1175 前住所枝番コード、1176 前住所自治体コード、1177 前住所小枝番コード、1178 前住所町名コード、1179 前住所番地コード、1180 前住所番地編集区分、1181 前住所方書、1182 前年前取得価額1、1183 前年前取得価額2、1184 前年前取得価額3、1185 前年前取得価額4、1186 前年前取得価額5、1187 前年前取得価額6、1188 前年前取得価額7、1189 前年前取得価額合計、1190 前年地目コード、1191 前年中減少価額1、1192 前年中減少価額2、1193 前年中減少価額3、1194 前年中減少価額4、1195 前年中減少価額5、1196 前年中減少価額6、1197 前年中減少価額7、1198 前年中減少価額合計、1199 前年中取得価額1、1200 前年中取得価額2、1201 前年中取得価額3、1202 前年中取得価額4、1203 前年中取得価額5、1204 前年中取得価額6、1205 前年中取得価額7、1206 前年中取得価額合計、1207 前年度価格、1208 前年度帳簿価額、1209 前年度帳簿価額1、1210 前年度帳簿価額2、1211 前年度帳簿価額3、1212 前年度帳簿価額4、1213 前年度帳簿価額5、1214 前年度帳簿価額6、1215 前年度帳簿価額7、1216 前年度帳簿価額合計、1217 前年度評価額、1218 前年度評価額1、1219 前年度評価額2、1220 前年度評価額3、1221 前年度評価額4、1222 前年度評価額5、1223 前年度評価額6、1224 前年度評価額7、1225 前年度評価額合計、1226 送付先開始理由コード、1227 送付先区分、1228 送付先終了理由コード、1229 送付先有無フラグ、1230 増加事由コード、1231 増加償却月1、1232 増加償却月2、1233 増加償却資産有無フラグ、1234 増加償却率1、1235 増加償却率2、1236 増減調定額、1237 続柄1、1238 続柄2、1239 続柄3、1240 続柄4、1241 損耗補正率、1242 耐用年数、1243 耐用年数変更1耐年、1244 耐用年数変更1年度、1245 耐用年数変更2耐年、1246 耐用年数変更2年度、1247 代表者宛名番号、1248 代表者宛名番号異動フラグ、1249 代表者個人法人区分、1250 第10期税額差額、1251 第10期税額増減件数、1252 第11期税額差額、1253 第11期税額増減件数、1254 第12期税額差額、1255 第12期税額増減件数、1256 第1期税額差額、1257 第1期税額増減件数、1258 第2期税額差額、1259 第2期税額増減件数、1260 第3期税額差額、1261 第3期税額増減件数、1262 第4期税額差額、1263 第4期税額増減件数、1264 第5期税額差額、1265 第5期税額増減件数、1266 第6期税額差額、1267 第6期税額増減件数、1268 第7期税額差額、1269 第7期税額増減件数、1270 第8期税額差額、1271 第8期税額増減件数、1272 第9期税額差額、1273 第9期税額増減件数、1274 宅地基準区分、1275 担当者氏名、1276 担当者電話番号、1277 短縮年数資産有無フラグ、1278 端末ID、1279 団体内統合宛名番号、1280 地区コード、1281 地上地下フラグ、1282 地積強制入力フラグ、1283 中学校区コード、1284 帳簿価額1、1285 帳簿価額2、1286 帳簿価額3、1287 帳簿価額4、1288 帳簿価額5、1289 帳簿価額6、1290 帳簿価額7、1291 帳簿価額限度額フラグ、1292 帳簿価額合計、1293 徴収猶予取消額1期、1294 徴収猶予取消額2期、1295 徴収猶予取消額3期、1296 徴収猶予取消額4期、1297 徴収猶予取消額過随1、1298 徴収猶予取消額過随2、1299 徴収猶予取消額随1、1300 徴収猶予取消額随2、1301 徴収猶予税額1期、1302 徴収猶予税額2期、1303 徴収猶予税額3期、1304 徴収猶予税額4期、1305 徴収猶予税額過随1、1306 徴収猶予税額過随2、1307 徴収猶予税額随1、1308 徴収猶予税額随2、1309 徴収猶予対象フラグ、1310 調査場所区分、1311 調査内容、1312 調査年月日、1313 調査番号、1314 調定区分、1315 調定増減区分、1316 調定内訳分類コード、1317 調定年月、1318 調定年月日、1319 調定年度、1320 陳腐化耐用年数、1321 陳腐化年度、1322 追加一筆補正率有無フラグ、1323 通称名外字フラグ、1324 通称名区分、1325 通称名優先区分、1326 通知書採番区分、1327 通知書発行禁止フラグ、1328 通知書番号、1329 通知書番号付加番号、1330 通知年月日、1331 訂正書整理番号、1332 適用開始年度、1333 点字フラグ、1334 電子申告利用届出異動事由、1335 電話番号、1336 電話番号区分、1337 電話番号内線、1338 登記延床面積、1339 登記屋根コード1、1340 登記屋根コード2、1341 登記屋根コード3、1342 登記階層地下、1343 登記階層地上、1344 登記建築期、1345 登記構造コード1、1346 登記構造コード2、1347 登記構造コード3、1348 登記種類コード1、1349 登記種類コード2、1350 登記種類コード3、1351 登記所在地外筆、1352 登記所在地漢字、1353 登記所在地枝番1、1354 登記所在地枝番2、1355 登記所在地枝番3、1356 登記所在地枝番4、1357 登記所在地字コード、1358 登記所在地町丁コード、1359 登記所在地編集コード、1360 登記所在地本番、1361 登記床面積一階、1362 登記床面積地下、1363 登記床面積二階以上、1364 登記地積、1365 登記地積又は床面積、1366 登記地目コード、1367 登録元コード、1368 登録自治体コード、1369 登録生年月日、1370 登録税目コード、1371 登録日、1372 都計その他減免税額、1373 都計その他減免税額差額、1374 都計その他減免税額増減件数、1375 都計家屋按分課税標準額、1376 都計家屋按分軽減税額、1377 都計家屋按分軽減対象課税額、1378 都計家屋按分減免税額、1379 都計家屋按分減免対象課税額、1380 都計家屋按分税額、1381 都計家屋課税標準額、1382 都計家屋課税標準額差額、1383 都計家屋課税標準増減件数、1384 都計家屋確定税額差額、1385 都計家屋確定税額増減件数、1386 都計家屋軽減税額、1387 都計家屋軽減税額差額、1388 都計家屋軽減税額増減件数、1389 都計家屋軽減対象課税額、1390 都計家屋減免税額、1391 都計家屋減免税額差額、1392 都計家屋減免税額増減件数、1393 都計家屋減免対象課税額、1394 都計家屋税額、1395 都計家屋税額差額、1396 都計家屋税額増減件数、1397 都計家屋年税額差額、1398 都計家屋年税額増減件数、1399 都計課税標準額、1400 都計課税標準額合計前年度、1401 都計課税標準額合計評価額、1402 都計課税標準額合計本則、1403 都計課税標準額合計本年度、1404 都計課税標準額合計本年度特例前、1405 都計課税標準額前年度、1406 都計課税標準額本年度、1407 都計確定税額差額、1408 都計確定税額増減件数、1409 都計区分土地課税標準額、1410 都計区分土地課税標準額差額、1411 都計区分土地課税標準増減件数、1412 都計区分土地軽減税額、1413 都計区分土地軽減税額差額、1414 都計区分土地軽減税額増減件数、1415 都計区分土地軽減対象課税額、1416 都計区分土地減免税額、1417 都計区分土地減免税額差額、1418 都計区分土地減免税額増減件数、1419 都計区分土地減免対象課税額、1420 都計区分土地税額、1421 都計区分土地税額差額、1422 都計区分土地税額増減件数、1423 都計軽減課税標準額、1424 都計軽減課税標準額2、1425 都計軽減課税額、1426 都計軽減税額、1427 都計軽減税額2、1428 都計軽減税額差額、1429 都計軽減税額増減件数、1430 都計減税額、

(別添2) 特定個人情報情報ファイル記録項目

1431 都計減免課税標準額1、1432 都計減免課税標準額2、1433 都計減免課税標準額1、1434 都計減免課税標準額2、1435 都計減免課税標準額1、1436 都計減免課税標準額2、1437 都計減免課税標準額1、1438 都計減免課税標準額2、1439 都計減免課税標準額差額、1440 都計減免課税標準額増減件数、1441 都計合計課税標準額差額、1442 都計合計課税標準額、1443 都計合計課税標準額増減件数、1444 都計差引後税額、1445 都計算出税額、1446 都計小規外課税標準前年度、1447 都計小規外課税標準評価額、1448 都計小規外課税標準負担水準、1449 都計小規外課税標準負担調整率、1450 都計小規外課税標準本則、1451 都計小規外課税標準本年度、1452 都計小規外課税標準本年度特例前、1453 都計小規外負担調整区分、1454 都計小規外本則区分、1455 都計小規外類似土地比準割合、1456 都計小規模課税標準前年度、1457 都計小規模課税標準評価額、1458 都計小規模課税標準負担水準、1459 都計小規模課税標準負担調整率、1460 都計小規模課税標準本則、1461 都計小規模課税標準本年度、1462 都計小規模課税標準本年度特例前、1463 都計小規模負担調整区分、1464 都計小規模本則区分、1465 都計小規模類似土地比準割合、1466 都計条例減税額、1467 都計相当算出税額、1468 都計徴収猶予税額、1469 都計徴収猶予税額差額、1470 都計徴収猶予税額増減件数、1471 都計土地按分課税標準額、1472 都計土地按分軽減税額、1473 都計土地按分軽減対象課税標準額、1474 都計土地按分減免税額、1475 都計土地按分減免対象課税標準額、1476 都計土地按分税額、1477 都計土地課税標準額、1478 都計土地課税標準額差額、1479 都計土地課税標準額増減件数、1480 都計土地確定税額差額、1481 都計土地確定税額増減件数、1482 都計土地軽減税額、1483 都計土地軽減税額差額、1484 都計土地軽減税額増減件数、1485 都計土地軽減対象課税標準額、1486 都計土地減免税額、1487 都計土地減免税額差額、1488 都計土地減免税額増減件数、1489 都計土地減免対象課税標準額、1490 都計土地税額、1491 都計土地税額差額、1492 都計土地税額増減件数、1493 都計土地年税額差額、1494 都計土地年税額増減件数、1495 都計土地免除税額、1496 都計特別課税標準額、1497 都計特別課税標準額、1498 都計年税額差額、1499 都計年税額増減件数、1500 都計非住宅課税標準額条例前年度、1501 都計非住宅課税標準額条例本年度、1502 都計非住宅課税標準額条例本年度特例、1503 都計非住宅課税標準額前年度、1504 都計非住宅課税標準額評価額、1505 都計非住宅課税標準額負担水準、1506 都計非住宅課税標準額負担調整率、1507 都計非住宅課税標準本則、1508 都計非住宅課税標準本年度、1509 都計非住宅課税標準本年度特例前、1510 都計非住宅条例類似土地比準割合、1511 都計非住宅負担調整区分、1512 都計非住宅本則区分、1513 都計非住宅類似土地比準割合、1514 都計免除税額、1515 都計免除税額差額、1516 都計免除税額増減件数、1517 都計猶予税額、1518 都市計画区分、1519 都市計画税額、1520 都市計画税額差額、1521 都市計画税額増減件数、1522 土地家屋区分、1523 土地地区分税点判定区分、1524 土地軽減コード、1525 土地軽減開始年度、1526 土地軽減終了年度、1527 土地軽減地積、1528 土地軽減適用区分、1529 土地軽減率分子、1530 土地軽減率分母、1531 土地権利の目的コード、1532 土地権利原因コード、1533 土地権利原因年月日、1534 土地権利受付年月日、1535 土地権利受付番号、1536 土地権利変更区分、1537 土地減免コード1、1538 土地減免コード2、1539 土地減免開始期1、1540 土地減免開始期2、1541 土地減免開始年度1、1542 土地減免開始年度2、1543 土地減免終了期1、1544 土地減免終了期2、1545 土地減免終了年度1、1546 土地減免終了年度2、1547 土地減免地積1、1548 土地減免地積2、1549 土地減免適用区分1、1550 土地減免適用区分2、1551 土地減免率分子1、1552 土地減免率分子2、1553 土地減免率分母1、1554 土地減免率分母2、1555 土地更正事由コード、1556 土地更正中フラグ、1557 土地更正年月日、1558 土地合計地積、1559 土地徴収猶予税額、1560 土地調査年月日、1561 土地特別コード、1562 土地特別開始年度、1563 土地特別終了年度、1564 土地特別地積、1565 土地特別適用区分、1566 土地特別率分子、1567 土地特別率分母、1568 土地非課税コード、1569 土地非課税開始年度、1570 土地非課税終了年度、1571 土地非課税地積、1572 土地非課税適用区分、1573 土地表示の目的コード、1574 土地表示原因コード、1575 土地表示原因年月日、1576 土地表示受付年月日、1577 土地表示受付番号、1578 土地表示変更区分、1579 土地物件数、1580 土地物件番号、1581 土地免税点判定区分、1582 棟数、1583 棟番、1584 当初平米当再建築費評点数、1585 特宛人宛名番号、1586 特記重要度区分、1587 特記情報、1588 特記情報有無フラグ、1589 特記連番、1590 特別償却圧縮記憶有無フラグ、1591 特別コード、1592 特別減少課税標準1、1593 特別減少課税標準2、1594 特別減少課税標準3、1595 特別減少課税標準4、1596 特別減少課税標準5、1597 特別減少課税標準6、1598 特別減少課税標準7、1599 特別減少課税標準合計、1600 特別減少帳簿価額、1601 特別減少帳簿価額1、1602 特別減少帳簿価額2、1603 特別減少帳簿価額3、1604 特別減少帳簿価額4、1605 特別減少帳簿価額5、1606 特別減少帳簿価額6、1607 特別減少帳簿価額7、1608 特別減少帳簿価額合計、1609 特別減少評価額、1610 特別減少評価額1、1611 特別減少評価額2、1612 特別減少評価額3、1613 特別減少評価額4、1614 特別減少評価額5、1615 特別減少評価額6、1616 特別減少評価額7、1617 特別減少評価額合計、1618 特別減免対象区分、1619 届出日、1620 年税額、1621 年税額過年度合算、1622 年税額差額、1623 年税額増減件数、1624 年度、1625 納期限、1626 納期限10期、1627 納期限11期、1628 納期限12期、1629 納期限1期、1630 納期限2期、1631 納期限3期、1632 納期限4期、1633 納期限5期、1634 納期限6期、1635 納期限7期、1636 納期限8期、1637 納期限9期、1638 納期限随1、1639 納期限随2、1640 納税者ID、1641 納税組合番号、1642 納組開始日、1643 納組終了日、1644 納組有無フラグ、1645 納付種別、1646 納付書情報登録済年月日、1647 納付書情報登録不可事由区分、1648 農業用施設用地区分、1649 農地区分、1650 農地転用期限、1651 農地転用区分、1652 農地転用条項区分、1653 農地転用年月日、1654 農地転用目的コード、1655 廃止届出日、1656 廃止日、1657 排他フラグ、1658 発見取得価格、1659 発行禁止解除理由コード、1660 発行禁止設定理由コード、1661 発行禁止有無フラグ、1662 発行制限条件コード、1663 比準割合、1664 比準地目コード、1665 比準土地物件番号、1666 被特宛人有無フラグ、1667 非課税コード、1668 非課税資産有無フラグ、1669 非住宅割合、1670 非住宅地積、1671 非住宅部分床面積、1672 筆数、1673 筆頭者名、1674 標準地区分、1675 標準地番号、1676 表NO、1677 表示フラグ、1678 表示名称、1679 評価額、1680 評価額1、1681 評価額2、1682 評価額3、1683 評価額4、1684 評価額5、1685 評価額6、1686 評価額7、1687 評価額強制入力フラグ、1688 評価額限度額フラグ、1689 評価額合計、1690 評価区分、1691 評価戸数、1692 評価方法区分、1693 評点数、1694 評点数構成区、1695 不均衡、1696 敷地権コード、1697 敷地権持分分子、1698 敷地権持分分母、1699 敷地権判定区分、1700 賦課オンライン決裁処理フラグ、1701 賦課減免コード、1702 賦課減免開始期コード、1703 賦課減免率分子、1704 賦課減免率分母、1705 賦課更正事由コード、1706 賦課修正理由コード、1707 複合利用用地合算区分、1708 物件所在地外筆、1709 物件所在地漢字、1710 物件所在地枝番1、1711 物件所在地枝番2、1712 物件所在地枝番3、1713 物件所在地枝番4、1714 物件所在地支コード、1715 物件所在地町丁コード、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1716 物件所在地分離、1717 物件所在地編集コード、1718 物件所在地本番、1719 物件番号、1720 分割課税開始年度、1721 分割課税有無フラグ、1722 分合筆元先区分、1723 分合筆受付年月日、1724 分離課税区分、1725 分離対象家屋物件番号、1726 分離対象番号、1727 分離対象室番、1728 平米当再建築費評点数、1729 閉鎖区分、1730 方書、1731 方書外字フラグ、1732 法人種別コード、1733 法人種別位置区分、1734 法人番号、1735 法人分持分合計分子、1736 法人分持分合計分母、1737 本支店区分、1738 本人区分、1739 本籍地、1740 本年度価格、1741 本年度帳簿価額、1742 本年度評価額、1743 未完成コード、1744 未償却残高1、1745 未償却残高2、1746 未償却残高3、1747 未償却残高4、1748 未償却残高5、1749 未償却残高6、1750 未償却残高7、1751 未償却残高合計、1752 未調査区分、1753 未登記区分、1754 名義人カナ氏名、1755 名義人宛名番号、1756 名義人漢字氏名、1757 名義人氏名、1758 名義人持分番号、1759 名義人住所、1760 明細SEQ番号、1761 明細延床面積、1762 明細屋根コード1、1763 明細屋根コード2、1764 明細屋根コード3、1765 明細階層地下、1766 明細階層地上、1767 明細原因事由コード、1768 明細原因年月日、1769 明細構造コード、1770 明細構造コード2、1771 明細種類コード1、1772 明細種類コード2、1773 明細種類コード3、1774 明細床面積一階、1775 明細床面積地下、1776 明細床面積二階以上、1777 明細数、1778 明細数1、1779 明細数2、1780 明細数3、1781 明細数4、1782 明細数5、1783 明細数6、1784 明細数7、1785 明細数合計、1786 明細都市計画区分、1787 明細番号、1788 明細用途コード、1789 明細用途コード2、1790 免税点判定、1791 木非区分、1792 猶予免除コード、1793 郵便番号、1794 予備フラグ1、1795 予備フラグ2、1796 予備フラグ3、1797 予備フラグ4、1798 予備フラグ5、1799 予備数字1、1800 予備数字10、1801 予備数字11、1802 予備数字12、1803 予備数字13、1804 予備数字14、1805 予備数字15、1806 予備数字2、1807 予備数字3、1808 予備数字4、1809 予備数字5、1810 予備数字6、1811 予備数字7、1812 予備数字8、1813 予備数字9、1814 予備文字1、1815 予備文字2、1816 予備文字3、1817 予備文字4、1818 予備文字5、1819 予備領域、1820 様式－ビルマンション名など、1821 様式－氏名法人名称カナ、1822 様式－氏名法人名称漢字、1823 様式－事業所電話番号、1824 様式－事業所名、1825 様式－事業所名カナ、1826 様式－自宅電話番号、1827 様式－住所コード、1828 様式－住所所在地、1829 様式－照会番号、1830 様式－申告先税目－県市区分、1831 様式－申告先税目－事業所住所、1832 様式－申告先税目－事業所所在地、1833 様式－申告先税目－事業所名、1834 様式－申告先税目－受付日時、1835 様式－申告先税目－受付番号、1836 様式－申告先税目－税事務所、1837 様式－申告先税目－税目区分、1838 様式－申告先税目－税目有効区分、1839 様式－申告先税目－地方公共団体、1840 様式－申告先税目－入力区分、1841 様式－前後区分、1842 様式－送付先－ビル名など、1843 様式－送付先－氏名、1844 様式－送付先－住所、1845 様式－送付先－住所コード、1846 様式－送付先－所属役職など、1847 様式－送付先－郵便番号、1848 様式－他有、1849 様式－代表者－ビル名など、1850 様式－代表者－氏名、1851 様式－代表者－氏名カナ、1852 様式－代表者－住所、1853 様式－代表者－住所コード、1854 様式－代表者－電話番号、1855 様式－代表者－郵便番号、1856 様式－代理人属性、1857 様式－電子証明－認証局区分、1858 様式－法人格、1859 様式－法人格名、1860 様式－法人個人区分、1861 様式－本支店区分、1862 様式－郵便番号、1863 様式－利用届出受付日時、1864 様式－利用届出受付番号、1865 用途変更経過年数、1866 用途変更年、1867 利用者ID、1868 利用者－氏名名称、1869 利用者－氏名名称カナ、1870 利用者－事業所名、1871 利用者－事業所名カナ、1872 利用者代表者－代表者住所、1873 利用者代表者－代表者電話番号、1874 利用者代表者－代表者名、1875 利用者代表者－代表者名カナ、1876 利用者代表者－代表者郵便番号、1877 利用者－代理人属性、1878 利用者－届出受付番号、1879 利用者－本支店区分、1880 利用者本店－所在地、1881 利用者本店－電話番号1、1882 利用者本店－電話番号2、1883 利用者本店－郵便番号、1884 利用者－利用者ID、1885 履歴修正区分、1886 履歴修正項目、1887 履歴番号、1888 理論評価額、1889 類似土地物件番号、1890 連動エラーフラグ、1891 連動ファイルID、1892 連動済フラグ、1893 連動処理時刻、1894 連動処理端末名、1895 連動処理日、1896 連動連番、1897 連番、1898 連絡先開始理由コード、1899 連絡先区分、1900 連絡先最優先区分、1901 連絡先終了理由コード、1902 連絡先名称、1903 連絡先有無フラグ、1904 連絡先連番、1905 和暦生年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽自動車税】データ項目数:585

1 DVフラグ、2 FAX番号、3 カナ支店名、4 カナ氏名、5 カナ世帯主名、6 カナ通称名、7 カナ名、8 クレジット区分、9 レコード区分、10 宛名グループ番号、11 宛名採番区分、12 宛名消除事由コード、13 宛名消除事由コード判定用、14 宛名消除日、15 宛名番号、16 宛名履歴番号、17 依頼－案件特定キー、18 依頼－依頼区分、19 依頼－拡張予備領域01、20 依頼－拡張予備領域02、21 依頼－拡張領域01、22 依頼－拡張領域02、23 依頼－確認番号、24 依頼－共通納税機関コード、25 依頼－受付番号、26 依頼－所属コード、27 依頼書発行済フラグ、28 依頼－税務事務所コード、29 依頼－税目料金番号、30 依頼－登録依頼受信日時、31 依頼－登録状況、32 依頼－登録不可事由、33 依頼－登録不可事由区分、34 依頼－納税者ID、35 依頼－納付者メールアドレス、36 依頼－納付者住所、37 依頼－納付者名、38 依頼－納付者名フリガナ、39 依頼－納付書情報登録依頼連番、40 依頼－利用者ID、41 異動レコード区分、42 異動区分、43 異動後データ、44 異動事由コード、45 異動事由コード判定用、46 異動時刻、47 異動受付フラグ、48 異動情報、49 異動前データ、50 異動日、51 異動年月日、52 異動理由コード、53 運行経路、54 運行目的、55 運転免許証番号、56 課税区分、57 課税状況コード、58 課税年度、59 解除処理支所コード、60 解除処理年月日、61 解除日、62 解除年月日、63 解除理由コード、64 開始期、65 開始処理支所コード、66 開始処理年月日、67 開始日、68 開始年月日、69 開始理由コード、70 格納種別、71 漢字支店名、72 漢字氏名、73 漢字世帯主名、74 漢字通称名、75 漢字名、76 還付口座有無フラグ、77 関連フラグ1、78 関連フラグ10、79 関連フラグ11、80 関連フラグ12、81 関連フラグ13、82 関連フラグ14、83 関連フラグ15、84 関連フラグ2、85 関連フラグ3、86 関連フラグ4、87 関連フラグ5、88 関連フラグ6、89 関連フラグ7、90 関連フラグ8、91 関連フラグ9、92 関連宛名有無フラグ、93 関連事由コード、94 関連相手先宛名番号、95 義務者宛名番号、96 旧宛名番号、97 旧標識コード、98 旧標識記号、99 旧標識番号、100 許可開始日、101 許可終了日、102 共有構成員有無フラグ、103 共有者宛名番号、104 共有者数、105 共有有無フラグ、106 業務コード、107 業務手続－業務区分、108 業務手続－作成区分、109 業務手続－受付行政機関名称、110 業務手続－所属コード、111 業務手続－税務事務所コード、112 業務手続－税目区分、113 業務手続－税目情報格納日時、114 業務手続－利用者ID、115 金融機関コード、116 型式、117 型式指定番号、118 軽課判定情報、119 検索カナ氏名、120 検索漢字氏名、121 原動機型式、122 減免額、123 個人番号、124 個人法人区分、125 個人法人詳細区分、126 口座種別、127 口座振替済通知有無フラグ、128 口座申込日、129 口座通知済フラグ、130 口座番号、131 口座有無フラグ、132 口座振種別、133 更新アクセスコード、134 更新プログラムID、135 更新後－WLTC－H27基準、136 更新後－WLTC－H32基準、137 更新後－その他検査事項等1、138 更新後－その他検査事項等2、139 更新後－その他検査事項等3、140 更新後－その他検査事項等4、141 更新後－その他検査事項等5、142 更新後－型式、143 更新後－型式ID文字、144 更新後－型式指定番号、145 更新後－軽課判定情報、146 更新後－原動機型式、147 更新後－後軸重、148 更新後－交付年月日、149 更新後－高さ、150 更新後－使用の本拠位置具体名、151 更新後－使用者の氏名又は名称、152 更新後－使用者住所具体名、153 更新後－自家用事業用の別、154 更新後－車体の形状、155 更新後－車台番号、156 更新後－車名、157 更新後－車両重量、158 更新後－車両総重量1、159 更新後－車両総重量2、160 更新後－車両番号、161 更新後－重課判定情報、162 更新後－初度検査年月、163 更新後－所有者の氏名又は名称、164 更新後－所有者住所具体名、165 更新後－積載量1、166 更新後－積載量2、167 更新後－前軸重、168 更新後－総排気量又は定格出力、169 更新後－長さ、170 更新後－定員1、171 更新後－定員2、172 更新後－燃費基準－H22基準、173 更新後－燃費基準－H27基準、174 更新後－燃費基準－H32基準、175 更新後－燃費値－JC08、176 更新後－燃費値－WLTC、177 更新後－燃料の種類、178 更新後－排出ガス適合、179 更新後－幅、180 更新後－抹消状態表示文字、181 更新後－有効期間の満了する日、182 更新後－用途、183 更新後－類別区分番号、184 更新時刻、185 更新所属コード、186 更新所属自治体コード、187 更新職員番号、188 更新前－WLTC－H27基準、189 更新前－WLTC－H32基準、190 更新前－その他検査事項等1、191 更新前－その他検査事項等2、192 更新前－その他検査事項等3、193 更新前－その他検査事項等4、194 更新前－その他検査事項等5、195 更新前－型式、196 更新前－型式ID文字、197 更新前－型式指定番号、198 更新前－軽課判定情報、199 更新前－原動機型式、200 更新前－後軸重、201 更新前－交付年月日、202 更新前－高さ、203 更新前－使用の本拠位置具体名、204 更新前－使用者の氏名又は名称、205 更新前－使用者住所具体名、206 更新前－自家用事業用の別、207 更新前－車体の形状、208 更新前－車台番号、209 更新前－車名、210 更新前－車両重量、211 更新前－車両総重量1、212 更新前－車両総重量2、213 更新前－車両番号、214 更新前－重課判定情報、215 更新前－初度検査年月、216 更新前－所有者の氏名又は名称、217 更新前－所有者住所具体名、218 更新前－積載量1、219 更新前－積載量2、220 更新前－前軸重、221 更新前－総排気量又は定格出力、222 更新前－長さ、223 更新前－定員1、224 更新前－定員2、225 更新前－燃費基準－H22基準、226 更新前－燃費基準－H27基準、227 更新前－燃費基準－H32基準、228 更新前－燃費値－JC08、229 更新前－燃費値－WLTC、230 更新前－燃料の種類、231 更新前－排出ガス適合、232 更新前－幅、233 更新前－抹消状態表示文字、234 更新前－有効期間の満了する日、235 更新前－用途、236 更新前－類別区分番号、237 更新端末ID、238 更新年月日、239 構成－構成管理情報版番号、240 構成－手続ID、241 構成－手続名称、242 構成－受付行政機関ID、243 行政区コード、244 国籍コード、245 最終宛名番号、246 最終通知書番号、247 最新宛名番号、248 在留の資格コード、249 在留期間開始日、250 在留期間終了日、251 作成所属コード、252 作成所属自治体コード、253 削除フラグ、254 産業分類コード、255 使用の本拠の位置住所具体名、256 使用禁止フラグ、257 使用禁止異動日、258 使用者の氏名又は名称、259 使用者宛名番号、260 使用者氏名、261 使用者住所具体名、262 市外住所コード、263 市内市外区分、264 支所コード、265 支店コード、266 氏名異動フラグ、267 氏名外字フラグ、268 事業所グループ番号異動フラグ、269 事業所区分、270 自家用事業用の別、271 自治体コード、272 自治体識別コード、273 車種コード、274 車体の形状、275 車台番号、276 車名、277 車名コード、278 車両コード、279 車両番号、280 車両履歴番号、281 取込済フラグ、282 取込年月日、283 取込連番、284 取消依頼済フラグ、285 受付－国内所在地、286 受付－商号名称、287 受付年月日、288 受付番号、289 受付－法人番号、290 終了期、291 終了日、292 住所、293 住所異動フラグ、294 住所枝番3コード、295 住所枝番コード、296 住所自治体コード、297 住所小枝番コード、298 住所町名コード、299 住所番地コード、300 住所番地編集区分、301 住所方書、302 住定届出日、303 住定日、304 住民届出日、305 住民日、306 住民番号、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

307 住民票コード、308 重課判定情報、309 処理済年月日、310 処理事由コード、311 処理時刻、312 処理停止メッセージ、313 処理停止期限、314 処理停止状態区分、315 処理停止職員番号、316 処理停止端末名、317 処理停止日、318 処理停止理由区分、319 処理年月日、320 初度検査年月、321 所属コード、322 所有形態コード、323 所有者の氏名又は名称、324 所有者宛名番号、325 所有者氏名、326 所有者住所具体名、327 小学校区コード、328 消除事由コード、329 消除事由コード判定用、330 消除届出日、331 消除日、332 障害者宛名番号、333 職員番号、334 信頼性フラグ、335 審査更新一最終更新日、336 振替口座有無フラグ、337 申告書属性一申告書様式ID、338 申告書属性一申告書様式名称、339 申告書連番、340 申込日、341 申請者宛名番号、342 申請者氏名名称、343 申請者住所、344 申請者生年月日、345 申請年月日、346 人的非課税区分一軽自、347 人的非課税区分一固定、348 人的非課税区分事由コード一軽自、349 人的非課税区分事由コード一固定、350 世帯区分、351 世帯識別番号、352 世帯番号、353 世帯有無フラグ、354 性別、355 生年月日、356 税目コード、357 税率、358 設置届出日、359 設置日、360 設定日、361 選挙区コード、362 前回更新アクセスコード、363 前回更新プログラムID、364 前回更新時刻、365 前回更新職員番号、366 前回更新端末ID、367 前回更新年月日、368 前市外住所コード、369 前市内市外区分、370 前住所、371 前住所枝番3コード、372 前住所枝番コード、373 前住所自治体コード、374 前住所小枝番コード、375 前住所町名コード、376 前住所番地コード、377 前住所番地編集区分、378 前住所方書、379 送付先開始理由コード、380 送付先区分、381 送付先終了理由コード、382 送付先有無フラグ、383 続柄1、384 続柄2、385 続柄3、386 続柄4、387 代表者宛名番号、388 代表者宛名番号異動フラグ、389 代表者個人法人区分、390 端末ID、391 団体内統合宛名番号、392 中学校区コード、393 調定年月日、394 調定年度、395 通称名外字フラグ、396 通称名区分、397 通称名優先区分、398 通知書採番区分、399 通知書作成年月日、400 通知書番号、401 通知書番号付加番号、402 通知税額、403 通知年月日、404 定格出力、405 定置場区分、406 定置場枝番3コード、407 定置場枝番コード、408 定置場自治体コード、409 定置場小枝番コード、410 定置場町名コード、411 定置場番地コード、412 定置場番地編集区分、413 点字フラグ、414 電子申告利用届出異動事由、415 電話番号、416 電話番号区分、417 電話番号内線、418 登録元コード、419 登録自治体コード、420 登録処理支所コード、421 登録処理年月日、422 登録生年月日、423 登録税目コード、424 登録日、425 登録年月日、426 登録理由コード、427 特宛人宛名番号、428 特記重要度区分、429 特記情報、430 特記情報有無フラグ、431 特記連番、432 特例区分、433 届出日、434 認定番号、435 年式、436 年税額、437 年度、438 燃料の種類、439 燃料の種類コード、440 納期限、441 納期限区分、442 納税義務者区分、443 納税者ID、444 納税組合番号、445 納組開始日、446 納組終了日、447 納組有無フラグ、448 納付種別、449 納付書情報登録済年月日、450 納付書情報登録不可事由区分、451 廃止届出日、452 廃止日、453 廃車処理支所コード、454 廃車処理年月日、455 廃車年月日、456 廃車理由コード、457 排気量、458 排他フラグ、459 発行禁止解除理由コード、460 発行禁止設定理由コード、461 発行禁止有無フラグ、462 発行制限条件コード、463 判定不能区分、464 被特宛人有無フラグ、465 備考、466 筆頭者名、467 標識コード、468 標識回収区分、469 標識記号、470 標識番号、471 表示フラグ、472 賦課異動フラグー過年1、473 賦課異動フラグー過年2、474 賦課異動フラグー過年3、475 賦課異動フラグー過年4、476 賦課異動フラグー過年5、477 賦課異動フラグー過年6、478 賦課異動フラグー過年7、479 賦課異動フラグー現年、480 賦課異動処理年月日、481 賦課異動年月日、482 賦課異動理由コード、483 賦課履歴番号、484 返納状態コード、485 返納年月日、486 保留減免解除フラグ、487 保留減免開始フラグ、488 保留減免有無フラグ、489 保留減免履歴番号、490 方書、491 方書外字フラグ、492 法人種別コード、493 法人種別位置区分、494 法人番号、495 本支店区分、496 本人区分、497 本籍地、498 名義人カナ氏名、499 名義人漢字氏名、500 郵便番号、501 予定決定区分、502 様式一ビルマンション名など、503 様式一氏名法人名称カナ、504 様式一氏名法人名称漢字、505 様式一事業所電話番号、506 様式一事業所名、507 様式一事業所名カナ、508 様式一自宅電話番号、509 様式一住所コード、510 様式一住所所在地、511 様式一照会番号、512 様式一申告先税目一県市区分、513 様式一申告先税目一事業所住所、514 様式一申告先税目一事業所所在地、515 様式一申告先税目一事業所名、516 様式一申告先税目一受付日時、517 様式一申告先税目一受付番号、518 様式一申告先税目一税事務所、519 様式一申告先税目一税目区分、520 様式一申告先税目一税目有効区分、521 様式一申告先税目一地方公共団体、522 様式一申告先税目一入力区分、523 様式一前後区分、524 様式一送付先一ビル名など、525 様式一送付先一氏名、526 様式一送付先一住所、527 様式一送付先一住所コード、528 様式一送付先一所属役職など、529 様式一送付先一郵便番号、530 様式一他有、531 様式一代表者一ビル名など、532 様式一代表者一氏名、533 様式一代表者一氏名カナ、534 様式一代表者一住所、535 様式一代表者一住所コード、536 様式一代表者一電話番号、537 様式一代表者一郵便番号、538 様式一代理人属性、539 様式一電子証明一認証局区分、540 様式一法人格、541 様式一法人格名、542 様式一法人個人区分、543 様式一本支店区分、544 様式一郵便番号、545 様式一利用届出受付日時、546 様式一利用届出受付番号、547 用途、548 利用者ID、549 利用者一氏名名称、550 利用者一氏名名称カナ、551 利用者一事業所名、552 利用者一事業所名カナ、553 利用者代表者一代表者住所、554 利用者代表者一代表者電話番号、555 利用者代表者一代表者名、556 利用者代表者一代表者名カナ、557 利用者代表者一代表者郵便番号、558 利用者一代理人属性、559 利用者一届出受付番号、560 利用者一本支店区分、561 利用者本店一所在地、562 利用者本店一電話番号1、563 利用者本店一電話番号2、564 利用者本店一郵便番号、565 利用者一利用者ID、566 履歴修正区分、567 履歴修正項目、568 履歴番号、569 臨時標識番号、570 連動エラーフラグ、571 連動ファイルID、572 連動済フラグ、573 連動処理時刻、574 連動処理端末名、575 連動処理日、576 連動連番、577 連番、578 連絡先開始理由コード、579 連絡先区分、580 連絡先最優先区分、581 連絡先終了理由コード、582 連絡先名称、583 連絡先有無フラグ、584 連絡先連番、585 和暦生年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【事業所税】データ項目数:683

1 4項以外非課税、2 DVフラグ、3 FAX番号、4 カナ支店名、5 カナ氏名、6 カナ世帯主名、7 カナ通称名、8 カナ名、9 クレジット区分、10 レコード区分、11 宛名グループ番号、12 宛名採番区分、13 宛名消除事由コード、14 宛名消除事由コード判定用、15 宛名消除日、16 宛名番号、17 宛名番号1、18 宛名番号10、19 宛名番号11、20 宛名番号12、21 宛名番号13、22 宛名番号14、23 宛名番号15、24 宛名番号2、25 宛名番号3、26 宛名番号4、27 宛名番号5、28 宛名番号6、29 宛名番号7、30 宛名番号8、31 宛名番号9、32 宛名履歴番号、33 依頼-案件特定キー、34 依頼-依頼区分、35 依頼-拡張予備領域01、36 依頼-拡張予備領域02、37 依頼-拡張領域01、38 依頼-拡張領域02、39 依頼-確認番号、40 依頼-共通納税機関コード、41 依頼-受付番号、42 依頼-所属コード、43 依頼書発行済フラグ、44 依頼-税務事務所コード、45 依頼-税目料金番号、46 依頼-登録依頼受信日時、47 依頼-登録状況、48 依頼-登録不可事由、49 依頼-登録不可事由区分、50 依頼-納税者ID、51 依頼-納付者メールアドレス、52 依頼-納付者住所、53 依頼-納付者名、54 依頼-納付者名フリガナ、55 依頼-納付書情報登録依頼連番、56 依頼-利用者ID、57 異動レコード区分、58 異動区分、59 異動事由コード、60 異動事由コード判定用、61 異動時刻、62 異動受付フラグ、63 異動情報、64 異動日、65 異動年月日、66 異動理由コード、67 屋内駐車場床面積、68 加算金額、69 加算金区分、70 家屋の延床面積、71 家屋の名称、72 家屋所在地外筆、73 家屋所在地漢字、74 家屋所在地枝番1、75 家屋所在地枝番2、76 家屋所在地枝番3、77 家屋所在地枝番4、78 家屋所在地字コード、79 家屋所在地町丁コード、80 家屋所在地編集コード、81 家屋所在地本番、82 家屋番号漢字、83 家屋番号枝番1、84 家屋番号枝番2、85 家屋番号枝番3、86 家屋番号枝番4、87 家屋番号字コード、88 家屋番号町丁コード、89 家屋番号編集コード、90 家屋番号本番、91 課税共用床面積、92 課税対象従業者数、93 課税年度、94 課税標準事業所床面積7、95 課税標準事業所床面積8、96 課税標準事業所床面積9、97 課税標準従業者給与総額15、98 課税標準面積、99 過年件数、100 過年減免件数、101 過年減免税額、102 過年資産割件数、103 過年資産割算出税額、104 過年資産割床面積、105 過年従業者割給与、106 過年従業者割件数、107 過年従業者割算出税額、108 過年申告合計確定税額、109 過年申告合計件数、110 過年調定額、111 過年度減分調定額、112 解除日、113 開始期、114 開始日、115 階数、116 漢字支店名、117 漢字氏名、118 漢字世帯主名、119 漢字税理士名、120 漢字通称名、121 漢字名、122 還付口座有無フラグ、123 関連フラグ1、124 関連フラグ10、125 関連フラグ11、126 関連フラグ12、127 関連フラグ13、128 関連フラグ14、129 関連フラグ15、130 関連フラグ2、131 関連フラグ3、132 関連フラグ4、133 関連フラグ5、134 関連フラグ6、135 関連フラグ7、136 関連フラグ8、137 関連フラグ9、138 関連宛名有無フラグ、139 関連事由コード、140 関連相手先宛名番号、141 既確定した減免事業所税額、142 旧宛名番号、143 居住専用床面積、144 共有構成員有無フラグ、145 共有宛名番号、146 共有者数、147 共有有無フラグ、148 共用床面積、149 強修月割減免対象床面積、150 強修減免対象給与総額、151 強修資産割減免区分、152 強修従業者割減免区分、153 強制修正フラグ、154 業務コード、155 業務手続-業務区分、156 業務手続-作成区分、157 業務手続-受付行政機関名称、158 業務手続-所属コード、159 業務手続-税務事務所コード、160 業務手続-税目区分、161 業務手続-税目情報格納日時、162 業務手続-利用者ID、163 金融機関コード、164 決算月1、165 決算月2、166 決算日1、167 決算日2、168 月割後課税される面積、169 月割後減免対象床面積、170 建築年月日、171 建築年次、172 検索カナ氏名、173 検索漢字氏名、174 減免される給与総額、175 減免される給与総額1、176 減免される給与総額2、177 減免される給与総額3、178 減免される給与総額4、179 減免される資産割、180 減免される資産割額、181 減免される資産割合計1、182 減免される資産割合計2、183 減免される資産割合計3、184 減免される事業所税額、185 減免される従業者割額、186 減免区分、187 減免区分1、188 減免区分2、189 減免区分3、190 減免区分4、191 減免決議日、192 減免後事業所税額、193 減免申請書、194 減免申請年月日、195 減免対象給与総額1、196 減免対象給与総額2、197 減免対象給与総額3、198 減免対象給与総額4、199 減免対象床面積、200 減免通知日、201 減免明細連番、202 現年件数、203 現年減免件数、204 現年減免税額、205 現年資産割件数、206 現年資産割算出税額、207 現年資産割床面積、208 現年従業者割給与、209 現年従業者割件数、210 現年従業者割算出税額、211 現年申告合計確定税額、212 現年申告合計件数、213 現年調定額、214 個人番号、215 個人法人区分、216 個人法人詳細区分、217 固定延床面積、218 固定資産延床面積、219 口座種別、220 口座振替済通知有無フラグ、221 口座申込日、222 口座通知済フラグ、223 口座番号、224 口座種別、225 控除事業所床面積5、226 控除事業所床面積6、227 控除従業者給与総額14、228 更新アクセスコード、229 更新プログラムID、230 更新時刻、231 更新所属コード、232 更新所属自治体コード、233 更新職員番号、234 更新端末ID、235 更新年月、236 更新年月日、237 更新有無フラグ、238 更正決議日、239 更正事由コード、240 更正請求日、241 更正通知日、242 構成-構成管理情報版番号、243 構成-手続ID、244 構成-手続名称、245 構成-受付行政機関ID、246 行政区コード、247 号番、248 合計共用床面積、249 合計面積、250 国籍コード、251 再借受者宛名番号、252 最終宛名番号、253 最終通知書番号、254 最新宛名番号、255 歳出還付税額、256 歳入還付税額、257 歳入歳出還付判定フラグ、258 在留の資格コード、259 在留期間開始日、260 在留期間終了日、261 作成所属コード、262 作成所属自治体コード、263 作成年月日、264 削除フラグ、265 産業分類コード、266 使用開始年月日、267 使用禁止フラグ、268 使用禁止異動日、269 市外住所コード、270 市内市外区分、271 指定納期限、272 支所コード、273 支店コード、274 氏名異動フラグ、275 氏名外字フラグ、276 資産割額10、277 資産割額従業者割額合計額18、278 資産割免税点判定区分、279 事業所グループ番号異動フラグ、280 事業所区分、281 事業所床面積1、282 事業所床面積2、283 事業所税額20、284 事業所税床面積、285 事業所専用床面積、286 事業年度開始年月日、287 事業年度算定期間、288 事業年度終了年月日、289 自治体コード、290 自治体識別コード、291 室番、292 車両コード、293 車両履歴番号、294 借受共用床面積、295 借受者宛名番号、296 借受者宛名番号連番、297 借受情報区分、298 借受専用床面積、299 借受物件判定コード、300 取消依頼済フラグ、301 受付-国内所在地、302 受付-商号名称、303 受付年月日、304 受付番号、305 受付-法人番号、306 収納異動連番、307 収納受渡調定額、308 収納申告連番、309 収容台数、310 終了期、311 終了日、312 住所、313 住所異動フラグ、314 住所枝番3コード、315 住所枝番コード、316 住所自治体コード、317 住所小枝番コード、318 住所町名コード、319 住所番地コード、320 住所番地編集区分、321 住所方書、322 住定届出日、323 住定日、324 住民届出日、325 住民日、326 住民番号、327 住民票コード、328 従業者割額16、329 従業者割免税点判定区分、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

330 従業者給与総額12、331 従業者数、332 従業者数1、333 従業者数10、334 従業者数11、335 従業者数12、336 従業者数13、337 従業者数14、338 従業者数15、339 従業者数2、340 従業者数3、341 従業者数4、342 従業者数5、343 従業者数6、344 従業者数7、345 従業者数8、346 従業者数9、347 処理停止メッセージ、348 処理停止期限、349 処理停止状態区分、350 処理停止職員番号、351 処理停止端末名、352 処理停止日、353 処理停止理由区分、354 処理年月日、355 所属コード、356 所有者宛番号、357 所有者氏名漢字、358 小学校区コード、359 床面積1、360 床面積10、361 床面積11、362 床面積12、363 床面積13、364 床面積14、365 床面積15、366 床面積2、367 床面積3、368 床面積4、369 床面積5、370 床面積6、371 床面積7、372 床面積8、373 床面積9、374 消除事由コード、375 消除事由コード判定用、376 消除届出日、377 消除日、378 消防用非課税、379 消滅年月日、380 情報元区分1、381 情報元区分10、382 情報元区分11、383 情報元区分12、384 情報元区分13、385 情報元区分14、386 情報元区分15、387 情報元区分2、388 情報元区分3、389 情報元区分4、390 情報元区分5、391 情報元区分6、392 情報元区分7、393 情報元区分8、394 情報元区分9、395 情報日1、396 情報日10、397 情報日11、398 情報日12、399 情報日13、400 情報日14、401 情報日15、402 情報日2、403 情報日3、404 情報日4、405 情報日5、406 情報日6、407 情報日7、408 情報日8、409 情報日9、410 職員番号、411 信頼性フラグ、412 審査更新-最終更新日、413 振替口座有無フラグ、414 申告により減免事業所税額、415 申告区分、416 申告書属性-申告書様式ID、417 申告書属性-申告書様式名称、418 申告情報年月日、419 申告年月日、420 申告番号、421 申告連番、422 申込日、423 人的非課税区分-軽自、424 人的非課税区分-固定、425 人的非課税区分事由コード-軽自、426 人的非課税区分事由コード-固定、427 世帯区分、428 世帯識別番号、429 世帯番号、430 世帯有無フラグ、431 性別、432 生年月日、433 税目コード、434 税理士電話番号、435 設置届出日、436 設置日、437 設定日、438 専用床面積、439 選挙区コード、440 前回更新アクセスコード、441 前回更新プログラムID、442 前回更新時刻、443 前回更新職員番号、444 前回更新端末ID、445 前回更新年月日、446 前市外住所コード、447 前市内市外区分、448 前住所、449 前住所枝番コード、450 前住所枝番コード、451 前住所自治体コード、452 前住所小枝番コード、453 前住所町名コード、454 前住所番地コード、455 前住所番地編集区分、456 前住所方書、457 送付先開始理由コード、458 送付先区分、459 送付先終了理由コード、460 送付先有無フラグ、461 続柄1、462 続柄2、463 続柄3、464 続柄4、465 貸付応答者、466 貸付者宛番号、467 貸付者電話番号、468 貸付者特記情報、469 貸付者利用者ID、470 貸付情報区分、471 退出年月日、472 代表者宛番号、473 代表者宛番号異動フラグ、474 代表者個人法人区分、475 端末ID、476 団体内統合宛番号、477 中学校区コード、478 調査年月日、479 調定年月、480 調定年度、481 通称名外字フラグ、482 通称名区分、483 通称名優先区分、484 通知書更正事由、485 通知書採番区分、486 通知書番号付加番号、487 点字フラグ、488 電子申告利用届出異動事由、489 電話番号、490 電話番号区分、491 電話番号内線、492 登録元コード、493 登録自治体コード、494 登録生年月日、495 登録税目コード、496 登録日、497 登録年月日、498 棟番、499 特宛人宛番号、500 特記重要度区分、501 特記情報、502 特記情報有無フラグ、503 特記連番、504 特殊関係人番号、505 特殊関係人名称、506 特例給与コード1、507 特例給与コード2、508 特例給与コード3、509 特例給与額1、510 特例給与額2、511 特例給与額3、512 特例給与人数1、513 特例給与人数2、514 特例給与人数3、515 特例区分1、516 特例区分2、517 特例控除される床面積1、518 特例控除される床面積2、519 特例控除床面積、520 特例対象床面積1、521 特例対象床面積2、522 届出日、523 年度、524 納期限、525 納税者ID、526 納税組合番号、527 納組開始日、528 納組終了日、529 納組有無フラグ、530 納付の確定した資産割額11、531 納付の確定した事業所税額19、532 納付の確定した従業者割額17、533 納付種別、534 納付書情報登録済年月日、535 納付書情報登録不可事由区分、536 廃止届出日、537 廃止日、538 排他フラグ、539 発行禁止解除理由コード、540 発行禁止設定理由コード、541 発行禁止有無フラグ、542 発行制限条件コード、543 発送区分、544 被特宛人有無フラグ、545 非課税給与コード1、546 非課税給与コード2、547 非課税給与コード3、548 非課税給与額1、549 非課税給与額2、550 非課税給与額3、551 非課税給与人数1、552 非課税給与人数2、553 非課税給与人数3、554 非課税共用床面積、555 非課税区分1、556 非課税区分2、557 非課税区分3、558 非課税事業所床面積3、559 非課税事業所床面積4、560 非課税従業者給与総額13、561 非課税従業者数、562 非課税床面積、563 非課税対象床面積1、564 非課税対象床面積2、565 非課税対象床面積3、566 筆頭者名、567 表示フラグ、568 物件算定月数、569 物件特記情報、570 物件判定区分、571 物件番号、572 別表-1号、573 別表-2号、574 別表-3号、575 別表-4号、576 変更年月日、577 方書、578 方書外字フラグ、579 法人種別コード、580 法人種別位置区分、581 法人番号、582 法定納期限、583 防火施設全部、584 防火施設半分、585 防火対象物区分、586 本支店区分、587 本人区分、588 本籍地、589 名義人カナ氏名、590 名義人漢字氏名、591 明細階層地下、592 明細階層地上、593 明細構造コード、594 明細種類コード1、595 明細種類コード2、596 明細種類コード3、597 明細番号、598 免税点以下件数、599 郵便番号、600 様式-ビルマンション名など、601 様式-氏名法人名称カナ、602 様式-氏名法人名称漢字、603 様式-事業所電話番号、604 様式-事業所名、605 様式-事業所名カナ、606 様式-自宅電話番号、607 様式-住所コード、608 様式-住所所在地、609 様式-照会番号、610 様式-申告先税目-県市区分、611 様式-申告先税目-事業所住所、612 様式-申告先税目-事業所所在地、613 様式-申告先税目-事業所名、614 様式-申告先税目-受付日時、615 様式-申告先税目-受付番号、616 様式-申告先税目-税務所、617 様式-申告先税目-税目区分、618 様式-申告先税目-税目有効区分、619 様式-申告先税目-地方公共団体、620 様式-申告先税目-入力区分、621 様式-前後区分、622 様式-送付先-ビル名など、623 様式-送付先-氏名、624 様式-送付先-住所、625 様式-送付先-住所コード、626 様式-送付先-所属役職など、627 様式-送付先-郵便番号、628 様式-他有、629 様式-代表者-ビル名など、630 様式-代表者-氏名、631 様式-代表者-氏名カナ、632 様式-代表者-住所、633 様式-代表者-住所コード、634 様式-代表者-電話番号、635 様式-代表者-郵便番号、636 様式-代理人属性、637 様式-電子証明-認証局区分、638 様式-法人格、639 様式-法人格名、640 様式-法人個人区分、641 様式-本支店区分、642 様式-郵便番号、643 様式-利用届出受付日時、644 様式-利用届出受付番号、645 利用開始年月日、646 利用者ID、647 利用者-氏名名称、648 利用者-氏名名称カナ、649 利用者-事業所名、650 利用者-事業所名カナ、651 利用者代表者-代表者住所、652 利用者代表者-代表者電話番号、653 利用者代表者-代表者名、654 利用者代表者-代表者名カナ、655 利用者代表者-代表者郵便番号、656 利用者-代理人属性、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

657 利用者一届出受付番号、658 利用者一本支店区分、659 利用者本店一所在地、660 利用者本店一電話番号1、661 利用者本店一電話番号2、662 利用者本店一郵便番号、663 利用者一利用者ID、664 利用終了年月日、665 履歴修正区分、666 履歴修正項目、667 履歴番号、668 連動エラーフラグ、669 連動ファイルID、670 連動済フラグ、671 連動処理時刻、672 連動処理端末名、673 連動処理日、674 連動連番、675 連番、676 連絡先開始理由コード、677 連絡先区分、678 連絡先最優先区分、679 連絡先終了理由コード、680 連絡先名称、681 連絡先有無フラグ、682 連絡先連番、683 和暦生年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【諸税】データ項目数:686

1 12歳未満課税免除人数、2 65歳以上課税免除人数、3 DVフラグ、4 FAX番号、5 カナ支店名、6 カナ氏名、7 カナ世帯主名、8 カナ通称名、9 カナ名、10 クレジット区分、11 その他課税標準人数1、12 その他課税標準人数2、13 その他課税標準人数3、14 その他課税免除人数1、15 その他課税免除人数2、16 その他課税免除人数3、17 その他区分、18 その他入湯税額1、19 その他入湯税額2、20 その他入湯税額3、21 データ種別、22 プレ申告作成年月日、23 プレ申告送信有無フラグ、24 メッセージコード、25 レコード区分、26 宛名グループ番号、27 宛名探番区分、28 宛名消事由コード、29 宛名消事由コード判定用、30 宛名消除日、31 宛名番号、32 宛名履歴番号、33 依頼-案件特定キー、34 依頼-依頼区分、35 依頼-拡張予備領域01、36 依頼-拡張予備領域02、37 依頼-拡張領域01、38 依頼-拡張領域02、39 依頼-確認番号、40 依頼-共通納税機関コード、41 依頼-受付番号、42 依頼-所属コード、43 依頼書発行済フラグ、44 依頼-税務事務所コード、45 依頼-税目料金番号、46 依頼-登録依頼受信日時、47 依頼-登録状況、48 依頼-登録不可事由、49 依頼-登録不可事由区分、50 依頼-納税者ID、51 依頼-納付者メールアドレス、52 依頼-納付者住所、53 依頼-納付者名、54 依頼-納付者フリガナ、55 依頼-納付書情報登録依頼連番、56 依頼-利用者ID、57 異動レコード区分、58 異動区分、59 異動事由コード、60 異動事由コード判定用、61 異動時刻、62 異動受付フラグ、63 異動情報、64 異動届整理番号、65 異動日、66 異動年月日、67 異動理由コード、68 延長月数、69 延長納期限、70 延長法定納期限、71 仮装経理有無フラグ、72 加算金額、73 加算金区分、74 課税区分、75 課税対象人数合計、76 課税年月、77 課税年度、78 課税標準1、79 課税標準2、80 課税標準人数合計、81 課税免除区分1、82 課税免除区分2、83 課税免除区分3、84 課税免除区分4、85 課税免除区分5、86 課税免除区分6、87 課税免除人数合計、88 課税免除税額合計、89 解除日、90 開始期、91 開始日、92 開設閉鎖事由コード、93 開設閉鎖年月日、94 外国関係控除額差額、95 外国税調定額、96 外国税調定額歳入分、97 外国税調定額歳入分、98 外国税適用区分、99 外税控除超過不足区分、100 確定申告書、101 確定申告日、102 漢字支店名、103 漢字氏名、104 漢字世帯主名、105 漢字税理士名、106 漢字代表者名、107 漢字通称名、108 漢字名、109 還付口座有無フラグ、110 関連フラグ1、111 関連フラグ10、112 関連フラグ11、113 関連フラグ12、114 関連フラグ13、115 関連フラグ14、116 関連フラグ15、117 関連フラグ2、118 関連フラグ3、119 関連フラグ4、120 関連フラグ5、121 関連フラグ6、122 関連フラグ7、123 関連フラグ8、124 関連フラグ9、125 関連宛名有無フラグ、126 関連事由コード、127 関連相手先宛名番号、128 寄附金控除額差額、129 寄附先、130 寄附年月日、131 既に納付した金額、132 既納付均等割額、133 既納付税割額、134 既納付又還付税額、135 義務者区分、136 休止開始年月日、137 休止終了年月日、138 旧宛名番号、139 旧税率軽減返還控除数量、140 旧税率本則返還控除数量、141 旧法人番号、142 共有構成員有無フラグ、143 共有者宛名番号、144 共有者数、145 共有有無フラグ、146 業務コード、147 業務手続-業務区分、148 業務手続-作成区分、149 業務手続-受付行政機関名称、150 業務手続-所属コード、151 業務手続-税務事務所コード、152 業務手続-税目区分、153 業務手続-税目情報格納日時、154 業務手続-利用者ID、155 均割歳出過、156 均割歳出現、157 均割税率ランク、158 均割税率時期区分、159 均割前年歳入過、160 均割前年歳入現、161 均割標準減、162 均割適用税率、163 均割当年歳入過、164 均割当年歳入現、165 均割標準税率、166 均等割月数、167 均等割従業者数、168 均等割申告書、169 均等割調定額、170 金融機関コード、171 繰戻還付有無フラグ、172 軽減課税標準数量、173 軽減課税免除税額、174 軽減課税免除本数、175 軽減税額、176 軽減返還控除金額、177 軽減返還控除数量、178 決算区分、179 決算月日、180 検索カナ氏名、181 検索漢字氏名、182 県税番号、183 見込納付額、184 元事業年度開始日、185 元事業年度区分、186 元申告区分、187 元申告連番、188 減免均等割額、189 減免事由コード、190 減免税割額、191 現年過年度区分、192 個人番号、193 個人法人区分、194 個人法人詳細区分、195 口座種別、196 口座振替済通知有無フラグ、197 口座申込日、198 口座通知済フラグ、199 口座番号、200 口座振種別、201 更新アクセスコード、202 更新プログラムID、203 更新時刻、204 更新所属コード、205 更新所属自治体コード、206 更新職員番号、207 更新端末ID、208 更新年月日、209 更正後均等割税額、210 更正後税割税額、211 更正後本税額、212 更正事由コード、213 更正前均等割税額、214 更正前税割税額、215 更正前本税額、216 更正通知日、217 更正連番、218 構成-構成情報版番号、219 構成-手続ID、220 構成-手続名称、221 構成-受付行政機関ID、222 行政機関ID、223 行政区コード、224 項目エラー情報、225 合併相手先コード、226 合併年月日、227 合併理由コード、228 国籍コード、229 差引税額、230 差引税割額、231 差引納付市民税額、232 最終宛名番号、233 最終異動処理日、234 最終異動年月日、235 最終異動理由コード、236 最終申告処理日、237 最終申告申告区分、238 最終申告申告日、239 最終調定年月、240 最終通知書番号、241 最終届出年月日、242 最新宛名番号、243 最新履歴番号、244 歳出還付額、245 歳入還付額、246 在留の資格コード、247 在留期間開始日、248 在留期間終了日、249 作成所属コード、250 作成所属自治体コード、251 作成年月日、252 削除フラグ、253 産業分類コード、254 算出均等割額、255 算出税割額1、256 算出税割額2、257 使用禁止フラグ、258 使用禁止異動日、259 市外住所コード、260 市内市外区分、261 市内従業者数、262 市内代表宛名番号、263 指定都市均割税率ランク、264 指定都市均等割額差額、265 指定都市均等割月数、266 指定都市算出均等割額、267 指定都市自治体コード、268 指定都市従業者数、269 指定納期限、270 支所コード、271 支店コード、272 施設所在地宛名番号、273 施設面積、274 氏名異動フラグ、275 氏名外字フラグ、276 資本合計、277 資本出資額、278 資本準備金等、279 資本積立額、280 事業所グループ番号異動フラグ、281 事業所区分、282 事業年度開始日、283 事業年度区分、284 事業年度終了日、285 事業名、286 自治体コード、287 自治体識別コード、288 車両コード、289 車両履歴番号、290 取消依頼済フラグ、291 手持品軽減分税額、292 手持品軽減分本数、293 手持品合計税額、294 手持品本則分税額、295 手持品本則分本数、296 受付-国内所在地、297 受付-商号名称、298 受付番号、299 受付-法人番号、300 収納データ作成フラグ、301 収納データ作成時間、302 収納データ作成日、303 収納宛名番号、304 収納異動区分、305 収納異動連番、306 収納延滞金除算期間開始日、307 収納延滞金除算期間終了日、308 収納延長申告期限、309 収納加算金、310 収納加算金種類、311 収納課税年度、312 収納確定申告日、313 収納更正決定通知日、314 収納更正元更正決定通知日、315 収納更正元事業年度開始日、316 収納更正元申告基礎区分、317 収納更正元申告区分、318 収納更正元申告年月日、319 収納更正元申告連番、320 収納更正元調定年度、321 収納更正元通知書番号、322 収納更正事由コード、323 収納更正請求日、324 収納更正日、325 収納指定納期限、326 収納事業年度開始日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

327 収納事業年度終了日、328 収納自治体コード、329 収納受渡調定額、330 収納申告基礎区分、331 収納申告基礎年月日、332 収納申告区分、333 収納申告書税額、334 収納申告書法人均等割額、335 収納申告書法人税割額、336 収納申告年月日、337 収納申告連番、338 収納調定年月、339 収納調定年度、340 収納通知書番号、341 収納低率終了日、342 収納年税額、343 収納納期限、344 収納法人均等割額、345 収納法人税割額、346 収納法定納期限、347 収納法定納期限等、348 修学旅行課税免除人数、349 修正キー、350 終了期、351 終了日、352 住所、353 住所異動フラグ、354 住所枝番3コード、355 住所枝番コード、356 住所自治体コード、357 住所小枝番コード、358 住所町名コード、359 住所番地コード、360 住所番地編集区分、361 住所方書、362 住定届出日、363 住定日、364 住民届出日、365 住民日、366 住民番号、367 住民票コード、368 宿泊課税標準人数、369 宿泊定員、370 宿泊入湯税額、371 処理停止メッセージ、372 処理停止期限、373 処理停止状態区分、374 処理停止職員番号、375 処理停止端末名、376 処理停止日、377 処理停止理由区分、378 処理年月日、379 所持場宛名番号、380 所属コード、381 小学校区コード、382 消除事由コード、383 消除事由コードー判定用、384 消除届出日、385 消除日、386 職員番号、387 信頼性フラグ、388 審査更新ー最終更新日、389 振替口座有無フラグ、390 申告案内書、391 申告延長有無フラグ、392 申告基礎区分、393 申告基礎年月日、394 申告期限延長月数、395 申告区分、396 申告件数、397 申告種別、398 申告受付日時、399 申告書書式ID、400 申告書整理番号、401 申告書属性ー申告書様式ID、402 申告書属性ー申告書様式名称、403 申告提出期限、404 申告日、405 申告入力税割税率、406 申告年月日、407 申告番号、408 申告分割区分、409 申告連番、410 申込日、411 親法人宛名番号、412 親法人事業年度開始日、413 親法人事業年度終了日、414 人的非課税区分ー軽自、415 人的非課税区分ー固定、416 人的非課税区分事由コードー軽自、417 人的非課税区分事由コードー固定、418 世帯区分、419 世帯識別番号、420 世帯番号、421 世帯有無フラグ、422 性別、423 生年月日、424 税額控除1、425 税額控除2、426 税額控除3、427 税額控除4、428 税額控除5、429 税額合計、430 税割歳出現、431 税割歳出現、432 税割税率ランク、433 税割税率時期区分、434 税割前年歳入過、435 税割前年歳入現、436 税割滞繰減、437 税割調定額、438 税割適用税率、439 税割当年歳入過、440 税割当年歳入現、441 税割標準税率、442 税務署ID、443 税目コード、444 税理士宛名番号、445 税理士住所、446 税理士電話番号、447 税理士郵便番号、448 設置届出日、449 設置日、450 設定日、451 設立登記日、452 選挙区コード、453 前回更新アクセスコード、454 前回更新プログラムID、455 前回更新時刻、456 前回更新職員番号、457 前回更新端末ID、458 前回更新年月日、459 前市外住所コード、460 前市内市外区分、461 前住所、462 前住所枝番3コード、463 前住所枝番コード、464 前住所自治体コード、465 前住所小枝番コード、466 前住所町名コード、467 前住所番地コード、468 前住所番地編集区分、469 前住所方書、470 全従業員数、471 租税条約控除額差額、472 租税条約有無フラグ、473 送付先開始理由コード、474 送付先区分、475 送付先終了理由コード、476 送付先有無フラグ、477 続柄1、478 続柄2、479 続柄3、480 続柄4、481 代表者宛名番号、482 代表者宛名番号異動フラグ、483 代表者個人法人区分、484 大法人区分、485 端末ID、486 団体内統合宛名番号、487 中学校区コード、488 中間申告区分、489 中間申告要否、490 徴収猶予税額、491 調定区分、492 調定年月、493 調定年度、494 通称名外字フラグ、495 通称名区分、496 通称名優先区分、497 通知書採番区分、498 通知書発送日、499 通知書番号付加番号、500 通知日、501 添付有無フラグ、502 点字フラグ、503 電子申告利用届出異動事由、504 電話番号、505 電話番号区分、506 電話番号内線、507 登録元コード、508 登録自治体コード、509 登録生年月日、510 登録税目コード、511 登録日、512 登録年月日、513 同封区分、514 特宛人宛名番号、515 特記事項、516 特記重要度区分、517 特記情報、518 特記情報有無フラグ、519 特記有無フラグ、520 特記連番、521 特定寄附金の額、522 届出日、523 日帰り課税標準人数、524 日帰り入湯税額、525 入湯定員、526 入力年月、527 年度、528 納期限、529 納期限延長区分、530 納税者ID、531 納税組合番号、532 納組開始日、533 納組終了日、534 納組有無フラグ、535 納付すべき税額、536 納付均等割額、537 納付市民税額、538 納付種別、539 納付書情報登録済年月日、540 納付書情報登録不可事由区分、541 納付税割額、542 廃止届出日、543 廃止日、544 廃止年月日、545 排他フラグ、546 売渡年月、547 発行禁止解除理由コード、548 発行禁止設定理由コード、549 発行禁止有無フラグ、550 発行制限条件コード、551 発送保留、552 被特宛人有無フラグ、553 筆頭者名、554 標準基礎1、555 標準基礎2、556 標準基礎3、557 標準基礎4、558 標準基礎調整額1、559 標準基礎調整額2、560 標準利用料金、561 表示フラグ、562 部屋数、563 分割区分、564 変更年月日、565 返還控除金額合計、566 方書、567 方書外字フラグ、568 法源番号、569 法人区分、570 法人種別コード、571 法人種別位置区分、572 法人税1、573 法人税2、574 法人税繰戻発生額、575 法人税調整額1、576 法人税調整額2、577 法人税調整額3、578 法人番号、579 法定納期限、580 法定納期修正フラグ、581 本支店区分、582 本人区分、583 本籍地、584 本則課税標準数量、585 本則課税免除税額、586 本則課税免除本数、587 本則税額、588 本則返還控除金額、589 本則返還控除数量、590 本来納期限、591 本来法定納期限、592 名義人カナ氏名、593 名義人漢字氏名、594 明細番号、595 郵便番号、596 予定申告案内書、597 予定申告書、598 様式ービルマンション名など、599 様式ー氏名法人名称カナ、600 様式ー氏名法人名称漢字、601 様式ー事業所電話番号、602 様式ー事業所名、603 様式ー事業所名カナ、604 様式ー自宅電話番号、605 様式ー住所コード、606 様式ー住所所在地、607 様式ー照会番号、608 様式ー申告先税目ー県市区分、609 様式ー申告先税目ー事業所住所、610 様式ー申告先税目ー事業所所在地、611 様式ー申告先税目ー事業所名、612 様式ー申告先税目ー受付日時、613 様式ー申告先税目ー受付番号、614 様式ー申告先税目ー税事務所、615 様式ー申告先税目ー税目区分、616 様式ー申告先税目ー税目有効区分、617 様式ー申告先税目ー地方公共団体、618 様式ー申告先税目ー入力区分、619 様式ー前後区分、620 様式ー送付先ービル名など、621 様式ー送付先ー氏名、622 様式ー送付先ー住所、623 様式ー送付先ー住所コード、624 様式ー送付先ー所属役職など、625 様式ー送付先ー郵便番号、626 様式ー他有、627 様式ー代表者ービル名など、628 様式ー代表者ー氏名、629 様式ー代表者ー氏名カナ、630 様式ー代表者ー住所、631 様式ー代表者ー住所コード、632 様式ー代表者ー電話番号、633 様式ー代表者ー郵便番号、634 様式ー代理人属性、635 様式ー電子証明ー認証局区分、636 様式ー法人格、637 様式ー法人格名、638 様式ー法人個人区分、639 様式ー本支店区分、640 様式ー郵便番号、641 様式ー利用届出受付日時、642 様式ー利用届出受付番号、643 浴槽数、644 利用者ID、645 利用者ー氏名名称、646 利用者ー氏名名称カナ、647 利用者ー事業所名、648 利用者ー事業所名カナ、649 利用者代表者ー代表者住所、650 利用者代表者ー代表者電話番号、651 利用者代表者ー代表者名、652 利用者代表者ー代表者名カナ、653 利用者代表者ー代表者郵便番号、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

654 利用者一代理人属性、655 利用者一届出受付番号、656 利用者一本支店区分、657 利用者本店一所在地、658 利用者本店一電話番号1、659 利用者本店一電話番号2、660 利用者本店一郵便番号、661 利用者一利用者ID、662 履歴修正区分、663 履歴修正項目、664 履歴番号、665 連結の承認、666 連結区分、667 連結子法人区分、668 連結親子、669 連結親法人区分、670 連結法人税申告、671 連動エラーフラグ、672 連動ファイルID、673 連動済フラグ、674 連動処理時刻、675 連動処理端末名、676 連動処理日、677 連動連番、678 連番、679 連絡先開始理由コード、680 連絡先区分、681 連絡先最優先区分、682 連絡先終了理由コード、683 連絡先名称、684 連絡先有無フラグ、685 連絡先連番、686 和暦生年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納管理】データ項目数:746

1 DVフラグ、2 FAX番号、3 カナ支店名、4 カナ氏名、5 カナ世帯主名、6 カナ通称名、7 カナ名、8 クレジット区分、9 コンビニ受付店コード、10 コンビニ用自治体コード、11 コンビニ用自治体コードフラグ、12 データ番号、13 宛先識別番号、14 宛名グループ番号、15 宛名採番区分、16 宛名消除事由コード、17 宛名消除事由コード判定用、18 宛名消除日、19 宛名番号、20 宛名履歴番号、21 依頼ー案件特定キー、22 依頼ー依頼区分、23 依頼ー拡張予備領域01、24 依頼ー拡張予備領域02、25 依頼ー拡張領域01、26 依頼ー拡張領域02、27 依頼ー確認番号、28 依頼ー共通納税機関コード、29 依頼ー受付番号、30 依頼ー所属コード、31 依頼書発行済フラグ、32 依頼ー税務事務所コード、33 依頼ー税目料金番号、34 依頼ー登録依頼受信日時、35 依頼ー登録状況、36 依頼ー登録不可事由、37 依頼ー登録不可事由区分、38 依頼ー納税者ID、39 依頼ー納付者メールアドレス、40 依頼ー納付者住所、41 依頼ー納付者名、42 依頼ー納付者名フリガナ、43 依頼ー納付書情報登録依頼連番、44 依頼ー利用者ID、45 異動レコード区分、46 異動延滞金、47 異動額合計、48 異動区分、49 異動事由コード、50 異動事由コード判定用、51 異動時刻、52 異動受付フラグ、53 異動情報、54 異動申告加算金、55 異動督促手数料、56 異動日、57 異動年月日、58 異動本税額、59 異動理由コード、60 延滞金仮消込額、61 延滞金過誤納額、62 延滞金過誤納処理中額、63 延滞金計算日、64 延滞金減免区分、65 延滞金執行日、66 延滞金収入額、67 延滞金調定額、68 延滞金補正区分、69 延滞金未納額、70 延長申告期限、71 仮消込有無フラグ、72 加算金計算始期、73 加算金計算終期、74 加算金計算日数、75 加算金除算始期、76 加算金除算終期、77 加算金除算日数、78 加算金通知書発行日、79 課税状況コード、80 課税年度、81 課税年度フラグ、82 過誤納延滞金分、83 過誤納還付加算金分、84 過誤納期別、85 過誤納金額、86 過誤納区分、87 過誤納子番、88 過誤納状態区分、89 過誤納申告加算金分、90 過誤納督促手数料分、91 過誤納発生日、92 過誤納番号、93 過誤納本税分、94 過誤納納区分、95 解除日、96 回数、97 開始期、98 開始日、99 確定申告期限、100 確定申告日、101 確認前領収日、102 確認番号、103 括束番号、104 括束連番、105 完納日、106 漢字支店名、107 漢字氏名、108 漢字世帯主名、109 漢字通称名、110 漢字名、111 管理子番、112 還付延滞金加算金、113 還付加算金、114 還付加算金計算区分、115 還付金額、116 還付元宛名番号、117 還付元延滞金分、118 還付元課税年度、119 還付元期別、120 還付元月別、121 還付元事業年度開始日、122 還付元消込子番、123 還付元申告加算金分、124 還付元申告区分、125 還付元申告連番、126 還付元税目コード、127 還付元調定年度、128 還付元通知書番号、129 還付元督促手数料分、130 還付元本税分、131 還付口座有無フラグ、132 還付支払自治体コード、133 還付支払日、134 還付支払予定日、135 還付時効日、136 還付充当通知書発行日、137 還付充当停止区分、138 還付請求日、139 還付先宛名番号、140 還付方法、141 還付本税加算金、142 還付理由自由入力、143 関連フラグ1、144 関連フラグ10、145 関連フラグ11、146 関連フラグ12、147 関連フラグ13、148 関連フラグ14、149 関連フラグ15、150 関連フラグ2、151 関連フラグ3、152 関連フラグ4、153 関連フラグ5、154 関連フラグ6、155 関連フラグ7、156 関連フラグ8、157 関連フラグ9、158 関連宛名有無フラグ、159 関連事由コード、160 関連相手先宛名番号、161 期月、162 期月フラグ、163 期別、164 機械処理日、165 記号番号、166 記事番号、167 旧宛名番号、168 共有宛名番号、169 共有構成員有無フラグ、170 共有者宛名番号、171 共有者数、172 共有有無フラグ、173 強制作成フラグ、174 業務コード、175 業務手続ー業務区分、176 業務手続ー作成区分、177 業務手続ー受付行政機関名称、178 業務手続ー所属コード、179 業務手続ー税務事務所コード、180 業務手続ー税目区分、181 業務手続ー税目情報格納日時、182 業務手続ー利用者ID、183 金融機関コード、184 繰越年度、185 決裁書発行日、186 決裁書番号、187 決裁日、188 決算処理待区分、189 月別、190 検索カナ氏名、191 検索漢字氏名、192 減免日、193 個人基本種別コード、194 個人番号、195 個人法人区分、196 個人法人詳細区分、197 公示フラグ、198 公示日、199 公示入力日、200 口座種別、201 口座振替区分、202 口座振替済通知有無フラグ、203 口座振替日、204 口座申込日、205 口座通知済フラグ、206 口座番号、207 口座名義人カナ、208 口座名義人漢字、209 口振種別、210 口振不能回数、211 口振不能理由コード、212 更新アクセスコード、213 更新プログラムID、214 更新時刻、215 更新所属コード、216 更新所属自治体コード、217 更新職員番号、218 更新端末ID、219 更新年月日、220 更正決定通知日、221 更正元申告区分、222 更正元申告年月日、223 更正事由コード、224 更正請求日、225 更正日、226 構成ー構成管理情報版番号、227 構成ー手続ID、228 構成ー手続名称、229 構成ー受付行政機関ID、230 行政区コード、231 国籍コード、232 国保記号番号、233 国保徴収区分、234 催告書発行日、235 催告納期、236 最終宛名番号、237 最終更正日、238 最終収入日、239 最終調定本税、240 最終通知書番号、241 最終領収日、242 最新宛名番号、243 歳出還付支払日、244 歳入還付支払日、245 歳入歳出区分、246 在留の資格コード、247 在留期間開始日、248 在留期間終了日、249 作成所属コード、250 作成所属自治体コード、251 削除フラグ、252 産業分類コード、253 使用禁止フラグ、254 使用禁止異動日、255 子番、256 市外住所コード、257 市内市外区分、258 指定納期限、259 指定番号、260 支所コード、261 支店コード、262 支払済報奨金、263 支払済報奨金予備、264 支払予定日、265 氏名異動フラグ、266 氏名外字フラグ、267 事業所グループ番号異動フラグ、268 事業所区分、269 事業年度開始日、270 事業年度開始日フラグ、271 事業年度終了日、272 時効予定日、273 自治体コード、274 自治体識別コード、275 自動処理フラグ、276 車検有無フラグ、277 車両コード、278 車両履歴番号、279 取消依頼済フラグ、280 取消区分、281 取消日、282 受付ー国内所在地、283 受付ー商号名称、284 受付番号、285 受付ー法人番号、286 授命年月日、287 収入総本税、288 収入日、289 収入日フラグ、290 収納異動連番、291 収納更正元子番、292 収納更正日、293 収納種別、294 収納種別フラグ、295 修正区分、296 修正前宛名番号、297 修正前課税年度、298 修正前回回数、299 修正前確認番号、300 修正前括束番号、301 修正前括束連番、302 修正前期月、303 修正前子番、304 修正前事業年度開始日、305 修正前自治体コード、306 修正前収入日、307 修正前収納種別、308 修正前消込延滞金、309 修正前消込金額、310 修正前消込申告加算金、311 修正前消込退職税額、312 修正前消込督促手数料、313 修正前消込報奨金、314 修正前消込本税額、315 修正前申告区分、316 修正前申告連番、317 修正前税目コード、318 修正前調書番号、319 修正前調定年度、320 修正前通知書番号、321 修正前年金保険者コード、322 修正前納付区分、323 修正前納付書種類、324 修正前納付番号、325 修正前領収日、326 終了期、327 終了日、328 住所、329 住所異動フラグ、330 住所枝番3コード、331 住所枝番コード、332 住所自治体コード、333 住所小枝番コード、334 住所町名コード、335 住所番地コード、336 住所番地編集区分、337 住所方書、338 住定届出日、339 住定日、340 住民届出日、341 住民日、342 住民番号、343 住民票コード、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

344 充当延滞金加算金、345 充当加算金、346 充当金額、347 充当元宛名番号、348 充当元延滞金分、349 充当元課税年度、350 充当元期別、351 充当元月別、352 充当元事業年度開始日、353 充当元消込子番、354 充当元申告加算金分、355 充当元申告区分、356 充当元申告連番、357 充当元税目コード、358 充当元調定年度、359 充当元通知書番号、360 充当元督促手数料分、361 充当元本税分、362 充当子番、363 充当執行日、364 充当処理日、365 充当先宛名番号、366 充当先延滞金分、367 充当先課税年度、368 充当先期別、369 充当先月別、370 充当先事業年度開始日、371 充当先消込子番、372 充当先申告加算金分、373 充当先申告区分、374 充当先申告連番、375 充当先税目コード、376 充当先調定年度、377 充当先通知書番号、378 充当先督促手数料分、379 充当先納期限、380 充当先本税分、381 充当先未納延滞金分、382 充当先未納申告加算金分、383 充当先未納督促手数料分、384 充当先未納本税分、385 充当本税加算金、386 処理停止メッセージ、387 処理停止期限、388 処理停止状態区分、389 処理停止職員番号、390 処理停止端末名、391 処理停止日、392 処理停止理由区分、393 所属コード、394 所得税更正通知日、395 除算期間開始日、396 除算期間終了日、397 小学校区コード、398 消込エラーコード、399 消込延滞金、400 消込延滞金フラグ、401 消込回数フラグ、402 消込括束番号フラグ、403 消込括束連番フラグ、404 消込金額、405 消込金額フラグ、406 消込子番、407 消込消込退職税額フラグ、408 消込申告加算金、409 消込申告加算金フラグ、410 消込退職税額、411 消込退職税額フラグ、412 消込調書番号フラグ、413 消込督促手数料、414 消込督促手数料フラグ、415 消込報奨金、416 消込報奨金フラグ、417 消込本税額、418 消込本税額フラグ、419 消込認定日、420 消込事由コード、421 消込事由コードー判定用、422 消込届出日、423 消込日、424 職員番号、425 信頼性フラグ、426 審査更新ー最終更新日、427 振替宛名番号、428 振替課税年度、429 振替期別、430 振替金額、431 振替口座有無フラグ、432 振替事業年度開始日、433 振替処理日、434 振替消込子番、435 振替申告区分、436 振替申告連番、437 振替税目コード、438 振替調定年度、439 振替通知書番号、440 振替理由コード、441 申告加算金仮消込額、442 申告加算金過誤納額、443 申告加算金過誤納処理中額、444 申告加算金種類、445 申告加算金収入額、446 申告加算金調定額、447 申告加算金未納額、448 申告基準日、449 申告基礎区分、450 申告基礎年月日、451 申告区分、452 申告区分フラグ、453 申告書属性ー申告書様式ID、454 申告書属性ー申告書様式名称、455 申告年月日、456 申告連番、457 申告連番フラグ、458 申込日、459 人的非課税区分ー軽自、460 人的非課税区分ー固定、461 人的非課税区分事由コードー軽自、462 人的非課税区分事由コードー固定、463 世帯区分、464 世帯識別番号、465 世帯番号、466 世帯有無フラグ、467 性別、468 生年月日、469 税保コード、470 税目コード、471 税目コードフラグ、472 設置届出日、473 設置日、474 設定日、475 選挙区コード、476 前回更新アクセスコード、477 前回更新プログラムID、478 前回更新時刻、479 前回更新職員番号、480 前回更新端末ID、481 前回更新年月日、482 前市外住所コード、483 前市内市外区分、484 前住所、485 前住所枝番コード、486 前住所枝番コード、487 前住所自治体コード、488 前住所小枝番コード、489 前住所町名コード、490 前住所番地コード、491 前住所番地編集区分、492 前住所方書、493 前納報奨金、494 前納報奨金予備、495 送付先開始理由コード、496 送付先区分、497 送付先氏名、498 送付先終了理由コード、499 送付先住所、500 送付先方書、501 送付先有無フラグ、502 送付先郵便番号、503 続柄1、504 続柄2、505 続柄3、506 続柄4、507 滞繰調定本税、508 退職市区町村民税差額、509 退職人員数、510 退職調定入力フラグ、511 退職通知書発付日、512 退職都道府県民税差額、513 退職納入申告日、514 代表者宛名番号、515 代表者宛名番号異動フラグ、516 代表者個人法人区分、517 端末ID、518 団体内統合宛名番号、519 中学校区コード、520 調査票出力年月日、521 調書番号、522 調定年月、523 調定年度、524 調定年度フラグ、525 調定履歴有無フラグ、526 通称名外字フラグ、527 通称名区分、528 通称名優先区分、529 通知時還付方法、530 通知書採番区分、531 通知書種類、532 通知書番号、533 通知書番号フラグ、534 通知書番号付加番号、535 低率終了日、536 点字フラグ、537 電子申告利用届出異動事由、538 電話番号、539 電話番号区分、540 電話番号内線、541 登録元コード、542 登録自治体コード、543 登録生年月日、544 登録税目コード、545 登録日、546 都市計画税区分、547 特宛人宛名番号、548 特記重要度区分、549 特記情報、550 特記情報有無フラグ、551 特記連番、552 特微事業所宛名番号、553 特土徴収区分、554 督促確認番号、555 督促公示日、556 督促取消日、557 督促手数料仮消込額、558 督促手数料過誤納額、559 督促手数料過誤納処理中額、560 督促手数料収入額、561 督促手数料調定額、562 督促手数料未納額、563 督促状停止理由コード、564 督促状発行日、565 督促停止区分、566 督促納期、567 督促納付番号、568 届出日、569 内訳調定額1、570 内訳調定額2、571 内訳調定額3、572 内訳調定額4、573 内訳調定額5、574 内訳調定額6、575 入金データ種別、576 年金保険者コード、577 年金保険者コードフラグ、578 年調定額、579 年度、580 納期限、581 納期特例区分、582 納税者ID、583 納税組合番号、584 納組開始日、585 納組終了日、586 納組有無フラグ、587 納付区分、588 納付区分フラグ、589 納付時年金保険者コード、590 納付種別、591 納付書種類、592 納付書種類フラグ、593 納付書情報登録済年月日、594 納付書情報登録不可事由区分、595 納付書番号フラグ、596 納付番号、597 農地変更日、598 廃止届出日、599 廃止日、600 排他フラグ、601 発行禁止解除理由コード、602 発行禁止設定理由コード、603 発行禁止有無フラグ、604 発行制限条件コード、605 発生元収入日、606 発生元領収日、607 発生収入延滞金分、608 発生収入申告加算金分、609 発生収入督促手数料分、610 発生収入本税分、611 発生調定延滞金分、612 発生調定申告加算金分、613 発生調定督促手数料分、614 発生調定本税分、615 被特宛人有無フラグ、616 備考、617 筆頭者名、618 表示フラグ、619 不納欠損区分、620 不納欠損事由コード、621 不納欠損処理日、622 不納欠損本税、623 賦課時年金保険者コード、624 分納回数、625 文書作成日、626 文書発行日、627 変更締切日、628 変更納期限、629 返戻年月日、630 返戻理由コード、631 方書、632 方書外字フラグ、633 法人種別コード、634 法人種別位置区分、635 法人番号、636 法定納期限、637 法定納期限等、638 本支店区分、639 本人区分、640 本税仮消込額、641 本税過誤納額、642 本税過誤納処理中額、643 本税収入額、644 本税調定額、645 本税未納額、646 本籍地、647 未処理延滞金分、648 未処理還付加算金分、649 未処理金額、650 未処理申告加算金分、651 未処理督促手数料分、652 未処理本税分、653 名義人カナ氏名、654 名義人漢字氏名、655 免除認定日、656 郵便番号、657 予備1、658 予備2、659 予備3、660 予備4、661 予備5、662 様式ービルマンション名など、663 様式ー氏名法人名称カナ、664 様式ー氏名法人名称漢字、665 様式ー事業所電話番号、666 様式ー事業所名、667 様式ー事業所名カナ、668 様式ー自宅電話番号、669 様式ー住所コード、670 様式ー住所所在地、671 様式ー照会番号、672 様式ー申告先税目ー県市区分、673 様式ー申告先税目ー事業所住所、674 様式ー申告先税目ー事業所所在地、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

675 様式－申告先税目－事業所名、676 様式－申告先税目－受付日時、677 様式－申告先税目－受付番号、678 様式－申告先税目－税事務所、679 様式－申告先税目－税目区分、680 様式－申告先税目－税目有効区分、681 様式－申告先税目－地方公共団体、682 様式－申告先税目－入力区分、683 様式－前後区分、684 様式－送付先－ビル名など、685 様式－送付先－氏名、686 様式－送付先－住所、687 様式－送付先－住所コード、688 様式－送付先－所属役職など、689 様式－送付先－郵便番号、690 様式－他有、691 様式－代表者－ビル名など、692 様式－代表者－氏名、693 様式－代表者－氏名カナ、694 様式－代表者－住所、695 様式－代表者－住所コード、696 様式－代表者－電話番号、697 様式－代表者－郵便番号、698 様式－代理人属性、699 様式－電子証明－認証局区分、700 様式－法人格、701 様式－法人格名、702 様式－法人個人区分、703 様式－本支店区分、704 様式－郵便番号、705 様式－利用届出受付日時、706 様式－利用届出受付番号、707 利用者ID、708 利用者－氏名名称、709 利用者－氏名名称カナ、710 利用者－事業所名、711 利用者－事業所名カナ、712 利用者代表者－代表者住所、713 利用者代表者－代表者電話番号、714 利用者代表者－代表者名、715 利用者代表者－代表者名カナ、716 利用者代表者－代表者郵便番号、717 利用者－代理人属性、718 利用者－届出受付番号、719 利用者－本支店区分、720 利用者本店－所在地、721 利用者本店－電話番号1、722 利用者本店－電話番号2、723 利用者本店－郵便番号、724 利用者－利用者ID、725 履歴修正区分、726 履歴修正項目、727 履歴番号、728 領収時間、729 領収日、730 領収日フラグ、731 連動エラーフラグ、732 連動ファイルID、733 連動済フラグ、734 連動処理時刻、735 連動処理端末名、736 連動処理日、737 連動連番、738 連番、739 連絡先開始理由コード、740 連絡先区分、741 連絡先最優先区分、742 連絡先終了理由コード、743 連絡先名称、744 連絡先有無フラグ、745 連絡先連番、746 和暦生年月日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 市民税データファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、公的年金等支払者から電子的に提出された情報を格納しており、記録された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 ・国税連携システム(eLTAX)は接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・個人住民税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ - eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。また、国税連携システムについても、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 - なお、国税連携システム(eLTAX)は、国税庁から法令等により定められた様式で他市区町村に送信された情報のうち、本市に課税権がある情報のみ、本市を送付先として指定されて送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。) ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルからサービス検索・電子申請機能へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) eLTAXは、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) eLTAXは、公的年金等支払報告書等について、書面に代えて電子的な方法で受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 また、審査システム(eLTAX)で保管している情報は、税務システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) 審査システム(eLTAX)において給与支払報告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定された閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、暗号化された情報を受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用回線(LGWAN)が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
－			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市民税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。 <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。	
その他の措置の内容		離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
	リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
	リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。 <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システムの的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。記録は5年保管する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査 ・情報の複写及び複製を行わないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。 <申請管理システムにおける措置> 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。また、必要に応じて本市職員が現地調査を行う。 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。	
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに 関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。	
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。また、システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。 ・給与支払者 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。(記録の保存期間は最大730日)		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第9条第2項及び番号法第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 また、国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・サーバにはシステム管理者以外はアクセスできない。 ・ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。また、システム連携基盤において、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することはできない仕組みとなっている。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)にログインをして確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者による提供の場合には、地方税共同機構と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は接続先が固定されたLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線(KWAN)を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 なお、国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	税務職員への特定個人情報保護についての周知徹底や提供・移転の際、別職員との二重チェック等を行う。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線(KWAN)が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他市区町村までは、接続先が固定されたLGWAN回線が利用されているほかは、同様である。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜市税システム及びシステム連携基盤における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<市税システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
再発防止策の内容		別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報that古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報that消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 固定資産税データファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けなようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・固定資産税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 eLTAXは、申告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)において償却資産申告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	固定資産税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。		

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等	
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。記録は5年保管する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。また、特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、監査又は検査を行っている。	
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理している。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第9条第2項及び番号法第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム(eLTAX)を利用して特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・サーバにはシステム管理者以外はアクセスできない。 ・ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)にログインをして確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	税務職員への特定個人情報保護についての周知徹底や提供・移転の際、別職員との二重チェック等を行う。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理しており、データ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システムで提供する電子データについては、本市と提供者との間の情報連携については、本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは接続先が固定されたLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から利用者までは、インターネット回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は自機関向けに中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜市税システム、システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<市税システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(3) 軽自動車税データファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・軽自動車税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	軽自動車税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等	
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。
--------------------	--

具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。
-----------------	--

具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。
--------	---

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。
--	---

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。
------------------------------------	--

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。また、特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、監査又は検査を行っている。	
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第9条第2項及び番号法第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		・サーバにはシステム管理者以外はアクセスできない。 ・ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	税務職員への特定個人情報保護についての周知徹底や提供・移転の際、別職員との二重チェック等を行う。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理しており、データ提供は、システム上、許可された提供先のみに提供されるよう制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		

リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜市税システム、システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<市税システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
再発防止策の内容		別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。
その他の措置の内容		-
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 事業所税データファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・事業所税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。 <審査システム(eLTAX)における措置> eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 eLTAXは、申告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携(利用届出情報)し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)において事業所税申告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事業所税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等	
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

☐ 委託しない

--	--

- 1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。
- 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。
 - ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守
 - ・機密保持
 - ・再委託の禁止又は制限
 - ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止
 - ・情報の複写及び複製の禁止
 - ・情報の帰属
 - ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等
 - ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室
 - ・事故発生時における報告義務
 - ・事故時等の公表
 - ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
- 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

委託契約書に以下の規程を設ける。

- ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。
- ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。
- ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

- ・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。
- ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。

委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。記録は5年保管する。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査

- ・情報の複写及び複製を行っていないこと。
- ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。
- ・返却の際、受渡票等の書類により行う。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。また、特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、監査又は検査を行っている。
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
	再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。
その他の措置の内容		-
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) その他諸税データファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・その他諸税の賦課事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 eLTAXは、申告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム(eLTAX)で保管している情報は、市税システムに連携(利用届出情報)し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人 審査システム(eLTAX)において事業所税申告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市たばこ税及び入湯税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等	
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。
--------------------	--

具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。
----------	--

具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。
--------	---

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。
----------------------------------	---

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。記録は5年保管する。
--	--

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。
------------------------------------	--

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定			
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保			
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。	
	その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	
リスクへの対策は十分か			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
	再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。
その他の措置の内容		
-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(6) 収納管理データファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・各税目において、窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行っている。 ・各税目で賦課対象者をシステムへ入力した後、対象者を追加・訂正・削除することはできない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	収納管理事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本(申告書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	収納管理に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。	
アクセス権限の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	
特定個人情報の使用の記録	記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID 等	
その他の措置の内容	離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 現場(市税事務所)の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている庁舎内の電算室での作業に限定している。 サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3 委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。記録は5年保管する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて現地調査 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。なお、川崎市市税口座振替事務センターにおける市税システム端末の利用にあたっては、特定個人情報が画面及び出力物に表示されないよう機能制限を行う。
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は自機関向けに中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<市税システム、システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<市税システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・クライアントでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はサーバで一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とし、また、セキュリティゾーン内でのみ実施可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたサーバ上のデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。 ・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施します。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施します。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	現場(市税事務所)の職員に対して、特定個人情報を取扱う初年度においては、番号制度全体の知識習得と合わせて特定個人情報に特化した研修を行う。また、次年度以降については、毎年度行っている研修に特定個人情報の安全管理の内容を盛り込み、継続して安全かつ適正な運営を行う。 また、担当者を、地方税共同機構が実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・財政局税務部税制課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2192 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	宛名管理業務ファイル、市民税データファイル、電子申告利用申請ファイル、その他諸税ファイル、固定資産税データファイル、電子申告償却資産データファイル、土地ファイル、家屋ファイル、償却資産ファイル、市税口座振替業務ファイル、市税収納業務ファイル、市税滞納整理業務ファイル、市税滞納処分業務ファイル、収納管理データファイル、軽自動車税データファイル、滞納処分決裁書
公表場所	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財政局税務部税制課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2192
②対応方法	-

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び財政局税務部税制課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受付予定。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施予定。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]